

第57回穴粟市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成26年3月5日（水曜日）

招集の場所 穴粟市役所議場

開 議 3月5日 午前9時30分宣告（第3日）

議事日程

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

応 招 議 員（18名）

出 席 議 員（18名）

1番 鈴木 浩之 議員	2番 稲田 常実 議員
3番 飯田 吉則 議員	4番 大畑 利明 議員
5番 小林 健志 議員	6番 伊藤 一郎 議員
7番 榎橋 美恵子 議員	8番 西本 諭 議員
9番 秋田 裕三 議員	10番 藤原 正憲 議員
11番 東 豊俊 議員	12番 福島 齊 議員
13番 岡前 治生 議員	14番 山下 由美 議員
15番 林 克治 議員	16番 実友 勉 議員
17番 高山 政信 議員	18番 岸本 義明 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 中村 司 君	書 記 宮崎 一也 君
書 記 清水 圭子 君	書 記 原田 渉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元晶三君	副市長	清水弘和君
教育長	西岡章寿君	参事兼企画総務部長	高橋幹雄君
参事兼土木部長	平野安雄君	会計管理者	杉尾克君
一宮市民局長	秋武賢是君	波賀市民局長	西川龍君
千種市民局長	阿曾茂夫君	まちづくり推進部長	西山大作君
市民生活部長	岸本年生君	健康福祉部長	浅田雅昭君
産業部長	前川計雄君	農業委員会事務局長	前田正明君
水道部長	船引英示君	教育委員会教育部長	岡崎悦也君
総合病院事務部長	広本栄三君		

(午前 9時30分 開議)

議長(岸本義明君) 皆様、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

それでは、日程に入ります。

日程第1 一般質問

議長(岸本義明君) 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順番に発言を許可します。

まず、秋田裕三議員の一般質問を行います。

9番、秋田裕三議員。

9番(秋田裕三君) 9番、秋田裕三です。議長の許可を得ましたので、ただいまから一般質問を行います。

3点ほどお伺いをいたします。

まず、1点目に、教育長にお尋ねをいたしますが、タブレット型パソコンの導入検討についてというテーマであります。

このことにつきましては、先般、私たち創政会で、武雄市に視察に参りました。武雄市は非常にこのタブレット型につきましては、進歩しておりまして、小学校、中学校全域に4,500台に上るタブレット型を入れたという報告を聞いたり、あるいは、また他市の状況等を幾らか調査した結果、宍粟市の従来型のパソコン、これに対しまして少し提言を申し上げたいとこういうように思います。

従来型のパソコンからタブレット型への移行は、後戻りしない時代の流れであります。しかしながら、新しい技術は、また長短いろいろとあるものであります。まだ全面的な導入はしばし待つ必要があるのではないかと考えたところであります。タブレット型のパソコンは文章作成、あるいは表計算等が若干使いにくい、改善が待たれる、技術革新を待つところであります。

そこで、1、2年後を見込んで本年度は教える側の教師の皆さんに、ある意味トレーニングという意味も含めまして、そういった趣旨を持ちまして、教師を中心に研究のために幾らかのタブレット型パソコンを導入実施すべきであると、そういう提案をしたいところであります。

教育長の所見を伺うところであります。

これは将来にわたりまして、いずれ学校現場に導入されるだろうという想定のも

とでの質問であります。

2点目に、山崎町中広瀬にあります。県のみどり公社跡地、これにつきましてお尋ねをいたします。

これは平成24年の12月議会にて提起しておりますが、「県のみどり公社西播磨事業所跡地を県からの払い下げ交渉」について、平成24年12月議会で一度取り上げております。その後の進捗はどうなっておりますかということでもあります。

最近、私のところには、実は、中広瀬の地元の方はもちろんのことですが、山崎地区の事業主と経営者の方々からも、市が所有し有効活用すべしという声がたくさん届いております。そういう実態も踏まえまして、この県との交渉がいかになっているかというところを伺うところであります。

三つ目に、平成25年12月議会において、人口減対策の案といたしまして、出産奨励金の提案を申し上げたところ、市長の回答は研究してみるとの回答でありました。これは非常に大きな問題でありますし、難しい問題でありますので、確かに研究期間が要するというふうに思っております。難しい問題ではありますが、市長のその後の研究成果をお尋ねするところであります。御提案、御提示をお願いするところであります。

以上です。

議長（岸本義明君） 秋田裕三議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） おはようございます。連日大変御苦労さまでございます。本日もよろしくお願ひ申し上げたいと、このように思います。

ただいま秋田議員から大きく三つの御質問をいただいたところでありますが、私のほうから3点目の人口減対策、このことについて御答弁を申し上げさせていただきますと、このように思います。

今もお話が出たとおり、12月議会で御提案をいただきました。それを研究するとこういうことでありましたその出産奨励金であります。この間、幾つかの市町の状況もお聞きしたところであります。この出産奨励金という制度に限らず、現金給付制度でいわゆる施策として対応なされている市町があるわけでありましたが、それらの状況をつぶさに聞く中で、なかなか施策の推進については、一定の成果を得ていないとこんな状況もお聞きをしておるところであります。

かねて申し上げましたとおり、宍粟市においても、合併後、子宝祝い金を廃した経緯があるわけでありましたが、そのときの理由もそういったことも踏まえて廃止に

なされたと、私も聞いておるところであります。

当然、この祝い金制度も一つの方策と考えられるわけではありますが、私は、それぞれ住んでいらっしゃる方がふるさとに誇りを持ち、将来にわたって住み続けたいところと思っていただける施策、当然、それにも重点を置かなければならないところと考えております。

しかしながら、今日の状況を鑑みまして、当然、人口減の歯どめにあらゆる施策を講じなくてはならないところと考えておるところであります。

それらの観点から、宍粟市においても現在、それぞれ各種事業を実施しておるところであります。特に、不妊治療費助成でありますとか、妊婦健康診査費の助成、さらにまた医療費の助成、これらを通じて安心感のある、あるいは安心を高めるとこういう制度をそれぞれ構築しておるところであります。

また、さらに今回上程をしております上下水道料金においても、若い世代の方々にも当然受け入れていただけるように、できるだけ低廉でとこういう観点で努力をしております。そのことについても今議会で、是非それぞれ御議論をいただけたらと、このように考えておるところであります。

あわせて、産業立地においても、多くの企業を誘致するとこういう観点で新たな条例も制定しておりますし、予算にもお示しをしておりますとおり、林業の担い手の育成とこういう観点など、平成26年度においても、新たに創設や拡充をした事業もあるわけです。要は、働く場所の確保、これに向けた施策も大変重要であると、あるいは大きな定住人口の増加につながる要素だろうと、このように考えております。

また、姫路を含めた通勤圏へのアクセス、この問題についても整備、特に道路整備等々の促進、これについても非常に重要な部分があります。当然、国や県への要望を重ねながら、その整備を図っていかなくてはならないと、これは繰り返しますが、通勤圏の確保とこういう観点から、非常に重要な部分であろうと、このように考えております。

そういったことも含めて、定住を促進していく環境整備をあらゆる分野の中で推進することが重要であると、このように考えておるところであります。

そのような目標に向けて、今回、地域で元気になっていただこうと、生き生きした地域の創造とこういう観点の中で、地域創造枠事業に取り組もうとしておるところであります。特に、観光による交流人口の増大を図ったり、あるいはそれらを通じて地域が元気になると同時に、人口減にも歯どめをかけるという、こういう視点

を大事にしながら、推進をしていきたいなと、このように考えておるところであります。

そういう中で、最後に御質問のありました市長としていい政策を何か考えとらへんかとかこういうことも御質問の中にありました。今、現在、私自身の考え方としてこんな考え方を持っております。実際には予算化には至っておりませんが、いまだ研究とかこういうことでありまして、現状としては、先ほど申し上げましたとおり、あらゆる施策の中で定住促進を図っておるところであります。特に企業誘致でありますとか、雇用促進、この問題につきましては、なかなか一朝一夕には進まないこういう状況でありますし、今日の経済の状況、あるいはグローバル化した社会の中で、なかなか非常に厳しい状況があることは、もう御存じのとおりだと、このように思います。

先ほど申し上げた道路環境の向上であったり、あるいは公共交通の確保、このことによって宍粟市からの通勤圏の拡大が徐々に広がっておるところであります。御存じのように、高速バスを利用しますと、神姫バスで山崎の待合所から三ノ宮まで1時間半で必ず行くということになっております。大阪までも2時間で行くことが可能になってきました。

そういうことから考えまして、例えば、高速バス通勤等が非常にしやすくなった環境ができつつあります。例えば、通勤圏の拡大による、そういったことによって、定住人口の拡大、こんなことも図れるんじゃないかなとかこういう観点から考えますと、ある意味通勤費の助成、こういったことも考えられるんじゃないかなと、このように思っております。

さらに、また、団塊の世代等々がもう既に後半になっておりまして、もう間もなく団塊の世代もいよいよ定年を含めて、あるいは定年延長を含めていよいよそういう時代になっておるわけでありまして、Uターン、Iターンの促進は、非常に重要な部分であると、このように考えておりまして、転入者の住宅の新築やあるいは3世代同居のための住宅の新築あるいは増築、こういったことも当然一つの施策として考えられるであろうと、このように考えておりまして、それらの支援を含めて今後検討をしていきたいと、このように考えております。

現段階では、そのような考え方の中で、もう少し詰めさせていただいて、できるだけ定住促進を図ってまいりたいと、このように考えておるところであります。

御提案の出産奨励金も非常に重要な部分もありますが、私は各方面の中で、先ほど申し上げた案も含めて、今後より具体化に努めてまいりたいと、このように考え

ておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

あとの2点については、教育長なり担当参事のほうから御答弁をさせていただきます。

議長（岸本義明君） 続いて、教育長、西岡章寿君。

教育長（西岡章寿君） 秋田議員のタブレット型パソコンの導入に向けて研究したほうがいいのではないかと御質問であります。結論から申し上げますと、可能な限り導入に向けて研究すべきであると、このように考えております。

現在、各小中学校に設置されておりますパソコンにつきましては、児童生徒が発表資料の作成や写真等のデータ共有、さらにはインターネットを活用した情報収集等に活用をしております。特に、中学校におきましては、技術家庭の教科の中で、学習指導要領に情報に関する技術というものが示されておまして、ワープロソフトでの文章作成や表計算ソフトでのデータ処理といった部門について、積極的にパソコンを利用しております。

議員御指摘のとおり、タブレット型パソコンがこれらの機能にも対応できるようになるためには、今後さらなる機能の改善が待たれるところであります。そして、近い将来、タブレット型パソコンが児童生徒の表現活動の可能性を広げる画期的な学習ツールになるということは間違いのないと思っております。

昨年11月に、一度研究しようということで、教育委員会としましても、他県に出かけまして研究指定校を視察しました。そこでは、生徒の発表やプレゼンテーション、それから意見交換や情報共有といった学習タイプにどのようにタブレット型パソコンを活用するのかという研究が進めておられました。これまで児童生徒が黒板や模造紙に発表できるようにまとめてやっていたんですが、タブレットパソコンなら、とても短い時間で、非常にわかりやすい資料につくり上げることができます。同時に、教師の教材提示のバリエーションも非常に多彩になることから、授業方法の革新にも繋がる可能性があるところというように思っております。

ただし、タブレット型パソコンを活用した授業例はまだまだ少なく、また、御指摘のありましたように、使いこなせる教員もごく少数であるというのが実態であります。このことから、本市でも本格導入を前に、授業でのより有効な活用方法を研究し、事前に教職員が研修を深めて対応していくことが大切であると、このように考えております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） 秋田議員から御質問のありました2点目の県みどり公社跡地の払い下げ交渉の進捗状況についてでございますけれども、御存じかと思いますが、当該土地につきましては、平成24年4月に福崎町に事務所が移転したことに伴いまして、1万2,800平米余りの広大な土地が遊休地となっております。

これも御存じかと思いますが、兵庫県では今年度新しい行財政構造改革に取り組むということで、第3次行革プランの策定に取り組まれておりまして、その中で、県保有の遊休地の積極的な売却に取り組むという方針が示されております。

まず、遊休地所在市町への売却の打診を行いまして、市町に購入の意思がない場合は、民間への売却を進めるというふうにされております。

この方針に基づきまして、昨年の秋に県から宍粟市のほうへ、具体的な払い下げの打診がございまして、市といたしましては、中国自動車道山崎インターに隣接しており、また市役所にも近いこの立地条件のよさがありますことから、さまざまな利用可能な土地であると考えておりまして、取得する方向で検討したいという旨を県に報告している状況でございます。

現在は、市として活用方法を検討しております。また、取得する場合の購入希望価格の算定作業を進めておりまして、それらの整理が済みました段階で、県との具体的な交渉に入っていきたいというふうに、今は考えております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 9番、秋田裕三議員。

9番（秋田裕三君） まず、教育長の回答をいただいたところの範囲で、私が冒頭指摘しているとおりでありますけれども、問題点は使える人が少数であると、ここを、少数というのは5人なのか10人なのか20人なのかということになるわけなんです。仮に、話をわかりやすくするために10人と勝手に仮定したら、やっぱりここは中学校区、あるいは小学校区そこそこに何人かおるという状況をつくり出していきたいと思うわけです。したがって、校区×3人ぐらいを目安に、一つの学校に3人か2人は十分こなせる先生がおいでだと、こういう状況をつくり出していきたい、そして、技術革新がある段階に来た時点で、導入を図るとこういうストーリーにしていきたいなと思います。

教育長のそこら辺の私と教育長との認識の人数のあたりはいかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 教育長、西岡章寿君。

教育長（西岡章寿君） 確かに、学生も含めて教員も一般にもタブレットが非常に

普及しております、タブレットを活用している人は多いと思います。しかし、この授業に活用できるかということ、まだまだ研究段階でありまして、今、御指摘がありましたように、人数としては申せませんが、この平成26年度からその研究を深めていきたいというふうに、今は考えておりますので、議員の今おっしゃったように、校区に3人ぐらいはこなせるような研修に進めて行けたらいいなというふうに考えております。

以上です。

議長（岸本義明君） 9番、秋田裕三議員。

9番（秋田裕三君） そのようにお願いいたします。

それから、高橋参事の回答であります、計画を十分に立てて有効活用すべき、第一段階のその県からの買う意思があるかないかということに対して、市長の意思は買うということで、今、交渉の下段階に入っているということでもありますので、これは方向としては有効活用の計画を平成27年の総合計画の中に絶対に入るんだとそういう計画をきちっと立てて、そのためにこのぐらいの土地がいるんだと、そういったことをつくっていただきたいというふうに思いますので、平成27年の総合計画までに十分な計画を立て、それまでに土地が手に入ればそれにこしたことにありませんので、市長の買い付けの意欲、買いたいという気持ちはよく先ほどの説明で理解しましたんで、意欲をちょっと確認しときたいんです。その平成27年の計画を含めて。そここのところの回答を。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） ただいま参事のほうから御答弁申し上げたとおり、そういう方向で今現在進めておりまして、私としても今おっしゃったように、一体どのような形で、どう利活用するのか、当然、平成27年度からの総合計画に反映していきたいと、このように考えております。

議長（岸本義明君） 9番、秋田裕三議員。

9番（秋田裕三君） これは前向きな話でありますので、是非計画が実現して土地が宍粟市に入手できますように、よろしくお願いをしたいと思います。

その次に、市長の冒頭の回答をいただきまして、いろいろやっておいでやなというふうに思うところもありますし、先の12月議会で私が提起しかけた考えと少し違うなというところがあります。あえて、ここはここが違うんじゃないかなというところを、今から少し申し上げたいと思います。

12月議会には、30年後を想定したときに、25年後でもいいんですが、今の1歳前

後の方が成人されて新しい家庭を築くということを想定したとき、仮に25年後を想定したときに、その25年後のときに新家庭を持つ世代の人数が少なかったら、次の世代に繋いでいけないということを私は申し上げたんです。

ですから、今の直近のここ数年、ここから5年か10年の範囲の子どもたちの数が減るということは、将来にわたって危機的な宍粟市の弱いポイントになってきますので、何としても若い世代に子どもをたくさん、子宝に恵まれるようにしていただきたいと、そのことが30年後の宍粟を救うんだと、25年後の宍粟を救うんだという意味で、ここはもう直接的な支援で出産奨励金をという提言を申し上げたわけですが、ただいまの市長の答弁では、さほど成果が出ていなかったとか、いろんな答弁をされて、また、その環境整備には非常に努力されてるなという話もよくわかります。わかりますが、やはりここは直接的な政策を打っていただきたいなと思うんです。

それで、何て言うのかな、言葉でちょっと適切な言葉が見当たりませんが、子宝政策という一つのことを想定していただきたいんです。今、少子高齢化の時代なんで、非常に困っているんだということで、そういう時代が来るんだということで、その対応策をと考えていくわけですけども、人口が減っていくわけだから、逆に人口を増やしていく政策、すなわち、短く言ったら子宝政策というような、そういったネーミングが正しいかどうかわかりませんが、市長として宍粟市の一つの大方針として、そういうものをつくっていただきたいと思うんです。

それから、もう一つは、市長の説明をずっと先ほど聞いておいたら、例えば、働く場所、それから妊婦の助成、あるいは医療の助成、水道の助成、あるいは企業の誘致、それから林業の場所、そういったことを言われた。市全体として考えておいでなんやから、宍粟市の総生産はどのぐらいあって、それを減らさないように市民一人当たりの付加価値、総生産力というものを、一人当たりの生産力というものの比較で考えたときに、それを減らさないように落ち込まないようにするという意味では、もちろん企業誘致なんかも大事ですよ、だけれども、政策的に将来を見越して、数字の上できっちりつかんでいって、宍粟の総生産力÷市民数で計算したときに、その一人当たりのパーセントの生産量が落ちないという政策を考えていかないと、何かその交流人口というのは、それは確かに人がたくさんよそから来てくださったら、観光にしても何にしても、たとえ幾らかの付加価値を落とすということ、それはよくわかるんですけども、宍粟の力としてはいかがかなというふうにちょっとこう思いよったんです。先ほどの説明を聞きながら。

ですから、今日の再質問として御提案申し上げたいのは、子宝政策と宍粟一人当たりの総生産力を落とさないという、国民総生産の宍粟バージョンでありますけれども、そのこのところの政策を打ってくださらないかなというふうに思うわけです。

私もよくもうちょっと研究して、またいろんな提言をしていきたいと思っておりますけど、その狙いどころちょっと市長と違っていたんです。そこら辺のところ回答していただきたいんですけど。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 今おっしゃったように、恐らく狙いどころは多分共通しておるとこういうふうに思うんですか、ただ手法が少し私は違うのかなと思うっております。

私は、当然、今後の人口構造を考えた場合、先ほど25年とおっしゃったわけですが、宍粟市の人口は25年後には3万人を切ろうとこういう状況になっております。したがって、平成17年が出生が450～460だったと思います。それで、現在は300人、間もなく300人を切ります。こういう状況が出生状況として現実あらわれております。

これは、全国の比例を見ても同じような状況の比で落ちております。全国的には、25年後には、今1億2,000万が1億を切ると、こういう状況が出ていると。したがって、GNP換算は人口と比例しますので、当然落ちてくるのは当然のことです。ただ、私はそれをどうやって手をこまねいて待つておくというわけにはいかないのです、私は子どもをまず産んで育てやすい環境をどう醸成していくか、少なくなる子どもたち、これをとめるというのはなかなか非常に厳しいんですが、その少ないながらもどう育てるかという環境を、私は大事にしなくてはならないかなと思うっております。それには、教育だったりいろいろな力が作用するわけであり

ます。さらに、また、当然、いろんな意味で、子どもを産んで育てるためには、働く場の問題だったり、あるいは、暮らしやすさ、あるいは自然だったり、そういったものを総合的にやっぱりそれぞれ人間としての営みの中で感じながら、その暮らしやすさを求めていこうとこういう観点からすると、私はいろんな施策の中で、やはりそういう方向を向いて施策を転換しないと、なかなか定住だったり、子どもを産んでいただくような環境というのは難しいのかなと思うっております。

そういう観点で、今おっしゃるように、子宝祝い金という子どもが生まれてからおめでとうという考えも非常に大事ですが、それより、私は、宍粟市はでき

るだけそこに住んでいただいて子どもを産んで育てようという環境を醸成することによって、少しでも人口が増加に、あるいは歯どめに、抑制、こういうことが私は大事ななところだと思っていますので、そういう観点で政策を進めていきたいと、このように思っています。

議長（岸本義明君） 9番、秋田裕三議員。

9番（秋田裕三君） そこもよく理解いたします。合致もしているところもございます。自分たちのまちよりも人口が過疎で、それでもなおかつ幸福なまちをつくっていくという自治体はそこそこにあるわけなんで、私たちもふだんからそのことをよく気をつけていろいろ研究していつている途中でございます。

そういった意味で、自分たちも議会としていろんな政策を提言してまいりたいと思いますが、冒頭の提案にこだわるわけじゃありませんけれども、一番のスタートは子どもが生まれる、新しい命が世に誕生するところからスタートするわけなんで、その出発口のところも非常に重要なポイントでありますので、重ねて子宝政策を研究していただきたいと、こう思います。

それから、あとは一人当たりの生産力という観点から見て、宍粟のそのレベルが落ちないと、そのことによって人口が仮に過疎に突入しても、十分幸せなコンパクトシティができるんだと。

そのインフラ整備、いろんなものをコンパクトにして、集会所の場所100坪を50坪にするとか、そういう考え方じゃなしに、やっぱりコンパクトは、パーヘッドは全然かわらないと、ただ人数は若干少ないという、そういう姿をしっかりと想定しながら、進めていただきたい思います。

私たちも、当然、今申し上げたように、次々政策を提言してまいりたいと思っていますので、市長の考えとほぼ8割、9割は合っていると思いますけれども、パーヘッドの落ちない政策をやっていただきたいと思っています。そこだけ。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 引き続き、子宝の政策については再度いろいろと研究をさせていただきたいと、このように思います。

宍粟市もこういう状況でありますので、喫緊の課題もあります。しかし、中長期に考えていかなあかん問題もあります。喫緊は、私は少し個人的な考え方で申し上げたんですが、今、かねてより申し上げておりますとおり、特に宍粟市の北部においては、高齢化が顕著にあらわれていると、しかも、ふたり暮らし、あるいは、場合によってひとり暮らしとこういう状況で自分の墓は誰が守っていくんや、先祖を

誰が守るんだとこういう状況があります。したがって、私は望ましいのは3世代で住んでいただくのが一番いいだろうとこう考えておるんですが、現実はそのような状況であります。

そういったことも踏まえながら、短期、中長期にそれぞれの施策を推進していきたいと、このように思っております。また、いろいろな御提案がありましたら、是非よろしく願い申し上げたいと思います。

議長（岸本義明君） これで、9番、秋田裕三議員の一般質問を終わります。

続いて、7番、榎橋美恵子議員の一般質問を行います

7番、榎橋美恵子議員。

7番（榎橋美恵子君） おはようございます。7番、榎橋でございます。議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。自筆で書いておりますし、また、誤字がございました。わかりにくい点があるかと思いますが、御了承いただきたいと思っております。

最初の質問でございます。

女性の声を市政に「婦人議会の開催」を。

女性の視点を市政に生かし、市の発展に繋げるためにも、是非婦人議会の開催をお願いしたいと思います。経験・知恵をしっかりと聞いていただく場を設けていただきたいのです。昨日の市長の御答弁の中にもございましたが、行政の無駄、市民の視点が大事だとのお考えをお聞きいたしました。婦人議会の開催をどう思っているのか、市長にお伺いいたします。

続きまして、読書通帳の発行の検討をということでございます。

近年、本を読む子どもが少なくなっていると思います。読書は単に知識を得るためだけのものではありません。読書には、自分自身の英知を磨き、精神を養う力があります。子どもの人格、人間形成の上で本はとっても大切です。教育委員会でも、読書活動を進めていただいていると思いますが、自身の読書履歴が残り、通帳のようなシステムをつくることによって、読書に対しての意欲も高まると思います。是非御検討をいただきたいと願うものです。

3点目でございますが、郷土愛育む心をとということでございます。

少子化が進んでいる昨今、人口ももちろん減っていきます。子どもたちが宍粟が大好きという心を持ってもらうことが大切ではないでしょうか。子どもたちに宍粟市を思う気持ちを込めた作文を募集し、「宍粟市心のふるさと作文コンテスト」の開催をしていただいたらどうかと思いますが、いかがでございましょうか。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（岸本義明君） 榎橋美恵子議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 榎橋議員から3点の御質問をいただいております。私のほうから婦人議会の関係について、御答弁を申し上げたいと、このように思います。

開催してはどうかという御提案でありまして、御承知のとおり、今、宍粟市では自治基本条例を制定する中で、それぞれいろんなことを明記しておりますが、特に審議会等への女性参画を促すという観点の中、そういう観点で「附属機関等の設置及び運営に関する要綱」でありますとか、「審議会委員への女性登用促進要綱」こういったものを定めておるところであります。

その目標数値であります。平成26年度末には30%以上、平成31年度末には35%の目標数値を掲げておるところであります。現状は、なかなか厳しい状況はあるわけではあります。市政へのあらゆる分野での女性の参画を推進しておるところであります。

現在、宍粟市においては、かつて婦人会というものがあつたわけではあります。残念ながら婦人会組織がなくなつておる状況であります。御承知のことだと思つたわけではあります。なかなか女性が一堂に集う場だったり、機会、そういったことが非常に減少しておる実情があります。したがつて、行政と女性組織との非常に距離がある意味遠くなつたとも言える部分があるわけではあります。

意思決定等々への場に女性の参画を進める、このことは非常に重要なことでありまして、女性の声を市政に届けていただく方策を当然考えなくてはならないと、このように考えております。その中から、女性が自主的に意見やあるいは思ひを述べ、それが市政に反映できる、こういった場をよりつくっていく必要があると、私の考えておるところであります。

御提案の議会のスタイルがいいのか、あるいは「女性会議」という形で少しフランクで話ができるのがいいのか、あるいは「女性が集う懇談」というふうな形がいいのか、形式はいろいろあるわけではありますけども、要は、女性の参画、この機会を醸成していくことが重要だという御提案と捉えておりますので、今後、それらも含めてどういう仕組みがいいのか、検討させていただいて、できるだけ早い段階で女性の参画の機会を多く、あるいは仕組みをつくっていきたく、このように考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

あと2点大きな御質問をいただいておりますので、教育長のほうから答弁をして

いただきます。

議長（岸本義明君） 教育長、西岡章寿君。

教育長（西岡章寿君） 私のほうから議員からの二つの質問について答えさせていただきます。

宍粟市教育委員会では、「宍粟市読書ボランティア事業」とか、それから「読書活動推進事業」こういうものにおきまして、「確かな学力」を育み、さらには心豊かな児童・生徒の育成と読書に対する意欲を高める、そういう施策を推進してきました。

御存じのように、読書は考える力であるとか、また豊かな感性や情操、さらには幅広い知識などを獲得する上で欠かすことができないものであるとともに、コミュニケーションを円滑にし、人間関係の基礎を形成することにも大きく寄与するものであると考えています。学習指導要領においても、言語活動の充実のために読書活動は不可欠であるところ示されております。

議員御指摘の「読書通帳」につきましては、本の貸し出し履歴を通帳に記録し、読書履歴を目に見える形にすることで読書に対する意欲を促すものであると思います。国内でも幾つかの自治体が導入しておりますし、概ねどこでも好評であると聞いております。

宍粟市におきましても、読書活動の推進につきましては、各小中学校独自に工夫した取り組みをしております。例えば、自分が読んだ本について記録を残しまして、感動した本について掲示物にして張り出したり、また発表したりする読書の花を咲かそう運動というのがあります。さらには、生徒会や児童会の図書委員が主体となりまして、児童・生徒が実施しております「ブックトーク」運動などがそうです。

宍粟市教育委員会としましては、従来からあるこのような各学校独自の取り組みを尊重しつつ、議員御提案の読書通帳制度につきましても検討していきたいと、このように考えております。

続きまして、議員から御提案のありました「宍粟市心のふるさと作文コンテスト」についてであります。が、「宍粟が大好き」という心を育成する上で大きな効果があると考えております。

しかしながら、学校現場におきましては、既にこのたくさんの作文コンテストがありまして、「人権」であるとか、また「税」であるとか、「環境保護」などのものがあります。また、コンテストではありませんが、各学校では運動会や学習発表

会、校外学習等々の行事の後に感想文などを書かせておりました、これを含めると、児童・生徒が作文を書くという機会が非常に多くなっておりますし、これ以上、増加させると学校現場にも負担を強いるのではないかとと思います。

しかしながら、幸いにも、宍粟市には宍粟市人権・同和研究協議会、いわゆる宍同教というのがありまして、ここが毎年作成しております人権作文集「しそう」という、全戸配付しておりますが、この取り組みは長い歴史を持っておりまして、その中で、人権の意味の拡大に伴いまして、テーマを増やしてきたという経緯があります。そういうことで、この宍同教と今後十分協議をしながら、その掲載、また表彰部門の一つとして御提案のあります「宍粟市心のふるさと」部門を新設するという方向で調整していけたらなと、このように考えております。

そうすることによって、現場の負担も少なくなる、また子どもたちに対しては、ふるさと宍粟について考える機会も持てますし、保護者や地域の方にとっては、子どもたちの持っているふるさとを愛する心を啓発するよい機会とすることができるのではないかとと思います。

また、御質問の趣旨とは少し違うんですが、一つ紹介させていただきますが、先月、山崎西中学校出身で、現在、山崎高校2年生であります間村広美さんの作文、テーマが「交換日記」というんですが、これが第27回の全国感動作文コンクールにおきまして、文部科学大臣賞に選ばれております。これは、全国の小中学校、また高等学校、海外日本人学校810校から過去最高の2万8,000点余りの応募がありまして、その中での最優秀賞であります。大変うれしいことであります。この作文につきましては、ホームページにも載せておりますので読むことができます。これもあわせてお知らせしたいと思っております。

以上であります。

議長（岸本義明君） 7番、榎橋美恵子議員。

7番（榎橋美恵子君） 先ほどの御答弁にちょっとお答えさせていただきますけれども、最初の婦人議会の開催をということでございますけれども、鹿児島県の津名町というところがございます。これは婦人議会を開催していただきまして、ここにはまだ婦人会というものがございますので、婦人会の会長さんとかが集まっていたいて、活発な質疑応答が繰り広げられたとあります。ごみ問題、また少子化対策、養育支援事業など、また障害者就労支援施設の充実などなど、すばらしい意見が出されたとのことでございます。

そして、私は同議会事務局にお電話いたしましたところ、今これはどうなってい

るのでしょうかと聞きましたところ、しっかり皆様からいただいたこの意見を今どうやって取り組んでいくのかというのを協議をしているところでございますと。いい方向に行くように、今しっかりとさせていただいておりますという意見もございましたので、どうかどうかしっかり市民の皆様の声を聞いていただきたいと思っております。

先月、私、市民の方にこういうことを聞きました。今の時代は、何かをしてもらおうという時代ではもうないと。私たちの地域は私たちの手で守っていく。私たちの力でやっていけることもたくさんあると思いますよということでございました。市長また皆様には是非このことを伝えてほしいということでございましたので、あえて申し上げます。「今日はちょっと言うことが大切ですね」とおっしゃってありました。人の役に立つことをやっていけたらみんな元気になるわけですので、とても頼もしい声をお聞きいたしました。

そして、またある自治会では、月1回ふれあい喫茶を定着させていただいているわけでございますけれども、本当にそれだけではちょっと少ないのでということで、有志の皆さんに集まっていただいて、ひとり暮らし、また家族と一緒に話すことが本当はないという方もいらっしゃるわけですので、その方たちを集めてお話をする会をつくっているのだとおっしゃってました。元気で楽しく過ごしてほしいからと地元の声でございます。認知症の予防にもなる集いでございますので、これ本当にすばらしいなとこういうことはしっかり自発的にやって取り組んでくださっているのが女性の皆様でございます。本当に女性が輝く社会を築いていかなければ本当にすばらしい市も築いていけないと思うわけでございます。

誇りに思える市を築くために、是非この婦人議会というのを一度やっていただきたいとそう思いますけれども、市長いかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 自立したまちを目指すというのは、これは当然のことでありまして、宍粟市もその方向を向いておるところであります。その中で、女性の輝く力、女性の参画というのは大事な部分でありますので、先ほど御答弁申し上げましたとおり、婦人議会がいいのか、どういうスタイルがいいのか、要は、女性の市政への参画を含めて検討をしていきたいと、このように考えております。

議長（岸本義明君） 7番、榎橋美恵子議員。

7番（榎橋美恵子君） じゃあ、是非御検討いただきまして、近いうちにこういう機会が設けられますように、どうぞよろしく願いをいたします。

続きまして、読書通帳の件でございますけれども、教育長からいろいろとお話をいただきました。今の全国でこれは少しずつではありますけれども、広がっているようでございます。

富山県の立山町でございますけれども、ここもしっかりと取り組んでいただいております。取り組みに賛同してもらった地元銀行に通帳製作費を負担してもらって、地元団体からの寄附をいただいて、読書通帳機を購入していらっしゃる場所もございます。

読書通帳の発行には大きな経費はかからないということでございますので、是非このほうも取り組んでいただけたらと思います。小学校、中学校だけじゃなくて、全体的に本を読むことが本当に少なくなっていると思いますので、どうか検討をお願いをしたいと思います。

機械がちょっと無理であるならば、機械はなくても図書館に行ったら、カウンターに読書通帳を持って行って、1冊につき判こを押してもらって、判こが50個集まると、特製しおりをプレゼントしているところもございますので、どうか楽しみながら本を読んでいくことはすばらしいことでございますので、どうかどうかこのことも御検討いただきまして、よろしくをお願いをしたいと思います。

今、大学生が本を読まない人が本当に増えているようでございます。読書時間がゼロという人が大学生に4割を超しているわけでございます。本当に、これで大丈夫なのかと思うわけですね。ですから、本当に読書は人生の光にもなりますし、本当に頭と心を磨くのにとても大切なことでございますので、どうか市民全体が、本が大好きで、いろんなことが学んでいける、そういうことを頑張っていただきたいと思っておりますので、この検討はいかがでしょうか。教育長、よろしくお願いたします。

議長（岸本義明君） 教育長、西岡章寿君。

教育長（西岡章寿君） 読書通帳の話は、実は2月の校長会でもこういう取り組みがあるということで、先月亡くなられたまどみちおさんですか、友達100人つくろを例に挙げて、友達100冊つくろうというような取り組みもしてもらえないかなという提案はしております。

しかしながら、学校ごとにそれぞれの取り組みがあるので、その辺の調整もあると思いますので、また検討をさせていただきたいと思いますが、この読書というのは本当に大事なものと思っております。各学校では、図書室のあける時間がなかなか短いので、教室に図書室の本を持って来て、なるべく親しもうということで、朝

の読書の時間とか、そういう活動をしております。

それと同時に、家庭でも読書活動をしてほしいということで取り組んでおりますが、現実的には、保護者アンケート等をとりますと、読書習慣をつけたくてしよるわけですが、家庭での読書の時間は非常に短いという結果も出ております。そういう中で、ノーテレビデーであるとか、ノーゲームデーというのをそれぞれの家庭で設けていただいて、読書に親しむ時間をつくろうという取り組みも進めておりますので、今後も御提案のありますように、本当に読書というのは大事だと私も考えておりますので、読書活動がさらに推進できるように取り組んでいきたいと思っておりますので、また、よい御提案がありましたらよろしく願いいたします。

議長（岸本義明君） 7番、榎橋美恵子議員。

7番（榎橋美恵子君） 私もこの山崎高校2年生の間村広美さんのお話をしようと思っておりましたところ、教育長のほうから最初にお話があったわけでございますけれども、この方の作文、文部大臣賞、本当に頂点に立ったわけでございますね。宍粟市といたしましても、本当に喜ばしいことで、これがずっと続いていきますように願っております。市を挙げて読書に親しむ子どもたちの育成に御尽力をいただきたいと思っております。

本当に活字離れになってしまったら、本当に大変なことでございます。間村さんのようにこのすばらしい作文が書けるのも常に本を愛していらっしゃるということでございますし、こんな感動的な作文は多分本を読まないと書けないだろうと思っておりますので、本当にすばらしい子どもたちが増えてきますように、どうかどうかよろしく願いをいたします。

そして、最後でございますけれども、郷土愛を育む作文コンテストでございます。本当に今、たくさんの作文を書いている子どもたちがいらっしゃいまして、人権の作文集も私もよく読ませていただいているんですけども、すばらしい文章を書いていただいている子どもがたくさんいらっしゃいます。市長の言葉の中に「このまちに住んでよかった。住み続けたいという実感できるまちづくりをつくっていきいたい」とよくおっしゃっております。

子どもたちが本当に「この宍粟から出たくない。大学とか行って、外に出てもまた帰って来たいな」という、そういうまちをつくっていかない限り帰って来ないわけです。ですから、本当に宍粟は魅力があるなと、本当に全国に皆さんに宍粟はいいところだよという、本当に住んでいいよというまちをまずはつくっていかない限り、だめじゃないかなと思っております。

本当に、私も鳥取県の生まれでございますが、まだ26年ほどしかこちらには住んでおりませんが、本当に宍粟のここがというのが、本当に胸を張って言っていける、そういうものをこれからしっかりつくっていきたいと思っております。

市長にこの点もちょっとお伺いしたいんですけれども、「本当にこのまちに住んでよかったと、住み続けたい」と常におっしゃっておりましたし、先日は山崎高校でも講演をされたとお伺いしておりますけれども、この点いかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 私は常々やっぱりその地域やあるいはこのまちを好きやと、大事にするという心をそれぞれが持つということが非常に大事であると、それが私はまちをつくっていく根底だとかこう考えております。

しかしながら、現実なかなかそうはいかないので、市民の皆さんにやはりふるさと意識を持ってほしい、将来にこのふるさとを大事にして、こういうことが私は呼びかけることが非常に大事だとかこう思っております。

そのためには、やっぱりいろんな歴史や先人から学んだり、そういったことを通じてふるさとを知るということから、私はまず、始めていくことが必要かなとかこう考えております。

いろんな形であるわけではありますが、特に、若い人たちから子どもたちを含めて、やっぱり宍粟を大事にしてもらうこと、小さい間からそのことを植えつけることによって、やっぱり将来いろんなところへ出たときに、やっぱりふるさとを思い出してくる、そして、また帰ってくると、こういうことに繋がってくると思っておりますので、そういう方向で今後も進めていきたいと思っております。

多分、そういう観点で今回そういう作文とかそういったことをやるきっかけをどうだという御提案だと思っておりますので、教育長から答弁を申し上げたとおり、いろんな形でそういうことについては啓発を図っていきたくて、このように思っています。

議長（岸本義明君） 7番、榎橋美恵子議員。

7番（榎橋美恵子君） 私は、先日、広島県の庄原市というところに視察に行かせていただきました。この庄原も本当に広大な面積で、また人口も我が市よりも大きくて同じような人口なんですけれども、そこでもやっぱり子どもたちが出ていってしまっているというケースがやっぱりございました。でも、帰ってこいよと、帰ろうよというそういう声掛けをしてくださっていたんですね。ですから、高校生だった、中学生のときにしっかりと、出ていってもいいけども帰ってきてほしいと。帰ってきたらこういう利点があるんだという。そういう施策もいっぱいつくっていただい

ておりまして、本当に一度は出たけども帰ってきたいというそういうこともしっかりとしてくださっているところでございますので、どうか我が市も本当に、大学
のときはもちろん出ていかれるとは思いますが、でもやっぱり、このまちに
住んでいきたいという、そういう魅力あるまちづくりをみんなで作ってまいりた
いと思っておりますので、どうか読書運動もそうですし、またこういう郷土愛を育
む子どもたちをしっかりと今からまた育て上げて、本当に素晴らしい子どもたちが増
えていきますように、しっかりと頑張っていたきたいということを常に申し上げま
して終わらせていただきます。

議長（岸本義明君） 以上で、7番、榎橋美恵子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時40分まで休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時40分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

実友 勉議員の一般質問を行います。

16番、実友 勉議員。

○16番（実友 勉君） 16番、実友です。議長より指名をいただきましたので、通
告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、私は観光立市を目指すということについて質問をしたいわけですが、昨日
来、観光については同僚議員からたくさん質問がございました。少し観点をかえて
質問をいたしますので、どうかよろしく願いをいたします。

まず、第1番目なんです、夢ある町並みづくりということについて御質問をい
たします。

観光立市宍粟をうたう当市におきまして、旧山崎町の商店街は、今、空き家店舗
が目立ち、非常に寂しい状況となっております。十数年前に商店街の活性化にと、
本町通り等を石畳舗装が施工されましたが、その後におきましても空き店舗は増え
続けております。このまま何の対策もせずにはいいのでしょうか。

昨年、私たち創政会のメンバーで岐阜県的美濃市を視察いたしました。美濃市は
人口が2万3,000人と小さなまちでございますが、1,300年の歴史と伝統を誇る美濃
和紙の産地でございます。市街地には、江戸時代の商家の繁栄を今に伝える「うだ
つ」が数多く残る歴史的な町並みがあり、歴史と文化の香り高いまちでございます。

が、ここ美濃市におきましても、十数年前には町並みの建造物の老朽化、電柱、広告物の乱立等により、歴史を刻んだ景観は失われ、また、商店街の高齢化等によりまちの活性化が失われつつあった中、行政と市民が一体となり、まちを生かすには、魅力あるまちにするには、美濃市には何があるのか等を考えます。

その中で共通するキーワードは、「美濃和紙」と「歴史的な町並み」を選び、まちづくりを始められたようでございます。平成7年より、従来の都市型中心市街地活性化によるまちづくりから、伝統と文化資源活用によるまちづくりへと転換をされました。このことが市民が市の歴史や文化への愛着と誇りを持ち、この貴重な資源を活用することに拍車をかけたようでございます。

平成11年には、「うだつの上がる町並み」を重要伝統的建造物群保存地区（9.3ヘクタール）の選定にこぎつけました。これを契機に歴史と文化の活用によるまちづくりに取り組まれております。国土交通省と文化庁の支援を受けられました電線類地中化や道路修景を行いました。地域住民自らも「うだつ」など文化的な建造物の修景など、約100棟の家屋改修に積極的に取り組まれ、その結果町並みの歴史的景観は飛躍的に向上いたしました。美濃市の顔として全国に知られるようになり、今では年間120万人もの観光客が訪れているようでございます。

宍粟市におきましても、旧山崎の商店街の一部を特区といたしまして、文化と歴史等、その地域に合った何かを行政、地域住民一体となって掘り起こし、観光都市をつくることのできないでしょうか。これには行政のリーダーシップが必要不可欠でございます。また、地域住民の積極的な取り組みもなくてはできません。宍粟市の中心部が大きく輝くことで市全体に活力がわいてくると思います。日本酒発祥の地であり、今も酒づくりがされている醸造元が2社もあること、また、城下町など決して美濃市に劣るものではないと感じております。

すばらしい町並みを眺めがらもみじ山への散策、また、大歳神社の藤まつりへの散策等、より一層の集客を期待できると思います。市長自らリーダーとなっただき、取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

2点目の観光ステーションの建設につきましては、同僚議員の質問で平成26年度より具体に入るといってございまして、できるだけ早期の建設をお願いをいたしまして、答弁は結構でございます。

3番目の観光ガイドの設置についてでございますが、おもてなしの心で観光客を招くということがございます。それにはその土地を案内する人が必要というふうに思っております。市内ではボランティアの人たちで組織をつくっていただいている

やに聞いております。専門性もあり貴重な組織というふうに私は思います。この人たちの心意気にもこたえられるような対応をお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

私は、山口県のある公園の施設でこのボランティアの人たちによる案内をしていただいたことがございます。その人たちは市のはっぴをまといまして、ハンドマイクを持ち、「市のボランティアのガイドです。必要なら案内しますよ。」と案内を買って出ていただきました。丁寧に案内をしていただきました。初めてのところでもございました。ありがたく感動したことを思い出しております。先にも述べました観光ステーションができて、そこを拠点に多くのボランティアの人たちの活躍を強く望みたいというふうに思います。

市としての対応も頑張ってくださいますようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

1回目の質問を終わります。

議長（岸本義明君） 実友 勉議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） ただいま実友議員のほうから観光立市を目指してどう考えとるんだとこんな御質問をいただきました。中でも、3点であります。私のほうからお答えをさせていただきたいと、このように思います。

基本的な考え方につきましては、実友議員おっしゃるとおりだとこのように思っておるところであります。

最初に、夢ある町並みづくりについての御質問であります。お話のありましたとおり、旧山崎町時代に歴史的な町並みの景観を保存していく計画が立てられておりました。その中で景観保全に協力をいただくよう、その当時それぞれの方々にもお話になされたらと、このように聞いております。

中でも、酒蔵等三つの建物が平成22年度末には兵庫県景観形成重要建造物に指定をされたところでありまして、県の助成事業で木製の説明看板を設置してお客様に建物の歴史等を御覧いただける状態になっておるところであります。

なお、またその後、それぞれ個人の方におかれましても、できるだけあいった町並みを保存しようという形で努力をなされた方も、次々と起こっておる状況は御覧のとおりであろうかと思えます。

お客様に建物の歴史等を含めてであります。その町並みを通じて宍粟市の歴史を知っていただくということは非常に重要だと、このようにも考えておるところで

あります。

まちづくりの機運でありますとか、あるいは、さらにその思いをどうやって盛り上げていくかということについては、当然、行政だけではどうにもならんところと考えておりました、地域やあるいはもう事業所やあるいはそれぞれの個人の御家庭やそれぞれがともに盛り上げていく努力をしなければならないと、このように考えておるところであります。

そういう意味では、一緒になってまちをつくるという思いをいかに共有するか、あるいはそういう仕組みをつくるかということが私は大事やと、このように考えておるところであります。

さらに、現山崎においても、現存する多様な魅力ある観光スポット、先ほどお話がありましたもみじ山でありますとか、あるいは歴史や文化やいろんなところがあります。例えば、寺町でありますとか上寺でありますとか、お寺がこう並んでおるそういう景観のところもありますし、歴史的な遺産もたくさんあるわけですが、そういうところをうまく繋ぎ、さらにこうめぐっていただくような、いわゆるツーリズムというんですか、そういったものを構築する必要があるのかなとこう考えております。

その中では、おもてなしの心で迎え入れると、こういうことも大事な部分だと、このように思っております。また、先ほど日本酒発祥の地のお話も出ましたが、一宮町の染河内にあります庭田神社、そのこともうまく酒蔵と繋ぎ合わせて、市内全域をめぐっていただけるような仕組みもあわせて仕掛けていきたいと、このように考えております。

さらにまた、市内には滝や溪谷や、決して先ほどおっしゃった美濃市に劣ることはない、このように考えておりますが、いかに私ほうまく組み合わせをして、十分に来ていただく方々に満足いただけるようなそういったことをつくるのが大事かなとこのように考えておりました、いわゆるそれぞれ点では立派なものがあるわけですが、点と点をうまく結んで、さらに、線にしてそれを大きな面にしていくという、このことが大事だろうと、このように考えております。

また、商店街の一部を特区にというお話も出ておりました、それを観光資源にということでもありますので、御承知のとおり、昨年のもみじ祭りについては、長い歴史の中で、それぞれ地域の皆さんが思いを共有していただいて、ああいうグループをつくっていただいて、非常に熱心に自らやろうという思いでやられております。

ただ、あのもみじ山についても、御案内のとおり旧山崎のときもいろいろもみじ山の造成を含めて、あるいは景観の形成を含めて、私は先人が努力なされてやっと今日というよりは、30年ぐらいかかってああいう状況が生まれてきたのかなと、このように考えております。

したがって、そういうもみじ山あるいはこの商店街、さらにまたこの市役所、それからいよいよこの揖保川の河川改修が始まっておりますが、河川公園や歴史的な保存、あるいはその歴史、こういったことをうまく繋いでいって、そのもみじ山に動線を持って行くということも大事なかなと、このように考えておるところであります。

昨年、その道中に、見ていただいたように、軽トラックであったんですが、農産物の販売ということで軽トラック市を仕掛けてみたり、あるいは、その道中に観光案内所の設置をしたり、あるいは商工会青年部の皆さんによるパフォーマンスをやっていただいたりと、あるいは商店街の皆さんにも、どないぞ一日でもいいで、外で店舗を開いてほしいとこういうふうな仕掛けをする中で、少しこれまでとはかわった形態が出ておるんじゃないかなと、このように思います。

そういう意味では、千年藤のとき、あるいはもみじのとき、その時々の中にいろんな仕掛けが必要かどう考えております。それには、地元の商店街の皆さんであったり、地域の自治会の皆さんであったり、さらにまた、市民の全体の皆さんともうまく協働をしながら、そういう仕掛けづくりが非常に大事だと、このように考えておりました。昨年を反省しながら、あるいは参考にしながら、さらに充実したのみにしていく必要があるのかなと、このように考えております。

また、御質問にありました観光ステーションは、先日お答えしたんですが、私は平成26年度中に施設の規模等も考慮しながら、一体どこにどういった機能を持たせてつくっていくのかと、こういうことは早急にしていきたいと考えておるんですが、その中で、先ほど申し上げた、あるいは先ほど御質問のあったようなことも踏まえながら、そこがある意味のキーステーションとして、ある意味の役割を持つておるのかなと思っておりますので、できるだけ早く具現化に努めていきたいと、このように考えております。

また、観光ガイドの関係であります。以前から、先ほど申し上げましたとおり、もみじ山の例のグループに際しましても、また、春には山崎ウオーキングウォッチングということで、それまた有志の方々がいろいろ御努力なされて、商店街を通じて、あるいは歴史を通じて散策をしていただくとうとうふうな催しもかねてよ

り計画をなされて実践をされております。

いろんなボランティアの皆さんによって、これまで長年積み重ねられておるところではありますが、また、あわせて「やまさきまち歩きガイド」としても昨年もみじ祭りを含めてボランティアガイドについて活動を始めていただいたところでもあります。

先ほどお話があったとおり、ユニフォームの問題とかいろんなこともあったり、ある意味の宣伝効果でもありますので、今後、そのユニフォームや、あるいはハンドマイク、あるいは専用の備品なんかもそろえる中で、活動の充実についてもお願いを図っていききたいと、このように考えております。

また、あわせて宍粟50名山のガイドクラブの皆さんも、いろいろ登山や、あるいは観光の部門でお世話をいただいて、活躍を願っておるところではありますが、それらに向けてもさらに一緒になって、いろんな意味で知恵を絞っていききたいと、このように考えております。

また、来年度から、今回の予算でも御提案をさせていただいておりますが、兵庫県では初めてとこういうことでありまして、「森林セラピー事業」とこういうことで、県の協力支援も仰ぎながら着手することとしております。その中でも、「森林セラピーガイド」の育成とこういうことも観点を持ってありまして、当然そういったガイドも必要になってきますので、あわせもってそういったことの充実に努めていききたいと、このように思います。

いずれにしても、この観光というのは、観光事業者やあるいは商店や個々にだけではできるものではありませんので、私は市民こぞってそういう思いを共有していただいて、いわゆる観光客をおもてなしをする心、こういったものを育てながら、あるいは環境をつくっていくことが非常に重要だろうとこのように考えてありまして、そういうもろもろが先ほどおっしゃった山崎のいわゆる中心たる商店街の活性化の活力、こういったものに繋がってくるだろうと、こう考えてありまして、今後、引き続いて、あらゆる角度から進めてまいりたいと、このように考えておりますので、格別の御支援をいただきたいと思っております。

議長（岸本義明君） 16番、実友 勉議員。

○16番（実友 勉君） 非常に丁寧な御答弁をいただきました。ありがとうございます。

何点か再質問をさせていただきます。

私は、それこそ平成23年の12月に、商店街の活性化につきまして、今回と同様の

質問をさせていただきました。当時、市長はある向こうの部長さんでございましたけれども、当時の市長から観光基本計画をする中で検討をしていきたいと、こういった答弁をいただきました。

その具体的な私から提案をしたわけなんです、例をちょっと挙げてみますと、商店街の特区に税の優遇措置を考える。2としまして、本町通りの暗渠を開水路にして、開水路にコイを泳がす。3番目に、本町通りを昼間は歩行者道路にする。4番目に、山崎町の市民局跡地は駐車場として整備をする。5番目に、空き店舗を活用される方に特別な助成措置をする。

こういった具体的な例を挙げてお願いをいたしました。そのほかにもいろいろな具体案があるというふうに私は思います。非常にまちの中が寂れていく、その中を歩いていただくというよりも、やはり何か活力がある、そんな中のまちを歩いていただくということが私は大事ではないかというふうに思います。

基本計画の中では、歴史資源の保全とまち歩き環境整備の項というふういうたっていておりましたが、いろいろな具体のことについて商店街、あるいはまた地域の人と地域に入られて話し合いができたかどうか、この基本計画につくるときに、そういったことについてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、この項に主要な建物を保存していく取り組みを検討していきますというふうにございます。この保存をすることについての助成等についても考えておられるかどうか、このことについてもお伺いをしたいというふうに思います。

すばらしい観光基本計画ができております。今後、この基本計画を生かすには、先にも述べましたが、市がリーダーシップをとっていただき、市長自らリーダーになっていただいて、市民、地域住民ともに事を起こすことが必要ではないか、このように思います。非常に市長の心意気も聞かせていただきましたけれども、今言いましたことについて、もう一度市長のほうから答弁をいただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 観光基本計画は、私も十分読んでいるつもりではありますが、全部が腹に入っているというわけではありません。確かにすばらしい方向性を含めて定められております。これも市民の皆さんの英知も結集されて、今日ああいう形になっているんだと、このように思います。

私は、それをいかに具現化することが大事かと思うので、積極的に一つでもできることからやっていきたいとこのように考えておるところでありま

す。そのためには、今おっしゃったように、先頭に立ってやれよとこういうことでありますので、そのことは肝に銘じて積極的に進めていきたいと、このように考えております。

その中で、いろいろ地域に入って話し合いもやっておるんかとかこういうことでありますが、計画段階では当然そういったことがあります、私はこの役を与えていただいて、いろいろそれぞれの団体の皆さんとまちづくりについているんな議論の中で進めていきたいと、対話の中で進めていきたいとこの思いを持っております。当然、そういうことを訴えて今日こうあるわけではありますが、商工会の皆さんとはできるだけ時間を割いて、いろいろ議論しましょうと、しかもテーマを絞ってしましましょうということ、実は今日まで4回それぞれ商工会の役員の皆さん30名あたりと議論をさせていただきました。その3回目、4回目には実友議員も出席をしていただいたり、議長も出席をしていただいて、ともに一緒に考えさせていただいておるとこのように思います。大変ありがとうございます。

そういう中で、いろいろ出たわけでありまして。テーマを絞りながらであります、これからのまちをどうしよう。あるいは、商工の発展をどうしよう。あるいは、中心たる商店街をどうしようということで、いろいろ議論が出ております。そういった中で、具体的に先ほどお話があった酒蔵とか、そのまち歩きとか、あるいはもみじ山との動線をどうするんだというふうな意見交換もしたところでありまして。

私はその中で、保存という概念も非常に大事なんですが、話の過程の中では、その住んでいらっしゃる地域の皆さんが一体よし頑張ろうという思いに至っていただかないと、なかなか行政が指導というわけにはいきませんよと。したがって、商工会や商店街の皆さん、あるいは個々の店舗の皆さんが、やっぱり将来に向かってやろうという意欲を持っていただく、このことが大事ですので、まずそこから始めていきたいと思います、こういうお話もさせていただきました。多分、それが3回目の会議のときにそういうふうに出たと思います。そこで、4回目の会議の中で、手始めにじゃあ何かしたらいいんかという私のほうからも提案をさせていただきました。例えば、もみじ山のときには、商店街部に全部もみじのいわゆる疑似の花というんですか、灯籠なりあるいは電灯がありますが、ああいうところにつけてもみじ山、もみじの季節やなど、こういうふうなことの風景をつくっていただくこともどうでしょう。あるいは、藤まつりのときには、フジの飾りをつけて全部商店街につけていただいておもてなしをする、こういうこともどうでしょうと。こういう御提案をさせていただいております。まだ、結論は出ておりませんが、よしやろうという意

欲を持っていただいたとしたら、行政とそれぞれ明確にしながら一緒にやりましょうと、こういうところまで今至っておるところであります。

そういう中で、今後においても、積極的に市がやる部分、それから地域がやっていただく部分、あるいは商工会全体としてやっていただく部分、明確にしながら、それ分担しながら、今後まちづくりを進めていくようなことがあるということで、今後においても、いろいろ議論をする中で、会を積み重ねる中で、先ほど来、五つの項目として平成23年12月議会でおっしゃっておりますこと、具現化に向けて努力をしていきたいと、このように考えています。

議長（岸本義明君） 16番、実友 勉議員。

○16番（実友 勉君） 前向きのお答えありがとうございます。

先ほどたくさんの方の市長のほうから説明をいただきました。特に、行政といたしましては、昨日来、仕掛け人になるという話もたくさん聞かせていただいております。例えば、地域の人たちからこうするんだというようなことはなかなか出していただけない。それには、やはり行政のほうからの仕掛けが必要ではないかこのように思いますので、どうか仕掛け人としてもひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

2点目のガイドさんのことでございますけれども、歴史まち歩きガイドの養成というようなことで、この基本計画にも書いていただいております。非常に貴重な人たちであるというように私は思います。専門性もあります。どうか市長のほうからもガイドさんのやる気を起こさせるはっぴや、それからハンドマイクについても用意するというような話を聞かせていただきました。これからもどうかこのガイドさんの養成にもひとつ力を入れていただきまして、私の質問を終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

議長（岸本義明君） 答弁は要りませんか。

16番、実友 勉議員。

○16番（実友 勉君） はい。

議長（岸本義明君） 以上で、16番、実友 勉議員の一般質問を終わります。

続いて、稲田常実議員の一般質問を行います。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

○2番（稲田常実君） 2番、稲田常実です。通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

まず、最初に、外出支援サービスについてお伺いいたします。

広報しそう2月号で、平成26年度の外出支援サービスの申請についての掲載がありました。その中で、今回、対象者、利用回数及び利用料金についての見直しが行われました。この外出支援サービスというのは、交通弱者また高齢者等の生活支援事業の一つであると思っておりますが、今回、どうして見直しが行われたのか、お伺いします。

また、前回の一般質問で、今後ますます増えるであろう要介護者に対する取り組みとして、市としても介護保険制度の見直しを含めて考えるとの回答を得ておりますが、具体的にその取り組みの内容はどういったものか教えてください。

さらに、この外出支援サービスは、公共交通の整備が大きく影響してくるものと思われませんが、将来に向けた公共交通の整備についてもお伺いします。

続いて、空き家対策についてお伺いします。

宍粟市の空き家条例に対するパブリックコメントが行われました。どのようなコメントが寄せられ、今後増えると思われる空き家に対して、市としてどのように対処していくのか。また、空き家の再利用や有効活用について、今後の取り組みについてお伺いします。

最後に、宍粟総合病院の院内託児所についてお伺いします。

病院や行政の努力もあり、4月より若干の医師の確保が見込まれております。また、4月1日より院内託児所も開設される予定であります。これは医師はもとより看護師の確保を目的とした事業だと思っております。現時点では、まだ調整中の部分もあると思っておりますが、何年も前から医師や看護師不足に悩まされてきたものであり、十分に調査され、現場の医師等の要望を尊重されて進んでいることと思っております。今後、投資に見合った成果が見込めるのか、また、この院内託児所ができることにより、看護師等のどの程度の増加が見込まれているのかお尋ねします。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（岸本義明君） 稲田常実議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 稲田議員の御質問の中の外出支援サービスにつきましてお答えを申し上げます。

これまで、議員からも御意見をいただいておりますとおり、外出支援サービスは利用者及び金額等大きく増加してきておまして、今後、さらに高齢化が進む中で、その財源の確保等大きな課題となっているのが現状でございます。

したがって、持続可能な制度とするためには、将来的な展望を描く中で、市

民の皆さんの理解と協力を得ながら、今できることから見直しを行うこと、このことが必要と判断しました結果、今回その一部を見直したところでございます。

御承知のとおり、外出支援サービスは高齢やお体の障がいなどによりまして、自分の力で病院等への外出が困難な方に対しまして、生活の支援を行うものでございまして、自宅から病院などの間をいわゆるドアツードアで移動ができ、利用者にとっては利用しやすいものになっております。

一方で、介護保険の認定におきまして、要支援1及び2の障がいの程度が比較的軽度な方に対しましては、デイサービス等これまで施設の支援から在宅における地域での見守り、また集会所で行う健康教室、これらを開催することによって支援をしていこうということで、介護保険制度の見直しもされているところでございます。

市といたしましても、こういった状況のもとにおきまして、外出支援の対象者、外出の目的や行き先、また必要な利用回数、さらに利用料金につきましても、公共交通のあり方を含めて検討をしてきておりまして、今も現在検討を行っているところでございます。

その内容は、将来の目標といたしまして、現在の外出支援サービスの対象者から、まず公共交通ができた暁には、その公共交通が利用していただける人、そして、外出支援を目的とする自動車の税金、これが免除されている御家族がおられる方、及び自分で移動できる運転免許証も車もお持ちである方、こういった方をサービスの対象や利用回数の一部を制限をさせていただく、こういうことでしたわけでございます。その一方で、新たに知的・精神的等で障がいで療育手帳B1という制度がございまして、この療育手帳B1及び精神障害者保健福祉手帳2級、これをお持ちの方を対象者に新たにするとともに、行き先につきましても、これまでの病院や公共施設だけではなく、買い物とか金融機関、また文化活動への参加もできるように対象を広げたいというように思っております。

また、利用料につきましても、タクシーと同様の利便性がございまして、ある程度の御負担は理解を願いたいとこのようにも思っているところでございます。

さらに、支援サービスの中での定期的な通院が必要でございます人工透析を受けられる方、この方につきましても、総合病院や対象者の方の理解を得る中で、より効率的な送迎体制をしていきたいというようなことも検討をしております。

こういった将来構想の中で、今回、平成26年度の見直しといたしましては、利用者の利便性を大きく損なわない、こういった範囲におきまして、対象者、利用回数

及び利用料につきまして、一部見直しを行ったところでございます。

なお、最後にお尋ねの懸案でございます公共交通の関係につきましては、この広い宍粟市の市域内の路線、これを大きく幹線、それから基幹となる支線及び現在運行のございません支線、こういったものに区分をいたしまして、通勤・通学者とか、病院、買い物等、日常生活の利活用ができるように、国の許認可等の関係を含めて、できるだけ早期に整備ができるように検討を行い、外出支援サービスとあわせて、財政的にも持続可能な市民の交通手段を確保したいと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） 私のほうからは、2点目の空き家の対策についてお答えをさせていただきます。

まず、空き家対策の条例案につきまして、パブリックコメントに付させていただきました。その結果につきましては、議員既に御存じかと思うんですけども、2月18日の市のホームページ、ここに公開をさせていただいております。

パブリックコメントの結果の内容ですけども、6名の方から御意見をいただいております。件数で言いますと18件の御意見を寄せていただきました。主な内容といたしましては、条例案、これに既に反映をさせていただいておるということが4件、それから、今後の危険空き家あるいは利活用の参考とさせていただくという意見が9件、その他今回の条例案につきまして感想や質問など5件、合計18件の御意見をいただいております。また、詳しくはホームページを御覧いただきたいというように思います。

続きまして、今回の空き家の対策の条例につきましては、基本的には、その市としての基本の理念、これをまず定めさせていただいております。「市、空き家の所有者、事業者及び自治組織、この4者が相互に連携し、かつ、協力して空き家等の管理及び活用に取り組むものとする。ということで、基本理念として定めさせていただいております。

空き家を増やさないためにも、また使用しなくなった空き家などを再利用するような、つまり市内で循環をできるようなこういう仕組みづくりが、これからは必要ではないかというふうにも思っております。

しかしながら、現在の社会情勢、将来を見ましても、空き家が放置される可能性も高いということが現実でございますので、周囲に迷惑がかかり、緊急の事態の際

の対応も条例で規定を今回させていただいておるところであります。

また、現在、国、あるいは県においても、空き家対策の法令の整備、あるいは空き家等対策の支援制度が、今検討をされておるところであります。具体的に言いますと、県も支援策を打ち出しておりますけど、まだ要綱等はこちらのほうへ来ておりませんので、まだ詳しい制度等については市のほうでは打って出ておりませんが、検討したいというふうに思っております。これらの国、県の動きを見据えながら、市としての空き家全般の対策を今後考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（岸本義明君） 総合病院事務部長、広本栄三君。

総合病院事務部長（広本栄三君） 失礼します。

私のほうからは、院内託児所について今後投資に見合った成果が見込めるのか、また、院内託児所によって看護師等の増加をどの程度見込んでいるのかと、この2点についてお答えを申し上げます。

まず、1点目の院内託児所の投資にあった成果見込みについてでございますが、院内託児所につきましては、医師、看護部のほうから強い要望がございました。過酷な環境の中で頑張っている医師、看護師の確保、また離職防止のため、民間を含めほとんどの病院が院内託児所を設置をしている、こんな状況の中で、今回整備をさせていただいたものでございます。

ここ数年、看護師を毎年13名程度採用をしておりますが、それ以上の退職者が出ておまして、平成18年に158名いた常勤の看護師が現在では144名となっております。毎年少しずつ減少している状況でございます。また、144名のうちには、現在11名が産休とか育休で休んでいるとこういう状況が続いている中でございます。

また、看護師の中には、夫婦二人の核家族世帯、また母子家庭、同居の親の子育て支援が得られない家庭、そういう家庭も増えてきております。夜勤ができないため臨時職員を希望したり、退職する職員も毎年2名から3名出てきております。離職防止をすることが看護師を増やすことに繋がると、これは大きな効果があると考えております。

また、病院の経営面に置きかえますと、看護師が確保できずに7対1看護といたしまして、患者7人に対して看護師を1名配置する基準がございます。これが10対1看護基準ということで、患者10名に対して1名の看護師の配置になりますと、看護の質が悪くなるということで、非常に患者さんに御迷惑をおかけするような状況にもなります。また、年間で1億1,000万円の減収となります。また、幾ら医師が増

えても看護師不足で入院制限をせざる得ない、こんな状況も出てまいります。

次に、看護師等の増加人数の見込みについてでございますが、この経営面の中で運転資金に困らない経営ということで、病床利用率75%を目標に考えております。院内託児所だけではなく、医師招聘に向けた対策、また修学資金の貸与などほかの看護師確保対策も含めまして、常勤医師2名、常勤看護師10名、是非ともこれを増やしていきたい、そういうふうに見込んでおります。

よろしく申し上げます。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

○2番（稲田常実君） まず、外出支援サービスについて再質問させていただきます。

この外出支援サービスというのは、要介護高齢者やひとり暮らしの高齢者が住みなれた地域社会の中で、引き続き生活していくための支援を地域の実情に応じて実施する事業であると思います。先ほど答弁の中にありましたように、宍粟市は公共交通の充実していない地域であり、本当にこの外出支援サービスが地域の実情に合っているのかと思っております。財源に余裕があるのならともかく、私は本当に外出支援サービスが必要な方にはもっともっと利用していただき、そうでない方にはできるだけ公共交通を利用していただくことが重要だと考えます。

制度内容としては、例えば、所得制限を設ける、介護度によって料金体系をかえる、さらに、今の管内・管外といった料金体系を見直していかないと、この制度は長続きしないと思います。さらに、今、一くくりとなっております障がいのある方と要介護者を分けたサービスが必要でないかと思っております。

申請の内訳を見てみますと、障がいのある方の申請が、というのは知的や精神障害のある方の申請が少ないです。要介護者の場合は、病院に行かれる方がほとんどで、その利用が多いと思いますが、障がいのある方は病院に行かれるより、その他の利用希望のほうが多いと思われれます。そのために申請が今少ないと思われれます。障がいのある方には、やはり社会進出や余暇活動にも利用できるようにし、要介護者とはサービスの内容も含めて制度を見直すべきだと思っておりますが、それに対してお伺いします。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 今御意見があったとおり、根本的な見直しが必要だろうというには同感でございます。ただ、申しましたように、公共交通の足がない状況で大幅な見直しが今すぐにはできるかというのは課題がございまして、ただいま御意見をいただきました、例えばですけれども、所得による介護度による、また管内・管外

によるとか、要介護、障がい、そういった点も含めまして、今現在検討をしております。

その中で、これも申し上げたとおり、将来目標、いわゆる公共交通を整備した暁には、それをまず利用していただくと、それが十分でなくても利用者の方にも協力していただいて、その中で利用していただく。したがいまして、結果として真にドアツードアの外出支援サービスが必要な方により利用していただだけやすい制度に確立していきたいと、これはもちろん財政面も含めまして検討したいと思っておりますので、今後とも御意見をよろしくお願いしたいとこのように思います。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

- 2番（稲田常実君） 公共交通のことを先ほどからももちろんそれも認識しております。ただ、さらに今からさかのぼってずっと公共交通のことについては一般質問なりされてきたと思っております。一向に整備される気配が伺えのんですが、例えば、その公共交通、民間のバス会社に依存せず、多方面から考えるのも必要だと思っております。例えば、愛知県豊田市などでは、自動車学校のスクールバスを利用した公共交通のかわりと言っては何ですが、高齢者等交通対策事業が行われております。

宍粟の教習所にもこの話をいたしました。やはり、時期によっては空で走ることもあり、そういった方向で前向きに考えているとの答えをいただいております。そういった打診が行政のほうからされているのか、自動車学校が単独でするっていうのにも、やはり助成金のない現状では難しいということであるので、官民一体となって交通の整備をするべきだと思いますが、それについてお伺いします。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） まさに、市だけ、また1事業者だけでできるもんじゃございません。現在、宍粟市の中では、神姫バスさん、タクシー業者の方、また社会福祉協議会の方とか、大きくは学校のスクールバスも含めまして交通手段に使っております。今、その中で、そういう枠を越えまして、例えばコミュニティバスも視野に入れた中での検討をしたいということで、事業者の方にも意見を聞いたり、また助言もいただいております。できる限り現在申されましたような形態を早期に実現をしたいというように思っておりますので、いましばらく時間をいただきたいと思います。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

- 2番（稲田常実君） 先ほどタクシー業者の話も出ましたが、やはり、タクシー料金というのはお願いできるところはお願いしていかなあかん部分やと思っております。

す。ただ、やっぱり聞きますと、みなし認定者を何とかしてくれと、やはり数が膨大過ぎて、その辺の制度設計が甘いんじゃないかと。また、他市町では本人確認の写真が張ってあったり、証明できるようになっております。また、その運行予約も本来であれば予約制となっておるはずですが、タクシーがわりに申し込まれる方も多いと聞いております。例えば、役所が地域交通室といったもので受付の窓口になるということは考えておられますか。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 福祉交通の窓口、総合的な窓口につきましては、現在、今デマンド方式の関係で受付窓口等もしております。ただ、このことに対しまして、全てを窓口で割り振るということについては課題もございますので、先ほど申し上げましたように、公共交通とかを含めまして検討したいと。

なお、今、障害者の方の手帳を御提示願ったときには、減免制度があるとかというようなこともございます。それも事業者の方たちと協力を得ながら要請とかを進めておるところでございます。また、みなし認定の方、これも課題といたしますが、財政的には非常に負担になっているのは事実でございますので、そういったところも先ほど申し上げましたとおり、公共交通の整備を行う中で理解を得たいというふうに思っております。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

○2番（稲田常実君） 市長の昨日の答弁の中でも、総合病院を病院の核として開業医とも協力していきたいと述べられています。今後、公共交通に関してもやはり、総合病院を核として早急に進めていただきたいと思っております。これは答弁結構です。

続きまして、空き家対策について再質問させていただきます。

このたびの宍粟市の空き家条例により、倒壊危険家屋の早期撤去は地域住民の要望であると思われませんが、条例には空き家の利活用や有効活用について詳しく記載されておりません。今後、今途中段階だと思いますが、どのように制定していかれるおつもりか、お聞きします。

県は、先ほどの話でもありましたように、昨年の農村部の空き家を減らそうと改修費を最大で100万円補助する「さとの空き家活用支援事業」を始めております。これは、住宅ストックの有効活用で、農山村部への移住促進に繋げることを目的としております。また、さらには、管理不十分な空き家が増えているのを受け、撤去費用の一部を助成する方針を固めております。もちろん、これは市・町が助成制度を定めていることが条件です。現在のところで結構ですので、要綱なり、どのよう

な助成制度、助成内容を考えておられるのか、お聞きします。

議長（岸本義明君） まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） お答えをいたします。

議員から今後の利活用、主にその利活用等を中心として、今どのような対策を考えておられるのかという御質問であります。

議員御存じのとおり、国・県の動きにつきましても、今議員おっしゃったとおり、まだ明確な資料といえますか、要綱等は来ておりませんので、大体の情報を含めながら今検討を進めておるところであります。

まず、今、市民の方とのやりとりといえますか、情報の共有をさせていただくに、これまで空き家に関して危険あるいは利活用にして、どこが窓口なんやということが非常に不明確な点がありましたので、まず、まちづくり推進部、まちづくり推進課が担当して、当然、市民局にもまちづくり推進課がございますので、そちらのほうと情報を共有しながら、窓口は一本化を図りたいというふうなことが、まず大前提の1点であります。

それから、今現在、これまで空き家をどのように利活用するのかなということ、この取り組みを既に始めております。これは御存じのとおり空き家バンク制度、この制度をもう既に始めております。それから、転入をしていただいたときに、その助成をさせていただこうということで、その制度も既に始めておるところではあります。既に活用いただいた、転入していただいた方もございます。

それから、平成25年度に実施をいたしました葛根、体験型の宿泊のモデルハウスということで、谷 五郎さんに活用いただいておりますけども、あれを体験型というふうに1戸改修をしております。平成26年に具体化をしますのは、就農、いわゆる農業と空き家をセットで利活用しようということで、ここの体験のハウスも1カ所改修をして希望者に農業体験とあわせて宍粟に住んでいただくという体験の改修も進めておるところであります。

それから、先ほどおっしゃいましたように、空き家の改修をしたときの助成等については、この空き家の所有者、管理者、あるいは新たに利用していただく、そこらも含めてこれから早急に県の動き等を参考にしながら、これはこれから検討させていただきたいというふうに思います。

それから、あわせて最終的な判断になりますけども、代執行等を伴う最終的な最悪のパターンですけども、そのときの費用というか助成のあり方、そこらについてもあわせてそれは検討させていただくようなことにしております。

これから、まず市民の方にこの空き家条例の理念とといいますか、考え方をまず正確にお伝えしながら早急にそういう支援のほうについても検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

○2番（稲田常実君） 空き家の所有者にアンケートをとっていらっしゃると思うんですが、その危険家屋が取り壊しできない本当の理由というのは、認識されているんですか。

議長（岸本義明君） まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） 今回、去年の夏から秋にかけて、全自治会長さん、大変お世話になりました、市職員もその中に入って全自治会で、これはもうあくまでも目視なんですけども、目線で空き家と判定できるものについて調査をさせていただいたことは議員御存じのとおりだと思います。1,200余り調査をさせていただきました。

その中で、空き家として利活用できるであろうという117件については、所有者がはっきりわかっておりましたので、まずその動向について調査をさせていただいております。そのうち9戸、9人の方が市の空き家対策にいわゆるバンクまではいきませんが、協力していいですよという、そういう前向きな御意見も既にいただいて、そのアンケートをとらせていただいて、また調査をさせていただいた、そういう効果が出ておるのかなということの数字としてあらわれております。最終的じゃないですけども。

今後、またそういうアンケートもとっていきたいというふうに思っております。その中で、進まないというのは、やはり空き家とといいますのは、現実的には倉庫として利活用いただいておりますところもあろうかと思うんですけども、一点、今、家屋としては課税の場合税が低いと、更地にして宅地にすれば課税が高くなるというようなこともございますし、空き家を取りつづすのにやはり費用が当然かかりますので、その費用の面等々があろうかというふうに思っております。この件につきましても、今国のほうの特別措置法の関係で一点そういうことも検討されておるといことも聞いておりますので、その動向を見ながらまた市としても判断をさせていただきたいというように思います。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

○2番（稲田常実君） 今、税の話がありまして、それこそ固定資産税が住宅控除を

受けられないと200平米まででしたら6分の1ですか、その金額ってかなり大きいと思うんですね。それと、先ほどおっしゃった解体費用のこともなんですが、まず、その再利用とか利活用できる状況があってはじめてつぶそうと思うんじゃないですかね。つぶすことありきで先につぶしてしまってからというのは、ちょっと強引な気がするんですが、その条例を制定する中でもやはり利活用に向けても細かい制度設計ができてから条例をつくるべきじゃないかなと僕は思うんですが。

議長（岸本義明君） まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） 今回、条例は議員御存じのとおり大きく2点に分けております。

まず、最終的には危険であるという空き家の対策、それと、今おっしゃいましたように、利活用をいかにするかなというものの対策、この2点であります。

空き家のいわゆる危険空き家につきましては、やはり、地方自治体としては条例の中で明文化をしなければ、公執行ができないということもございますので、まず1点は、その点は条例の中で明記をさせていただいたということ。

それから、もう一方の利活用については、先ほど言いましたように、市内4者をあげて取り組みましょうという理念の中で、これは決して条例の中で固くうたってしまうものではなく、今先ほど言いましたように、3点ほどは既に要綱等作成をいたしまして、取り組みを進めておりますので、今後、具体化する部分については要綱等制度化してそれを順次進めていくということで、柔軟にあくまでもタイムリーに対応していくような方向、国・県の動きもございますので、それにタイムリーに対応するのに、やはり条例ではなくて要綱のメリット、これもありますので、そちらのほうも活用をしていきたいというように思っております。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

- 2番（稲田常実君） 空き家と田舎暮らしというのは関連性があると思うんですが、例えば、今、空き家の再利用ということに関しては、定年後宍粟市に住んでいただく、移り住んでいただくも含めてですが、そういったものだけでなく、例えばふるさとに残した年老いた両親を見るために宍粟市に帰って来ようとしておられる方とか、検討されている方もいらっしゃると思います。その方に対しての就労支援として、現在、国の農業補償というのがありますが、林業補償はないと思います。山林を占める割合の多い宍粟市には、林業就業者にも補償制度を設ける必要があると思いますが、いかがですか。現に、上岸田にある工場が働き手がないために、最悪の場合、工場閉鎖まで考えておられます。仕事があっても居住できる条件がないんです。ですか

ら、早急に空き家の再利用について要綱の設置を急いでいただきたいと思っております。

先ほどの林業補償制度についての見解だけお願いします。

議長（岸本義明君） 産業部長、前川計雄君。

産業部長（前川計雄君） 林業従事者に対しての雇用保障という点では、今もう既に制度化があります。ただ、どこかで雇用されるということが条件でありますので、例えば、都会から来られたときに、自分でやるんじゃというてもなかなかできないので、どこかの会社とかどこかの林業体に所属していただくということが条件になりますので、条件の内容については、今ちょっと資料がございませんが、条例制度がありますので、活用していただくということをお願いしたいと。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

○2番（稲田常実君） では、最後の総合病院の院内託児所についてですが、医師、看護師の確保の手段の一つということをお聞きしまして、私、先日、神戸で看護学校を卒業したばかりの女性に話を聞く機会がありました。何とか宍粟市に来てくれんかとお聞きしましたが、奨学金制度の関係上、3年間は神戸で働かなければならないそうです。そのときに、病院を選ぶ条件を何かと尋ねました。昨日の市長も「選ばれる病院にならなければいけない」ということで、お聞きしましたところ、やはり、働きやすい環境だと言われましたが、一番は人間関係と言われました。

以前、常任委員会でも先ほどの説明でも毎年10人以上の方がかわられると聞いておりましたが、やはり、その人間関係にも何かあるんじゃないかなとか、どうしても思ってしまいます。やはり、環境面のハード部分だけじゃなく、ソフト部分でも整備されていかななくてはいけないと思いますが、それについてお伺いします。

議長（岸本義明君） 総合病院事務部長、広本栄三君。

総合病院事務部長（広本栄三君） 失礼します。

退職される理由というのが、いろいろございまして、これを把握非常に難しいんですが、ここ何年間か常に看護部のほうとも連絡をとって、どういうことでやめられるんやということも把握もさせていただいております。やはり、多いのは、どういうんですか、高齢者の看護師も多いんで、やはり体力的なものがあると、立ち仕事が多いんでね。それから、また介護をせんとあかんと、親の介護をせんとあかんと。それから、先ほど言いました育児、そういう部分のところがあると。それから、あと結婚して市外へ出るんやというような部分、それから、また、さらにはスキルアップしてさらに第3次救急病院のほうへ行きたいということもございまして。それ

から、人間関係についても、毎年1人か2人、そういう形ではっきり言ってくれる看護師もいます。

人間関係というのは、非常に難しいんですが、やはり、どこの世界でも人間関係というのは、やっぱり合う合わないがあるんですが、やはりそういう部分のところも常に周りの、どない言うんですか、体制のところも目を配らせて、やはり働きやすい、風通しのいい仕事場にしようということで、看護部長ともお話しして、やっぱり接遇の研修をしたり、それぞれ挨拶をして今日一日皆さんよろしくお願いいたします、患者さんにもよろしくお願いいたしますと、そういうようなことが言える環境をつくっていかうと、そういう形ですと研修もしておりますので、この部分については努力をしていかないといけないという努力目標として病院でも捉えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それから、やはり、病院としてやっぱり来ていただくこう考える中で、取り組んでいるということは何点かあるわけなんですけど、看護学生の受け入れを今ずっと龍野北病院、それから近大姫路、この4月から大阪医科大学の産婦人科の学生も受け入れようということでやっております。やはり、そういう受け入れのときにきちっとした対応をして、やはりうちの病院で働きたいと思うような学生を多くつくっていくと、これも大きな目標かなと思っております。

それから、臨時講師として看護学校へも行って、看護師が直接学生を指導していくとそういうこともやっております。

それから、病院の中では、教育、研修の充実ということで、新任研修であったり、やはり新任を指導する指導者の研修、またそういうこともやっております。

それから、また今、専任の看護師も置いておるんですが、今現在、脳卒中であるとか、認知症の専任看護師をつくらうということで、研修にも行っていただいております。やはり、看護師のモチベーションを上げていくと、こういう目標を持ったような看護師に、そういう目標を持たすことが非常に大切でございますので、そういうこともやっております。

それから、看護補助員も平成22年から少しずつ増やしていきました。看護師の負担を減らそうということで、やはり、今高齢者が非常に増えておりますので、食事がとれない入院患者もたくさんいます。やはり、介助をしないと食べられない、それから、また、おしめの交換であるとか入浴とかたくさん業務がございますので、そういう業務の補助もやっっていこうということで看護補助員も入れさせていただいております。

それから、修学資金制度もつくらせていただきました。また、平成25年には夜間看護手当の改正もさせていただいたということで、今回院内託児所ということで、常にやはり病院としては看護師を増やすための努力を続けていかないと、やはりほかの病院にも勝てないということもございますので、いろんなこともやはり直接看護師とか、今言われました看護学校の先生からも直接お聞きしてやれることはやっていきたいというように考えております。

以上です。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

○2番（稲田常実君） 先ほどからのお話を聞いていて、他に負けないもちろん日本の人口は決まっています、兵庫県の人口も決まっています、言葉は悪いですが、都市部以外はみんな取り合いだと思うんですよ。自分ところのいい部分をアピールしていかによその市から、よその町から来ていただくかと、そのやっぱりセールス次第やと思います。ですから、我々議員も含めてですが、当局の方にも是非負けるかという意識を持っていただいて、よそから定住人口を増えるように努力していただきたいのと、病院をはじめ全てのことにおいて、仕方がないんかもわかりませんが、どうしても後手後手に回っている感が否めません。やはり、状況が悪くなってから出るアイデアというのは、やっぱりすばらしいものはなかなか出ないものであって、状況のいいときからこういった悪くなった時のことを考えて、いろんな準備をしていただきたいということをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（岸本義明君） 以上で、2番、稲田常実議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後 1時00分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

飯田吉則議員の一般質問を行います。

3番、飯田吉則議員。

3番（飯田吉則君） 議長の許可をいただきましたので、3番、飯田、質問に入らせていただきます。よろしく申し上げます。

大きく2点お伺いしたいと思っております。

当局にとりましては、何度も何度も聞いたことでいいかげんにしてほしいと思われる部分でもありましようけれども、私にとりまして昨年の6月議会から4回目の質問の機会をいただきまして、やはり、これだけは聞いておきたいなという部分で、お願いしたいと思います。

議会があるたびに、毎回のように公共交通と外出支援サービスにつきましては、同僚議員も何回も質問をされておるように思います。そのたびに当局からはその必要性和問題点について協議を進めていかなければならない、そういう御回答をいただいておりますように思います。

それを受けまして、昨年の10月30日に開催されました宍粟市地域公共交通活性化協議会、これを傍聴をさせていただきました。いろんなそれまでのお話を伺う中で、もうそろそろ踏み込んだお話が聞けるものかなというふうに期待をしまいたわけですが、これといって踏み込んだ協議がなされたようにも思えませんでした。いろいろと問題点についての御報告はございましたが、そういう感じでした。

ただ、公共交通の空白地域と外出支援サービスの一本化については、苦慮しているが、抜本的な方向性を考えていかなければならない時期が来ているという副市長のお言葉もあったりして、もうそろそろそういう時期が動き始めるのかなという期待は持っております。

確かに、市の北部では、高齢の方が免許証のもう返還をされたというようなことで、交通手段に、移動に困っておられるということをよく耳にします。そういう困ったところに手を差し伸べるのが行政に求められている仕事ではないかと思うんです。

市長がよく言われております。「住んでよかった、いつまでも住み続けたい、こんなところに住みたい」そういうまちづくり、是非そういうまちづくりのためにもこの公共交通必ず実現していただきたい、そう思うわけです。

そこで、平成26年度に向けての具体的にどのような方向で進めていこうというお考えなのか副市長、また担当部局にお伺いしたいと思います。

次に、森林面積90%をメリットとして生かしていけるかという部分について、お伺いします。

宍粟市が90%森林に囲まれたまちであるということは、いろいろな場面で紹介されますし、また、それが売りという部分でもあろうかと思えます。その恵まれた森林資源をもとにした地域循環型産業などへの取り組みの必要性についても、誰もが

認識をしているところであろうと思います。

近年までは、材価の低迷やそれゆえの人材不足など、それがあるが故のメリットなどを考えることもなく、デメリットばかりが目立ってきたというふうに考えます。

しかし、現在、再生可能エネルギーへの転換やそれを基軸とした地域循環型の経済をつくることはそこかしこで叫ばれるようになってきた今、先人たちが基幹産業として守り育ててきた森林を有効な宍粟市の活性化手段として利用推進、促進していくことが大変重要な時期に来ているのではないかとこういうふうに思います。

昨年、新人でここへ立たせていただきました4人で市長に提言をさせていただいたところではありますが、市長の具体的なお考えとまちづくり推進部、産業部の取り組みについて伺いたいと思います。

これで、1回目の質問を終わります。

議長（岸本義明君） 飯田吉則議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 飯田議員のほうから、大きな項目として2点いただいております。そのうちのいわゆる循環型社会、あるいは地域の循環型の産業、このことについて考え方も含めてお答え申し上げたいと、このように思います。

また、あわせて先ほどお話があったように、材価の低迷やいろんな形で人材不足、そのとおりだとこのように思うわけではありますが、先般、市内の木材業の業界の皆さんといろいろお話をする中で、昨年9月から以降、この9月までということ、少し一昨年から比べると、非常に材価は上がってきたと、こういうふうなことの中で、これは今日の消費税に対する駆け込み需要もあわせて、あるいは場合によっては、アベノミクスの影響もあるのかなとこんなふうには捉えられておるところではありますが、ただ、いずれにしても、材を搬出するいわゆる人材不足というんですか、あるいは後継者不足そういったことが顕著にあらわれていると、こういうふうな議論をしたところでありまして、その山を守るという観点については、そういうことも大きな課題を提出していただいているところでありまして、平成26年度の予算に対しても、少しそういったことについても触れさせていただいております。

しかしながら、それはそれとしましても、森がいわゆるこの90%を占める我がまちにとっては、特に地域の活性化という、これから未来へ向かって行くということについては、当然いわゆる山全体、あるいは里山の利活用を含めた森林資源、そう

いう中で地域の循環型の産業も含めて検討しなくてはならないなど、あるいは、その取り組みが必要であると、このように認識をしておるところであります。

当然、先人が育てられた森、いよいよ45、6年をたっておりまして、伐期も迎えております。そういう中で、本格的な利用期を迎えてこようと、こうしておるところであります。

先ほど申し上げたように、材の搬出、あるいは切り方等々を含めて、非常に重要な時期であると、このように考えております。

また、国においても、国産材の安定供給についてもいろんな制度の構築をしております、材の利用も始めながら森林の多面的な利活用、こういったことについても各省庁連携をしながら、今現在、検討をなされていよいよ施策として打ち出されようという時期じゃないかなと、こう思っております。

一方、県においては、特に県産材の利用促進に融資制度もあるわけですが、とりわけ地域の循環型の中でも木質バイオ、この発電への支援、これについても県民緑税を活用する中で、森林整備であるとか、あるいは発電へのこういったことの転換がなされておるところであります。

とりわけ木質バイオマス発電については、赤穂市あるいは朝来で建設されようとしておりまして、いずれ近いうちに稼働されるわけですが、このいわゆる山での林地残材の活用、あるいは間伐での活用、こういったことが非常に求められておるときかなと、こう思っております。あわせて、森林整備も当然そこに重なってくるだろうと、こう思っております。

これから森林資源を活用した事業展開について我々もいろいろと知恵を絞りながら、あるいは今現在考えられておられる事業とうまく相乗りしながら進めていく必要があるとこのように思っておりますし、今後の展開に大いに期待もしておるところであります。

当市においても、地域循環型の経済を目指して各種事業をいろいろ展開しておるところであります。今後においては、今、国・県の動き非常に転換期を迎えておりますので、そういったものを十分見極めながら、その中で宍粟市としての独自性、これを考慮しながら森やあるいは林業ということを基軸にしながら、循環型産業の育成、あるいは振興に取り組んでいく必要があるだろうとこのように考えております。

具体的な部分については、後ほど副市長や担当部長からもあると思うわけですが、大枠、私は今循環型という方向に国も県も向いておりますし、市も当

然その方向を向いてうまくチャンスと捉えて乗っていく必要があるだろうと、このように考えております。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 飯田議員さんの公共交通のあり方について、お答えを申し上げます。

午前中の稲田議員さんの回答のときにも、少し公共交通に触れたわけでございますが、平成25年の10月におっしゃるとおり、公共交通会議をいたしまして、その際に、私自身が抜本的にやはり見直すことが必要であるということ強く感じたところでございます。

その後、現在、神姫バスの運行、それからもしもしバスの運行、また、地域の思いやり号も運行いただいておりますが、今後、どんどんと高齢化する中で、体は元気だけれどもやっぱり運転にはちょっと問題が出てくるという方が増えてくると思います。そういったときには、やはりこの公共交通、例えば、週に1日でも2日でも運行するようなこの交通空白地の対応が必要であろうということを感じたところでございます。

したがって、根本的には今の幹線、いわゆる一番通学・通勤の幹線、それともしもしバスや思いやり号が走っております幹線となるべき支線、それと最後にその空白地でございます路線。こういった大きな三つに区分をいたしまして、具体的な方策を手がけるということは今、神姫バスさんとかそういった方の意見を聞きながら進めているところでございまして、目標といたしましては、平成26年の上半期にはそういった大枠をつくっていきたいと、そのつくる際には、今の運行形態を根本的にどこかに集約するとか、また、違う組織でつくるとかということも視野に入れて検討をしていく必要があると、このように思っております。

ただ、本格的な運行につきましては、国の許認可とか、そういった相当時間を要することもございますので、私どもの事務処理を早急にする目標といたしまして、平成28年度からはやっていきたいといったぐらいの目標を持って、積極的に取り組んでまいりたいと、このように思っているところでございます。

いずれにいたしましても、そういった高齢化に伴う必要性が生じてくる、現在も必要性を迫られる方がおられ、また外出支援サービスの関連もございまして、市長が申されますスピード感を持って対応していきたいと、このように思っております。

議長（岸本義明君） まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） 私のほうから議員御質問のありました森林面積の90%のメリットということで、循環型社会いわゆる木質バイオマスの現在の利活用の状況について、御報告をさせていただきたいと思っております。

順次、平成18年度から森のゼロエミッション基本構想、この事業に基づきまして公共施設を中心にペレットストーブの導入を行っております。今年度末には、72台の設置が予定をされております。

また、平成23年には、ペレットの燃料の地産を進めるということで、ペレタイザーいわゆる製造機、これを市内の事業者に対してエネルギーの利用促進事業の製造設備の導入事業、これの助成をすることによりまして、市内で発生する端材、切り粉やおがくずを原料に木質ペレットの生産が始まったところであります。

また、温泉施設へのペレットボイラー、いわゆる大口のペレットの需要でありますけれども、平成21年度には「まほろばの湯」、そして、今年度末には「伊沢の里」へ設置するため、今工事を進めておるところであります。ほかには、再生可能エネルギーの利用促進事業の中で、家庭や事業所へのペレットストーブや薪ストーブ等の導入に対しまして、補助金も交付をしており、地産地消に進めておるところであります。

先日の神戸新聞でも取り上げられましたけれども、薪ストーブ、これに対しては市内のe みらっその薪ストーブの愛好家、この部会で構成をされております薪プロジェクト、このメンバーが薪の調達に市内で景観保護やとか防災等の目的で切り倒し、現地に残った木々を薪にする活動もあわせて行っていただいております。燃料の調達にあわせまして、周辺の環境美化、これもあわせてメリットということで貢献をいただいております。

木質バイオマスにつきましては、以後も順次計画を持って助成等も引き続いて実施をいたすところであります。

以上。

議長（岸本義明君） 産業部長、前川計雄君。

産業部長（前川計雄君） 私のほうからは、森林面積90%をメリットとして産業部の取り組みはどうなっているのかという御質問にお答えさせていただきます。

市内の森林の46年生以上の人工林が約10年後には8割以上となることが、現在見込まれております。その中で原木の計画的な生産、産出された材の活用について必要な措置を講じていかなければならないと考え、現在、森林経営計画樹立の支援を進めるとともに、市長答弁がありましたとおり、森林資源をもとにした地域循環型

産業の取り組みを進めるため、「宍粟材の家づくり支援事業」「高性能林業機械購入事業」等、継続して取り組むこととしております。

また、新たに宍粟材の利活用を促進するため、市内企業者等の販路開拓活動に対しても支援を進めることと現在しております。

さらに、県内に2カ所の木質バイオマス発電所が建設され、平成27年度中に稼働する予定となっておりますが、計画した発電を行うためには、年間を通じた林地残材の安定的な供給が大きな課題であります。量の確保は官民が一体となり進める必要があることから、西播磨地区においても、県並びに森林組合をはじめ関係者が一体となって、原木供給プランを作成することとしております。

まだ、現在稼働するという事は確定はしておりますが、細部についてはまだ不透明な点が多い中で、これらの動きを見きわめ、循環型産業構築の一環として市内から安定的な供給が行えるよう、必要な支援を検討していきたいと考えております。以上です。

議長（岸本義明君） 3番、飯田吉則議員。

3番（飯田吉則君） まず、公共交通等についてお伺いいたします。

副市長からある程度日にち、時間を切ったお答えをいただきましたので、初めてではないかなと喜んでおります。平成26年上半期に大よそのめどをつけて、平成28年には何とかいけるようにしたいというお考え、大変ありがとうございます。

そんな中で、確かに細部も幹線から入って、そこに全然そういう公共交通の手段がない場所、結構あります。とりわけ一宮の北部、草木、千町、それから黒原、一宮の福知、深河谷、公文とか、ともかく一宮特に枝が深いわけですがけれども、そういうことでどうしたらいいのかなと、本当に費用対効果が望めない事業でありますので、確かに大変なことであろうと思います。

そんな中、各地にあります個人医院、そういうところは患者さんの送迎を行っておくことは御存じだと思うんですけども、確かにそれがその地域の人の足にもなりつつあるんです。そういうことも踏まえて、できればそういうことに対してちょっと研究していただきまして、それも一緒に何とかそういうことが、その公共交通の中で利用できないのかなというふうに考えるんです。総合病院のほうでも、そういう形で考えていかなければならないということは、この前の答申にございました。最終的には、透析患者などの部分については、切り離して考えていかなければならないというような部分があったかのように思いますので、その辺についても全体的にそういうところを考えていくというお考えはありますでしょうか、お伺いしたい

と思います。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 今おっしゃる病院のほうが独自の送迎サービスを行われている実態がございます。ただ、そこに公共交通を兼ねた運行ができるかどうかというのは、法的に非常に難しい問題があるというように聞いております。

今も病院がやられておるのも診療報酬には含まれない、あくまでも送迎のサービスであるということを知っておりますので、そういったところも今後研究をして、可能であればやはりそういったことの力を借りながら整備をしていきたいというように思います。

議長（岸本義明君） 3番、飯田吉則議員。

3番（飯田吉則君） いろいろと法的な縛りがあるというのも推察するところでありましてけれども、何せそういう公共交通が本当にできにくい場所でありまして、あらゆる手段を講じて手を差し伸べていただきたいとこういうように思いますので、どうか研究のほうよろしくをお願いします。

また、先ほどからいろんな部分で質問をしているわけですがけれども、この間、新聞報道でございました赤穂のほうですね、東備西播定住自立圏の取り組みというのを見たんですけれども、これは県境を越えて取り組んでおるとい部分でありましたけれども、赤穂市を出て上郡、岡山、備前と結ぶ圏域バスというのを運行しておるように聞いています。市民病院やとか商業施設、そういうところの入り口をそこまで送れるという小型バスで巡回しておるといようなのをやっておると、それについていろんな国なりの支援を受けておるといようなことなんですけれども。

宍粟市は新宮までしか、一番近いのが新宮駅ですかね、鉄道がないということで、なかなか鉄道に到達するには時間がかかるまちでございます。特に北部にすれば、波賀町北部であれば若桜まで行くほうが近いとか、一宮北部でしたら、新井とか長谷とか、そこに行くほうが近いと。我々の先祖ですか、父親の時代になれば歩いて砥峰高原を越えて向こうへ下りるとか、黒原を越えて新井に行くとかという、そういう時代があったように思うんですけれども、できればその駅へ繋げるようなことが可能になるならば、今、観光とかという面で考えておいでの部分はあると思うんですけれども、宍粟市は確かに車で来る人ばかりじゃないと思うんです。バスで、電車で来たら、必ずこうどこへ行けばいいんだらう、染河内、庭田神社を売り出しても、庭田神社へ行くには今走っておりますあの小さいバスで行かなければならない、東市場から歩くか、それかタクシーかということになります。

そういうところを踏まえながら、もっと大きな視点を持っていただいて、いろんな面から研究をしていていただきたいなと思うんですが、どうでしょうか。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 今おっしゃったとおり、広域圏の観光も含めたこういった公共交通、国のほうでもいろいろと制度の見直しをされております。そういった状況を確認をする中で、より有効といたしますか、広範囲に自由に移動できる、また来ていただける、そういうようなことができれば検討をしていきたいと、また研究もしたいというように思います。

議長（岸本義明君） 3番、飯田吉則議員。

3番（飯田吉則君） その中で、ちょっとこんなことがあったんです。うちの近所へ大阪方面からセールスへ見えた方が、夕方までぐるっと回って帰ろうとバス停で待っているわけです。ずっと待とうで何でそない、どこへ行ってんねやと言って聞いたら、倉床のほうへ行くんですと言って。倉床のほうへ行ったら鉄道があるように思ってたみたいやね。こんなところで待っても、そんなところへ行ってもどこも行かれへんでということで、その方が山崎まで送ってやろうと、親切な人がありまして、山崎まで送ったら、山崎からでもまたバスがないと、しゃあないと言って新宮まで送ってあげたということを知りました。それぐらいのことで、都市部の人にとっては、この宍粟というところがそんな交通網がないということはあんまりわかっていないんですね。どこへ行ってもちょっと行ったら駅があつてというのは、みんな全国でもまれに見て空白地帯やと、どこへ行っても思います。

そういうこともありますので、本当に大変な作業になろうと思うんですけども、できるだけそういうみんながいつ来てもどこかですっと公共交通が乗り継げるような状態を早くつくっていただきたいとこういうふうに思います。

続きまして、森林資源のことについてでございますけれども、先ほどからバイオマス発電のことについていろいろとお聞きしました。確かに赤穂、ここが前にも質問をしたんですけども、1万6,530キロワット、かなり大きな発電所であります。それから、生野のほうで5,000キロワット、こういう計画であろうかと思えます。

それで、赤穂のほうにつきましては、日常10トンほどの木材が必要であろうかと、それから、生野のほうであれば、年間に5.4万トン、こういう形で木材が必要というようなことを聞いております。

宍粟市、いろんな形で、産業部長もおっしゃいましたように、支援をして、山の手入れをしていただくという構想をいろいろと持っておられます。そこで、でき

た残材、市長もおっしゃいましたけども、残材をいかに有効利用していくか、この部分についてチップ材とかそういうものについて供給体制をいち早く確立させようというお考えはありましょか、お聞きします。

議長（岸本義明君） 産業部長、前川計雄君。

産業部長（前川計雄君） 先駆けてチップ態勢をとってはどうかという話でございます。

残材については、一部の企業体がそういう形で動かれているということも一部耳にしますが、まだ不透明な点が多うございます。先駆けてしたいんですが、来年の、平成27年度の稼働までにはもう具体化になるということで、市行政のほうにも県といろいろな調整の会議を今持っているところでございます。具体的にまだ進める段階には至っていないということで、せっかくの大チャンスでございますので、未使用材についても少しでも山から木が出せて、山元に返せるような態勢をとっていききたいなと考えております。

以上です。

議長（岸本義明君） 3番、飯田吉則議員。

3番（飯田吉則君） そういう形で進んでおる不透明な部分もあるかと思うんですけれども、やはり、これだけの山を抱えている以上、出遅れると、これもまた失敗ということになろうかと思しますので、出遅れることのないような体制づくりを何とかお願いしたいと思します。

そんな中で、前回にも若干触れたと思うんですけれども、そういうちょっとした残材、そういう企業様が出すんやなくて、自分ところの山をちょっと手入れしたいとか、村の山を手入れするとか、そんな中でそれをお金にするすべもないという形のもの、そういうものを本当の林地残材と呼べるのではないかなと思します。それこそ長年にわたって先祖がつくってきたものを切って手入れしていく、それがまた幾らかのお金にでもなるという形で、全国で岐阜県の恵那市とか、ほん隣の智頭町、ここらあたりではお年寄りでも簡単に出せるような形の形態をつくりまして、それを集めてバイオの燃料に売っていくというようなことを実験的にやっておられます。

それが確かに最終的にいいものになるかならんかは、全体の取り組む人たちのやり方にもなってこようかと思うんですけれども、何かやっていかんことには進まないということで、そういうことをやってみようかなというお考えはございませんか。

議長（岸本義明君） 産業部長、前川計雄君。

産業部長（前川計雄君） 今おっしゃったように、森林経営計画で施業された後に

残った残材、それから森林100%で間伐をした残りについては、当然、補助事業から外れた部分でございますので、なかなかそれをまた山から出してバイオに使うところについては、ある程度の今後支援策が必要ではないかと思っておりますが、せっかく生まれた材価でございますので、山に戻して、また災害の面でもいろんなことがありますので、必要最小限は山の治安に努めて、なるべく今おっしゃったように、普通の方でも、山へ行って少しでもそういう形がとれないかということも、今協議、相談中でございます。今の段階で出せるという方向性を持った協議は進めているということで、できますということはちょっとまだ言える段階ではないんですが、そういうことも含めて進めていると御理解いただきたいと思います。

議長（岸本義明君） 3番、飯田吉則議員。

3番（飯田吉則君） 大変前向きなお言葉をいただきました。

この前にお伺いした市長の答弁でも、高齢者の生きがいづくり、こういうことも考えていかなければならないというお答えをいただいておりますので、できる限り実現に向かって協力、実行をお願いしたいと思います。

市長、先ほどから何遍も言いました「ここに生まれてよかった。ここに住みたい。ここに来て住みたい」というまちづくり、何遍も聞いておるんですが、もう一度市長に今まで今日の私の質問の中での、その公共交通なり、その森林開発、山のお金にしていくというこういうことについて、市長のお考えをお聞きしたいと思います。もう一度お願いします。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 私もかねてより今おっしゃったようなことで申し上げておるんですが、じゃあ、具現化でどうしていくかということが大事な部分であります。

議員もよく読んでいらっしゃると思うんですが、例の里山資本主義の中に書いてあるとおり、やっぱり、金銭感覚というんか、金銭換算ではなかなかできない価値があるんだと。それが何かということなんですが、やっぱり、高齢者が例えば生きがい感を持ったり、あるいは、その中で自分で育てたものを食べたりとか、そういったことがいわゆる地域の循環をつくっていくとこういうふうな概念が、まさしく里山の資本主義とこういうことなんですが、私の中でやっぱりまずもって、今住んでいらっしゃる方が明日も頑張ろうとこういうことは、ある意味地域でとれた産物も含めながら、あるいは材にしてもうまく利活用して、例え、極端な例を言いますと、晩酌代でも儲かったんよと、それが明日への活力へ私は繋がってくるだろうとこう思っています。それが「ああ、ここで生まれてよかったな」と、また「住

み続けたいな」とこう思っていただけではないかなと、こう思っております。

そういう意味では、私はある意味里山というのは、非常に有効に活用できるだろうとこう思っておりますので、そういう観点でより一層進めていきたいと、このように思っています。

議長（岸本義明君） 3番、飯田吉則議員。

3番（飯田吉則君） 市長の口からそれを聞いてうれしく思います。晩酌でも飲んで、それに繋がるためにちょっとでも労力を使おうと、そういう高齢者の生きがいづくり、大変大切だと思います。

そんな中で、高齢者が得た何らかのその糧、それをどこで使うかということ、それが一応その地域の形成に繋がると思うんです。北部地区では量販店ができたおかげで、小さなお店がどんどんなくなっております。そういう関係で、そういう少しのものをその地域で使っていただくということで地域が回るという、そういうことにも貢献できるのではないかと、こういうように思います。

また、いろんな意味で市長がおっしゃる都市部からの定住者を受け入れると、そういう形で循環型社会をつくって、あそこへ行ったらああいう形で生活ができるんやと、うらやましいと言う人がいっぱいいると思うんです、都市部で暮らしている人はね。

だから、今進めておる小水力なり、またそういう森林開発、それからバイオのと、そういう形で循環型をつくって、都市部の人々が「あのまちへ行って住みたいな、あんなところで子育てがしたいな」という部分をつくっていただく、そういうためにも集中してこういうことはやっていただきたいなと、確かに企業誘致いろんなことも大切でございますけれども、やはり、今あるものをいかに有効に使っていくか、これが一番この山に囲まれたまちにとっては重要なものではないかと思うんですけれども、どうでしょう。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） まさしく基本的な考え方の部分ではありますが、今の日本の社会構造そのものが都会で住む姿と、あるいは地方、里山も含めた住む姿、それはそれぞれの人の価値観によって非常に違うところではありますが、私はまさしく都会でのライフスタイルと、いわゆる我々の地方でのライフスタイル、まさしく私はこれからは車の両輪のごとく進めていかななくてはならない、それはそれぞれの地方の特色あったやつ、私はどっちかといいますと、地方の里山を生かしてそれをうまく循環しながら、ともに共存できる社会をこれからつくっていく方向に向かなくてはなら

ないだろうと、こう思っております。

そういう意味では、森の恵みというのは非常にありがたいので、それを我々がいかに有効活用しながら、また生活の糧にしながら進めていくというのが大事だとこのように思っておりますので、基本的な考え方はその考え方をもとに私はこれから施策を進めていきたいと、このように考えています。

議長（岸本義明君） 3番、飯田吉則議員。

3番（飯田吉則君） 次々と関連性を持たせて申しわけございませんが、空き家条例に関しまして、そういう部分を全面的に、そういう空き家を利用する、そして、それに付随する遊休地を利用する。それをPRしてこの地域に人を来ていただく、こういうことが一種の循環型の基本になってこようかと思っておりますので、まちづくりのほうとしてもそれを全面的に押し出していくような施策をもっともっと進めていただきたいと思うんですがどうでしょうか。

議長（岸本義明君） まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） 今議員おっしゃいました問題になっております空き家の有効活用、あるいはそれに関連いたしまして、その土地の周辺にありますいわゆる農地だとかそういうものもあいておると、もちろん山も荒れておると、要はそういう悲観的な状況も確かにございますので、逆に言えば、それをうずもれた資本じゃないかなというふうに思っております。

特にこう身近な今生きがいということもありましたので、そういう定年になった方々、それについては非常にこう住みやすい環境ですよというようなことも、これからPRの方法は今からまた一緒に考えていただきたいと思うんですけども、一緒に資本を活用して、生きがいのあるそういう地域にしていくことは非常に重要だと、農業の面からも大変重要であるというふうに担当としては思っております。

議長（岸本義明君） 3番、飯田吉則議員。

3番（飯田吉則君） ほぼ私の思いと、今、市長なり産業部長、副市長、まちづくり推進部長、思いは一緒やと思うんです。その手法についてやっぱり行政側の方と、それを求める側とではなかなかかみ合わない部分もあるかと思いますが、やはり、そこを何とか同じ方向を向いて行っておるわけでありますから、何とか一日も早くそれができるようにしていただきたいと、何遍も申しますが、副市長から時期的なことまで口にさせていただきましたので、大変うれしく思っております。

あと2分ですか。でも、本当によそから見て、あそこはいいところやということ、それをつくることが一番の人口増の策だとそういうように思います。都会に住

みながら、なかなか田舎にそれを求められない人もたくさんおると思うんです。ふるさとのない人たくさんおられます。どうしたらあそこの田舎に行って住めるんだろうと考えている人もたくさんあると思うんです。それがぱっと手が出せる状況をつくってあげるのも我々田舎に住むものの務めではないかなと、それをやることによって人口が増える。そういう考え方もあろうかと思しますので、どうかよろしくをお願いします。

終わります。

議長（岸本義明君） 以上で、3番、飯田吉則議員の一般質問を終わります。

続いて、岡前治生議員の一般質問を行います。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。2点にわたりましたして一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目は、これは恐らく長年にわたっての大変当事者にしてみても悩ましい問題でありますし、教育委員会でも心を痛めている問題じゃないかと思うんですけれども、あえて今、少子化が進む中で、各中学校の部活動の人数も少なくなって、先生なり保護者の負担も増えているというふうな中で、あえてお聞きしたいと思います。

中学校の部活動における練習試合等の移動は教育委員会の責任でということについて、まずお聞きしたいと思います。

中学校の部活動における練習試合等の送迎の実態を教育委員会に文書質問をしましたところ、その回答は顧問や保護者の自家用車の送迎に頼っており、事故が起きたときのために、各部ごとの保護者会などで任意の傷害保険に加入し、万が一の事故に対応しているとの回答がございました。

また、教育委員会の見解として、中学校における部活動を教育課程外の教育活動として位置づけているとあります。また、文部科学省の指導要領における部活動の記述として、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図れるよう留意すること」との文面も紹介していただいております。

私が調べましたところ、2008年、平成20年に、山形県の鶴岡市で、送迎中に交通事故があり、保護者が運転していて、同乗していた3人の中学生のうち1人が亡くなるという痛ましい事故があったというふうなことがあります。そして、山形県の教育委員会では、その事故を受けて、県中学校長会、県PTA連合会、県中体連等の会長名で、各中学校長宛てに、「生徒の移動については公的機関を利用するこ

と」、「保護者の自家用車には他の生徒は同乗させないこと」、「保護者や教員がレンタカーの運転をすることは公的機関の利用にあたらぬこと」などが示されております。

宍粟市の場合を考えてみますと、公的な公共交通と言いますと、神姫バスしかないわけではありますが、現状で練習試合等にバスの移動というのは不可能に近いかなと思います。そのかわりの手段としては運転手付きのバスをチャーターするという方法しかないということになります。すると、大変な経費が保護者にかかってくることになり、いろいろなところで心配がされているんですけども、現状の方法をとらざるを得ないというふうなことがずっと続いてきているように思います。

ただ、先に紹介したような痛ましい事故が起こると、恐らく教育委員会としてもこのような通達を出さざるを得ないような状況にもなるかと思しますので、早目に、そういう事故が起こるまでに、教育委員会の責任でこういうふうな練習試合で市内も含めてそうでありますけれども、市外等へ行く場合も、しっかりと公費の負担をすべきではないかと思うわけでありまして、教育長の考えをお聞きするものであります。

次、2点目は、有害鳥獣の駆除について狩猟期間中以外でわなの猟はできないのかどうか、その可否について見解をお聞きするものであります。

この間もたびたび取り上げられておりますように、有害鳥獣の駆除については、猟友会が中心になって実施していただいております。いわゆる猟期以外にも有害鳥獣の駆除ということで、銃器による駆除は行われておりますが、猟友会に所属されていないわなの猟のみの免許を持つ猟師さんには、猟期以外の狩猟は認められていないようであります。

有害鳥獣の駆除というのは、個体数を減らすことが目的であり、猟期以外の狩猟の許可をわな単独の猟師にも許可を出すべきではないかと、私は思うわけでありまして、いかがでしょうか。

以上です。

議長（岸本義明君） 岡前治生議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

産業部長、前川計雄君。

産業部長（前川計雄君） それでは、私のほうからは有害鳥獣の駆除に伴う猟期期間のわなの可否について、お答えをさせていただきます。

今現在のシカ捕獲事業の年間のスケジュールを先に申しますと、猟期期間は11月の15日から3月の15日になっております。3月15日以降の3月末までは猟期休止期

間となっております。その他については有害鳥獣捕獲事業期間となっております、その間につきましては、わなに類するものは、箱わなと、くくりわながございますが、これにつきましては捕獲可能となっております。

それで、今おっしゃいました許可を出すべきではないかという御質問でございますが、有害鳥獣捕獲事業につきましては、安全を第一優先で実施すべきであり、また、野生鳥獣を適正に管理するということも根底にございます。このため、有害鳥獣捕獲許可の対象者は、上位機関でありますこの兵庫県が第11次鳥獣捕獲事業計画書を作成しておりますが、これに基づき実施することになっております。その中で、上位機関であります「兵庫県鳥獣保護事業計画書」により一般財団法人兵庫県猟友会の構成員であり、かつ捕獲に係る損害賠償保険に加入している者と定められております。

なお、民間保険会社が設けている損害賠償保険の加入資格は県猟友会の会員であることとされております。そのため、この要件を尊重し、宍粟市では猟友会構成員以外の方への捕獲許可は現在行わないこととしております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 私のほうからは、中学校の部活動における移動手段等々の御質問について、お答えをさせていただきます。

部活動の位置づけにつきましては、先ほど岡前議員が御説明いただきました。まさにそのとおりでございますが、平成24年までは学習指導要領に規定がなく、教育課程外というふうな位置づけがされておりましたものが、改定があり部活動の重要性、そういうことに鑑みまして、教育課程外の活動であるものの、学校教育活動の一環というふうな位置づけがされたところは、先ほども議員御指摘のとおりでございます。

そして、このような状況の中で、宍粟市でございますが、御案内のとおり、現在では、部活動推進事業補助金ということで、これは公式戦における生徒費用の送迎費を負担補助をしております。ちなみに平成25年度では1,038万4,000円を支出する予定としております。

ただ、御指摘ございます練習試合につきましては、やはり学校であったり、その部によって回数などが大きく異なり、また、開催場所等もさまざまであるところといった理由のために、あくまでも保護者会との連携の中で送迎計画を立てております。

このような実態を鑑みると、やはり全ての練習試合を公費を負担をするという

ことになりまして、財政的に相当大きな負担になるかと思えます。こういう状況の中で難しいというふうに考えております。

また、御指摘ございますように、一番肝要なことはやはり何よりも事故が発生をしないように、出発のときに余裕を持って出発するとか、交通安全に配慮することの周知徹底が何より大事ではないかなとこのように思っております。

繰り返しになりますが、現段階におきまして、練習試合における公費負担は難しい状況というふうに考えております。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 予定どおりの回答やったと思うんですけど、それでは、何で学習指導要領の改訂にあたって、部活動というふうなことにきちっと触れられたのかとか、先ほども言いましたように、少子化の中で各部の部員が減るということは、その分保護者も減るわけでありまして、そういう中で保護者に負担をかけまいとする先生は、自ら、ここにも書いてありますように、運転をされたりとかというふうなことになるかと思えます。

それで、また、ただ交通事故だけは絶対はないというふうに今の時代言い切れるものではないわけですから、ですから、少なくともこういう練習試合なんかも含めて、責任の所在というのがどこにあるのか、例えば、先ほどの質問の回答に関して、校外で行われる練習試合等については、顧問は学校長を通じて市教育委員会に事前に届け出るというふうなことであります。この事前に届け出るというふうなことは、それは教育委員会の責任の管轄内にありますよということなのか、とにかく実態を把握するために届けないさいよということなのか、万が一事故が起こったときは、先生が運転しておったときは先生の責任、保護者が運転しておった場合は保護者の責任というふうなことで、ただ把握をするためだけの届け出では意味がないんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりどういうふうなことでおられるのか。その責任関係については、今のところ多分大きな事故がないまま推移してきておりますので、こういうふうなことで済んでおると思うんですけども、先ほどのような山形県のような事例が起こると、恐らくこういう厳しい通達を出さざるを得ない状況になってくると思うんですね。ですから、そういうところでの責任の所在はどこにあるのか、その点はいかがですか。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 基本的には、先ほど申し上げました部活動の位置づけから考えますと、全般的な責任は教育委員会にあるとこのように認識をし

ております。

ただ、車両運送に係る責任のあり方といいますのは、御案内のとおり、それぞれの事故におきましては、今現行法で責任が問われるというのが現行の状態になっておろうと思っておりますので、あってはならないことですが、そういう場合には、その事故の形態によりそれぞれの責任の所在は変わってくるなど、このように思っております。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 全体としては教育委員会に責任があるとおっしゃられるけれども、個々事故が起こった場合には、結局、道路交通法とかそういう法律によって、結局運転手の責任が問われるというふうなことになると思うんですね。

それで、心配するのは、この山形県の事例、こういう事故をこれ以上詳しくちょっと調べることはできなかつたんですけども、例えば、先生が運転していてこのような痛ましい事故が起こった場合、先生が果たしてその事故によって教師を続けられなくなるとか、あと、保護者の場合についても、保護者も部活動のそういう練習試合を助けるために善意の気持ちでそういうふうな送迎の役割を果たしておるのに、たまたまそういうふうな事故になったがために、そういう損害賠償とかそういうことも含めて問われるようなことが実際に起こる可能性があるわけですよ、ほかのところでもこういう事例が発生しているということは。

ですから、そういうことについて、やっぱり、少なくともその教育委員会が前面に出て、少なくとも学校で起こったことであると校長が前面に出て責任を負うというふうな、そういうルールづくりはしっかりとしておかないと、あくまで個別の事故で運転手責任になってしまうようでは、なかなか安心してこういう練習試合に臨んでいくということが、皆さん不安に思いながらもやむを得なくてずっとやっておられるわけですから、いつまでもこういう状態を放置しておくというのはいかなものかなと思いますので、その少なくとも責任の度合い、責任の所在はあくまで学校行事であるわけですから、学校長なり、その教育委員会の責任で、そういう事故が起こったときには、教育委員会が矢面に立つというふうな、そういう腹決めはしてもらわないといけないと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 御指摘の部分、鉄道等鉄軌道等がない宍粟市におきましては、より安全な移動手段と言いますか、やはり、それは職業ドライバーというところが一番ここ宍粟市の中では、最も宍粟市の中で考えられる安全な移

動手段であろうということは承知をしております。

しかしながら、冒頭も申し上げましたが、練習試合につきましては、それぞれ保護者会、あるいは顧問の先生方の協議の中で回数とか行き先とか、行き先につきましては、基本的には県内泊なしというようなことを申し合わせておりますが、そういう状況の中でそれぞれの部活動の部活の技術の向上のために行っておりますので、その部分を全て市が公費で負担をするというのは非常に難しいのかなと。参考までに申し上げますと、平成24年の市内における年間の練習試合の回数を少し調べてまいりました。それによりますと、やはり、延べですが1,000回を超える状況がございます。仮にバス、そういうプロのドライバーをお願いをし、もろもろの経費を支出をするとするならば、新たな財政負担は4,000万円から5,000万円いると、これも先ほど何回も繰り返すのでありますが、例えば吹奏楽でありますと、そんなに派遣はないけれども、こっちの部活では頻繁になると、こういうところに公費を全てしていくのがいいのか、やはり、そうなりますと練習試合のあり方そのものの姿が変わるというようなことも考えなければならないかなと、このように思っております。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） それで、恐らく望ましいのは、先ほど言いましたように、公費で運転手つきのバスを借り上げをして対応するということだと思っておりますが、それが財政的に難しいというふうにおっしゃられるから、ですから、万が一事故が起こったときは、当事者の責任というふうなことではなくて、あくまで学校教育の一環としての部活動の練習試合に行っているわけですから、先生なり保護者が運転して万が一事故が起こった場合については、学校長なり教育委員会がしっかりと責任を持って対応するというふうなことをすべきじゃないんですか。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 先ほどもお答えいたしました。総括する責任は、教育委員会にあるというふうに認識をしております。ですから、事故の場合には、御案内のとおり、それぞれの形態によって、もしも相手方があれば相手方が損害を補償する。あるいは、運転者側に過失があれば、その部分が運転者に課せられると、これは今の自動車社会の中での仕組みでございます。その部分は別といたしまして、包括的な責任といえますか、そういう対応というのは、やはり学校の校長であり、それを所管する教育委員会にあると、この部分は間違いのないことではないかなと、このように思っております。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） そしたら、端的にお聞きしますけども、そしたら学校の先生が運転をして子どもたちを練習試合に連れて行ってあったというケースについては、この場合、交通事故等自損や相手側からぶつけられたとかそういうことも含めて、先生については公務災害にあたるんですね。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 詳細までは調べておりませんが、そういう場合、教員の場合は、学校長に許可を得て行っておりますので、公務災害にあたるというふうに思っております。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） だから、そのあたりのところが危機管理の一つとして正確な答弁ですね、公務災害にあたるかどうかぐらいはしっかりと今休憩とってもらってもいいですから、調べていただきたいのと、それと、もし先生の場合は公務災害というふうな扱いになるにしても、保護者が送迎する場合については、学校が保護者も負担していると思うんですけども、日本スポーツ振興センターの災害給付の対象にはならないと。ですから、その任意の傷害保険に加入しておると、その加入率についても73.8%ということで、必ずしも全員がきちっと対応されているわけではないし、その障がいやとか死亡時の保障についても500万円から4,000万円というふうなことで、果たしてこれで十分だろうかというふうな疑問も残るわけですから、そういう部分について、もし教育委員会でそういう予算措置やとかもうできないということであれば、そういう保険の対応やとか、そういう事故が起こった際の責任についてはきちっと校長や教育委員会で責任を取って、後の対応については全てやりますというふうなことでないと、本当に少なくとも本当に安心して部活動の送迎にかかわれない、かわりたくないという人が出てきても本当じゃないかと思うんですけども、事実上、皆さんやっぱり自分たちの子どものことでありますし、お互いの助け合いの中で、特に保護者の皆さんは協力されているのが実情だと思いますので、その責任については、そりゃ道路交通法上問われる責任は、それは運転手が当然負うべきでありますけれども、もしけがをしたとか、相手側にけがを負わしたとか、そのあたりの謝罪とかそういう部分については、基本的には当然運転手も行いますけれども、矢面に立つのは教育委員会や学校長が責任を持って対応をするというふうなシステムをつくらないと安心できないと思うんですね。

その点はいかがですか。私はきちっと責任を持つというふうなことを少なくとも

予算が出せないとおっしゃるんですから、責任ぐらいはしっかりと持ってもらいたいと思いますが、いかがですか、教育長。

議長（岸本義明君） 教育長、西岡章寿君。

教育長（西岡章寿君） 先ほどの練習試合の公務災害の件、ちょっと補足しておきますが、練習試合に行く先生方は、土日に出れば特殊勤務手当をもらいますので、公務災害の対象となっております。

それから、その責任のことを今いろいろ出ておりますが、議員御指摘のように、責任のルールづくりというものは、やっぱりきちっとしていくべきやと、このように考えます。

この部活動の練習試合につきましては、例えば、この山崎におりまして、阪神間から来るチームも但馬から来てくれるチームもみんな、この保護者が運転して来られておりまして、県内だけの問題ではなくて、全国的な大きな課題になっております。このことにつきましては、私も現場におるときは、早く練習試合に行きたい、子どもたちと色々な体験をさせてやりたいという思いで出かけておりましたが、校長になりましたら事故しなければいいのにな、できるだけ遠くに行かんといってくれと思ったりしながら、でもいろいろなチームと体験を積ましてやりたいという思いで見守ってきました。

そういう経験もあります。今、山形の例も挙げていただきましたが、各府県、また都市の対応等も調べまして、宍粟なりのルールなり考えていけたらなと思っております。責任のルールづくりという御提案もいただきましたので、しっかり受けとめて考えていけたらなと思っております。

しかし、いずれにしましても、先ほど部長が言いましたように、本当に交通機関が不便なところでありまして、議員の方々も若いころは練習試合に行くといったら、多分自転車で結構遠方まで行かれたりするような時代でしたが、今はなかなかそういうこともできなくて、逆に自転車で行くほうが危険だということがありまして、保護者の方々の本当に善意に頼りながら子どもたちの部活動に御協力をいただいております。また、運転につきましても、運転が苦手やと言われる方は、市内の近くだけに運転していただいたり、遠方への経験がある方はちょっと遠方に行くときに車を出していただいたりというようなことで対応させてもらっております。

いずれにしましても、保険の対応と参加していただく保護者の方の善意に甘えながらも、安全運転で事故が起こらないようにということをお願いしつつ、活動してもらっております。今後も安全運転につきましては、校長会等を通じまして、しっ

かり指導していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） その責任のルールづくりというのは是非してもらいたいと思うんですけれども、でも、その基本的な考え方として、もしある中学校でそういうふうな先生、保護者に限らず、そういう送迎中の事故が起こった場合の道路交通法以外での道義的な子どもにけがをさせた責任であるとか、そういう部分についてはきちっと校長が負うという、そういう校長なり教育委員会が責任を負うという、そういうことはルールづくり以前の問題として、私はきちっと確認した上で今やむを得ず今からもそういう送迎というのは続いていくわけですから、そういうことは最低限この場で確認しておきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 教育長、西岡章寿君。

教育長（西岡章寿君） もちろん先生が活動してくれておりますが、責任は校長であり、先ほど部長が言うておりますように、それを許可しております教育委員会であるということは十分認識しておりますので、よろしくをお願いします。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） そういうふうな答弁で理解させていただきたいと思います。

それと、有害鳥獣の駆除の関係ですけれども、前に同僚議員で大変詳しい方がおられるのであれなんですけれども、私がお聞きしたのは、わなだけの免許を持っているから、要するに猟友会には所属されていないから、今の現状では許可が出ない、そういう現状があるということ踏まえた上で、何とかその猟友会に所属していなくて、わなだけの免許を持っておるんで、その権限は先ほどは県の事業計画に基づいて対応しておるとおっしゃいましたけれども、実質的な許可の権限については、今は多分市長に委譲されておると思いますので、そういうふうな大きな目的は、先ほども言いましたように、有害鳥獣の個体数を減らすというふうなことで同じかと私は思うんですけれども、そういうことで市の補助要綱、個体数やとか鳥獣被害とかいうのをあくまで猟友会の宍粟支部に補助金を出すというふうなことで、きちっと明文化されておってになっておりますけれども、そういうふうな希望がある方については認めてもいいんではないかなと思うんですけれども、そういうことが認められないのかどうか、あくまでそういう県の計画に従うしか方法がないのか、その点はいかがでしょう。

議長（岸本義明君） 産業部長、前川計雄君。

産業部長（前川計雄君） 確かに駆除と名がつけば、個体数を減らすということが

目的だと思えます。それで、実際、鳥獣被害で困られているということで、駆除を資格者、有資格者関係なしにとったらどうだろうというような質問ではございますが、昨日の質問でもありましたように、えづけ等地域で困っている方についての許可については不要でございます。最終的には、殺処分となるという結果が目に見えておりますので、わなを仕掛けることも素人という言い方はちょっと悪いんですが、何かあったときのために、やっぱり猟師さんと協定というか、話し合いの中で進めていただくということで御理解をいただきたいと思えます。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 私が申し上げておるのは、わな猟の免許を持っておられる方を前提に、その方がその銃器で猟をされる方については狩猟期間以外も認められるのに、わな猟の免許だけを持っている者、多分その方は猟友会には入られておらんからということやと思うんですけども、そういうことで猟期以外の許可が出ないのかというふうなことなので、そういう意味では市の要綱を見ましても、個体数の補助要綱の中には、銃器による事業実施の場合と、わなによる事業実施の場合とそれぞれ分けて補助金の額も決められておりますし、その上にはその対象としては猟友会というふうな言葉が入っておるんですけども、そやかい、同じ目的なんですから、そういう意味で、その猟友会以外の方についても、そういう鳥獣の被害を減らしたいと願われている方には、そういう許可を出してもいいんじゃないかなと思うんですけど、その点をお聞きしたいわけですから。

議長（岸本義明君） 産業部長、前川計雄君。

産業部長（前川計雄君） いろんな形で銃器による狩猟というのが、今の猟期以外の駆除ということで、拡大解釈の上でわなを今年認めております。その中で、今おっしゃるように、わなの許可を持っているが会員に入っていないということとなつたときに、やっぱり原則論は県の猟友会の構成員であって、かつ損害賠償保険に入ることが猟友会の会員でないと保険に入れないということになっていきますので、そこら辺がちょっとひっかかる場所があります。それで、今の段階で保険も入って十分やという形ができれば、今の段階では無理ですが、今後考える余地があるのかなということが言えますが、安全第一ということが根底にございますので、今のところは猟友会の構成員であり、かつ損害賠償保険の加入者ということで御理解をいただきたいと思えます。

議長（岸本義明君） よろしいですか。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） はい。

議長（岸本義明君） 以上で、13番、岡前治生議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時25分まで休憩いたします。

午後 2時12分休憩

午後 2時25分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

大畑利明議員の一般質問を行います。

4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 4番、大畑でございます。議長の許可によりまして、一般質問をさせていただきます。

私は大きく2点の御質問をさせていただきたいと思っております。

まず、最初に、若者の定住及び移住の促進と人口減対策について質問をいたします。

現在は、地域間競争、あるいは、また自治体間競争の時代と言われております。そのような中で、宍粟市が住まいや子育ての場を探している皆さんから選ばれる自治体を目指して、絶え間ない努力をしなければいけないというふうに考えます。宍粟に住んでおられる方はもちろんですが、これから住まいや子育ての場を探している方から選ばれるための施策について市長に伺います。

まず、一つは、人口減少対策や定住及び移住を推し進めるキー、鍵として、宍粟市を選んでもらえるために、どのような環境を整えようとお考えですか、お伺いします。

二つ目には、まちの活力や宍粟の将来を考えると、特に若い世代から選ばれることが大切であると思っております。市の総合計画や第2次少子化対策推進総合計画には、若者が地域に定住するための産業振興の推進や子育て世帯への良質な住宅の確保などが明記されております。これら事業について、これまでの成果をお伺いをいたします。

次に、移住についての提案を1点申し上げたいと思っております。

御案内のように、福島では今でも多くの子どもたちが放射能の高汚染地域で暮らし、被爆を強いられています。とりわけ子どもたちの健康被害が心配です。この福島に住む子どもたちや若いお母さんたちを放射能から守り、安全な土・水・空気・

食べ物の中で暮らしてもらうため、宍粟市への移住や疎開、一時保養などの支援を考えてみてはどうでしょうか。市長にお伺いをいたします。

大きく二つ目の問題でございますが、ゼロエミッション及び再生可能エネルギー施策による経済・産業の活性化について質問をいたします。

同僚議員からも先ほどございましたから、重複はできるだけ避けて違う視点からお尋ねしようと思っておりますが、近年、日本の各地で再生可能エネルギーを活用して地球温暖化対策と地域づくりに取り組む地域や自治体が増えています。

地域資源を有効に活用することは、温暖化対策をしながら地域の経済や産業の活性化に繋がるものと思います。特に、過疎地域の自立を図る宍粟市にとって、ゼロエミッションや再生可能エネルギー施策に取り組む意義は非常に大きいと考えます。

そこで、2点市長にお伺いします。

一つはゼロエミッションでございますが、食品の残渣、あるいは下水汚泥、こういった事業活動に伴って排出をされます廃棄物系のバイオマス、あるいは山に放置されています間伐材、林地残材など、未利用系のバイオマスのエネルギー活用とさまざまな企業活動との連携を図り、廃棄物を0にする地域内循環の取り組みを積極的に進めることによって、地域の産業や経済の活性化を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

二つ目には、再生可能エネルギーでございますが、太陽光・小水力・森林など、地域資源を活用した再生可能エネルギーの施策を推進することによって、新たな雇用の場づくりや人口減に悩む地域課題の解決に繋げることができると思います。あるいは、地域通貨を導入して、地域でお金を回し、経済を活性化させることなどが考えられますが、市長の考えをお伺いをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（岸本義明君） 大畑利明議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） ただいま大畑議員のほうから大きな2点の御質問をいただきました。

中にはそれぞれまた、具体のところもあるように思います。前段、特に、これから地域間競争あるいは自治体間競争のお話もあったとおりです。まさしくその自治体間、あるいは地域間競争も言われても久しいわけではありますが、私自身は今日は確かにそれぞれの自治体の中で努力をしながら、鋭意競争力を高めていかななくてはならないと、こう思っとるわけではありますが、少し物事を広域的に考える中で、そ

の地域を捉えることも非常に大事な部分だろうとこう思っておりまして、ある意味の広域連携という視点も、今後、いろんな施策の中では取り入れなくてはならないなど、こんなふうには前段考えておるところであります。

そこで、ただいま御質問をいただいたところではありますが、回答については少し私自身は大ざっぱになるかもわかりません。先ほど少し具体の部分もあるいは触れられておりますが、また、再質問の中で具体についてはそれぞれまたやりとりできればなとこう思っております。

そこで、若者の定住、あるいは人口減対策について、私は大きく五つの視点を考えております。

まず、1点目ではありますが、1番には、私は常々申し上げておりますが、いわゆる居心地のいい地域をつくる必要があるのかなとこう思っております。じゃあ誰にとって居心地がいいかとかこういうことではありますが、私は企業にとってもあるいは事業を営まれる方にとっても市民にとっても、非常に居心地のいい地域をつくっていく必要があるだろうと、このように考えております。

例えばではありますが、企業が仮に宍粟へ進出する場合についても、現状ではなかなか厳しい状況もあります。場合によっては、地域がなかなか受け入れがたい、あるいはいろんな無理難題もかけられる地域もかつてはありました。それでは、現実なかなか企業誘致といっても働けない部分が現実として起こっています。

そういうことからしますと、企業に限らず、あるいは総合病院のお医者さんにもわかりてありますが、私は常に「ようこそ宍粟へ」という気持ち、その気持ちを持っていただく風土を高めることが、私はとりわけ非常に大事な部分があるだろうと、このように考えております。それが大きな第1点目であります。

2点目ではありますが、私はやっぱり子育てであったり、教育の環境整備、これが2点目に挙げられるだろうと、このように考えております。

そういう意味では、学校規模適正化、あるいは幼保一元化の推進についてもこれまで取り組んできておるところではありますが、生んで育てやすいを含めて、そういう教育の環境というのは大きな要素が挙げられるだろうと、このように考えております。あわせて、子育ての各種の助成制度も含めて、そういう環境を整えることが大事だと、このように考えております。

三つ目は、特にやっぱり、どうしても雇用の促進という働く場の確保、これがあろうとこう思っております。本定例会にも上程しておりますが、企業誘致に向けた条件の充実、あるいは林業後継者の育成のための助成制度の創設、あるいは市

内企業のPRを含めた、そういう環境を整えることが、ある意味雇用の促進に繋がってくるだろうとこう思っております。これが三つ目であります。

四つ目は、市内からあるいは姫路、あるいは神戸、あるいは阪神間を含めてであります。その通勤の利便性の向上、そのために何が大事かということですが、道路環境の整備、いわゆるアクセスだこのように考えております。姫路だったり、先ほど申し上げた西播磨の圏域に通勤圏内にありますので、その関連道路の整備であったり、あるいはJR姫新線との利便性の向上なり、連続性というんですか、そういったことがある意味の大きな要素になってくるんかなとこう思っております。そういう点では私も大いに整備についていろんなところへ働きかけなくてはならないと、このように考えております。

最後、5点目は、そこに住んでいらっしゃる、あるいは私たちも含めてですが、いわゆる暮らしやすさを誇れるそういう自然環境、あるいは生活空間、それをつくり上げることが非常に大事だろうと、このように思っております。そういう意味では、住環境もそうだとこのように思っておるわけですが、要は、「そこに住んでみたいな」と実感できる、「住みたいな」、そういう実感できる環境をつくり上げることが私は大事だと、このように考えております。

今申し上げた5点が、私は非常に大事な、選んでもらえるためには、その環境を整える部分では、非常に大きなポイントになるのではないかなと、このように考えております。また、特に、その暮らしやすさの中では、今回御提案申し上げております上下水道の料金もしかりだと思っております。特に、若い人たちにとってのその公共料金のあり方、これはまさにそのとおりだと思っておりますので、そういう視点で今回御提案を申し上げておるところであります。

今後においても、その5点を中心になお一層努力をしなくてはならないとこのように考えております。

それから、次に、2点目の若い世代から選ばれるために、後期総合計画、あるいは第2次少子化対策推進総合計画、どんな成果をと、こういうことですが、十分な成果を得たとはとても考えてはおりませんが、先ほども申し上げましたが、いろいろなところで、私はやっぱりやらなくてはならないと、こう思っておりますが、特に大きく三つのところで申し上げますと、特に医療の分野、医療の分野におきましては、中学生以下の通院、あるいは入院医療の無料化、あるいは夜間応急診療所の利用拡大、さらにまたドクターヘリの運航にあわせた臨時発着場の整備、それによって救命率の向上に努めたと、こういうこともあります。また、トップセー

ルスを再三行うことによって、お示しをしております総合病院の医師の確保についても、一定少し図れたのではないかなど、このように思っております。

それから、子育て・教育分野のところでは、特に不妊治療であったり、妊婦健診助成の充実であったり、教育内容に充実を含めて、安全で質の高い学校給食の提供など、若い世帯が暮らしやすい環境づくりに、その計画に基づいて努めたところがあります。

加えまして、先ほど申し上げました学校規模適正化であったり、幼保一元化では、本年度各校区においても着実な推進が図れ、形として徐々に見合い始めているところでもあります。

さらに、また学校規模適正化については、千種においていち早く進められたわけではありますが、子どもたちや保護者の感想、あるいは地域の感想を聞いておけると、集団化を通して非常に教育効果というのか、子どもたちも生き生きとしておると、ある意味の切磋琢磨であったりとかこういうような御意見も伺っております。

幼保一元化においても、0歳から5歳まで一貫した、あるいは一連の中で幼児教育、保育を提供していこうとこうということによって、教育環境が少しずつ整っておるのではないかなど、このように思っております。

また、産業観光分野は、これまでも申し上げましたとおり、まだまだ不十分であると、このようには認識しておるところであります。

また、儲かる林業の推進ということで、かつていろいろこうなされております。そういう意味では、これまでの地道な活動が少しずつ国の経済政策とあわせて、あるいはいろんな形で少し林業家、あるいは産業としての業を生業とされておる皆さんにも少し明るい兆しが見えつつあるのかなどこのように考えております。

しかしながら、いろいろ出ております森のいわゆる再生可能エネルギーへの挑戦、そういったことについてはこれからまだまだ課題があるのかなど、このように思っております。

観光の分野においては、昨年、ちくさ高原で開園をしていただいたゆり園、あるいはクリンソウやもみじやいろんなことを観光資源の活用、そういったことについては、宍粟市全体を花回廊として、その方向に向けて着実な歩みが図られておるんじゃないかなど、このように考えておるところであります。

特に、交流人口の増大という観光の一つの手法としても、ゆり園においても4万人、あるいは今スキー場もオープンしておりますが、昨年より両スキー場で2万人を増加を図っていると、また、もみじ山においても2万6,000人お見えになったと

こういふことでもあります、さらにそういったことにつけて一定の成果というんですか、一定の歩みをしつつ、今後さらに発展をしていきたいと、このように考えております。

いずれにしても、これらのことにつきましては、市民の皆さんと十分対話をしながら、さらに確固たるものにしていく努力が大切であると、このように認識しております。

3点目の福島放射能で困っている子どもたちをどうだとういふ御質問ですが、なかなか愛着のあるふるさとを離れる、このいふ心中を思うとその人たちにとっては本当にどうなのかなと私自身も思うところでもあります。誰しも自分の育ったところで最後までこのいふは共通の願いだらうと、このように思いますが、残念ながらああいうことになったと、このいふことでもあります。

私はこのいふ人たちの御希望があれば、当然誠意を持って対応をしなくてはならないと、このように思っています。ただ、どのような手法でそのいふを伝えるか、今後そのことについても検討を加えていきたいと、このように思っております。

冒頭でも申し上げましたとおり、第1点に大事なものは人を迎える温かい地域・風土、これが重要であると、このように考えておりますので、今後それを柱にしながらまちづくりとして推進をしていきたいと、このように考えております。

次に、ゼロエミッション・再生可能エネルギーの関係であります。

未利用系のバイオマス利活用と産業の連携により、バイオマスタウン及びゼロエミッションを普及させる方策、このことについてであります、これまでもいろいろこの中でお話を申し上げたところでもあります、豊かな森林資源を誇る我が宍粟市においては、やはり資源を生かす施策は非常に重要な部分と、このように捉えております。

先ほど御答弁申し上げたとおり、今後、赤穂市と朝来市で稼働する施設への木質燃料供給、このことにつきましても今、県で調整を行っているところでもあります、宍粟市においても地域循環型社会の構築に向けて、また、高齢化の中で高齢者が生きがいを持てるこのいふ観点も踏まえながら、また新たな産業をとということも捉えながら、既存の産業と連携して進めるような、必要な支援を構築してまいりたいと、このように考えております。

2点目の地域資源の再生可能エネルギーの普及施策、このことでもあります、太陽光発電に関しましては、平成26年度に限界集落の活性化策として導入経費を無利子で融資する県の制度もいよいよ始まること、このように聞いております。該当地

域で御理解が得られれば、その取り組みについて支援も考えていきたいと、このように思っております。

また、小水力の発電に関しましては、もう既に福知自治会のほうで事業可能性調査が始まっておりますが、地域発電事業の実現に向けて、福知自治会に続く自治会にも御理解をいただきながら、市内の中でそういった事業として採算の取れることも踏まえて、発電事業をどんどん各地で立ち上げればなど、このように考えておりました。そのためには地域の皆さんだったり、市域の皆さんの熱意あるいは努力、そういったものを鑑みながら雇用創出や地域活性化に繋げていければと、このように考えております。

いずれにしても、宍粟市の自然をエネルギーにかえる仕組み、このことについては地域活性化や地域の産業振興、こういう視点も当然ありますので、それが定住の促進に繋がるようになればなおいいなど、こういう思いで、今後、より積極的に進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） それでは、定住問題の中でもとりわけ私は産業の振興ということで伺っておりますので、二つ目の質問とちょっと関連するような形になるかと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思うんですが、今の現状認識として、市長も私が言うまでもないかと思うんですが、この高齢化問題をいつも言われるときに、何か高齢者が多くなっていることが問題のように捉えている方もいらっしゃるんですが、実はそうではなくて、私は生産年齢人口が非常に少なくなっている、若者が非常に少ない、だから、高齢者を支える人間がこの宍粟にいなくなっていることが大きな課題だというふうに捉えております。

各中学校区ごとにどの程度の若者が高齢者を支える状況にあるのかなというのをちょっと数字で見てもみたんですが、山崎の中心部では若干二人で一人の高齢者というような率になっておりますけども、大半のところは肩車状態、一人が一人を支えていくと、昔は騎馬戦とか、3人で一人の高齢者というようなことを言われていましたけど、もう完全に肩車、あるいは肩車もできないような状態のところも今後出てくる可能性もありますので、そういう意味で私は定住の中でも、とりわけ若者にターゲットを絞っていかないと、やっぱり宍粟の今後がないというような思いで質問をさせていただいておるわけですが、そういう意味で、市長も何点か今後検討いただけるような話もございましたが、やはり、産業振興の推進という意味ではもう

ひとつ成果が得られていないというのが正直だろうと思います。そのことはまた後で申し上げますが、宍粟に限らず多くのところで、東京以外のところはほとんど過疎化の現状を抱えておりますけども、近隣の相生市が11の施策ということで、本当に若者の世代が一番経済的な負担になる部分、保育料でありますとか学校給食でありますとか、そういうものを完全に無料化したり、それから、住宅施策に対する助成制度をたくさんつくることによって、今、人口減からむしろ回復傾向にあるという、そういうふうになっております。その辺の認識についていかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 相生市の状況は、私もつぶさにお聞きしたり、直接市長ともいろいろお話をする中で、今、特に子育て宣言都市をされたりしていろいろやられております。そういう中で徐々にそういう方向にあると、こういうように考えておりました。大変ある意味のうらやましさは感じておるわけではありますが、そういうわけにはなかなかいかないだろうと思うんで、私どもの宍粟市については、宍粟市なりのまちがありますので、それを参考にしながら必ずしもそれが宍粟市に当てはまるとは思っておりませんので、そのことも参考にしながらまちづくりの一つとして捉えていきたいと、このように考えております。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） そうですね、それぞれのまちの特質を生かさないと、金太郎飴の状態の政策をつくってみても地域間競争には勝てないと思いますので、是非宍粟にあった施策を展開いただきたいと思うんですが、その場合ですが、私はポイントになるのは、やはり住まいに関する施策ですね、それから、やっぱり保育、医療、給食、そういうところをやっぱり子育ての一番手がかかるといいますか、経済的な負担もかかる部分、そういうところを少し軽減を考えないといけないのではないかなということを考えていますので、また検討をいただきたいというふうに思っております。

先ほど、少し気になるところ、教育の話で幼保一元化のこととかも出ましたが、今日は教育のことを言うつもりはありませんので、また別の機会に委ねたいんですが、やはり、教育に対するニーズも今非常に多様になっていますから、そういうことも今後少し検討されたほうがいいんじゃないかなというように、私自身は思っているところでございます。

ちょっと福島のほうの話に行かせていただきたいんですが、先ほど、市長は御希望があればということと、それから、その地域に非常に愛着があって離れられな

い思いも、延長するといった思いもわかるというふうなことをおっしゃっていましたが、誰しもそらふるさとを離れたくないという気持ちは一緒だと思うんですね。しかしながら、もう子どもを守るために福島を離れなければいけないというふうに決意をしているお母さん方が相当増えているというふうにも伺っています。でも、具体的には、この兵庫の中でも1,000人程度受け入れをされているというふうにも伺っておりますので、その辺本当かどうかわからないんですが、実際、兵庫あるいは岡山、こういう近郊でも遠く福島から離れてでも移住をされている事例がもう出てきていると、それほど深刻な事態になっているというふうにもひとつ受けとめていただきたいというふうに思います。

それから、その離れ離れになるところ、子どもが離れ離れでというのも気持ちはよくわかるので、そういう場合には、丸ごと移住をしてもらうということも一つ僕はありじゃないかなというように考えております。

そういう意味で、今宍粟市では、学校が統廃合が進んで、その跡地をどうするかというようなことを検討しているときですから、本当に福島から福島の学校を丸ごと一時的にでもこちらに保養してもらうというようなことも含めて、一度考えてみてもいいんじゃないかなと。あるいは、一時的ではなくて移住も、空き家とかを活用しながらそういう支援を行政がしながら、本当に希望があればではなくて、宍粟は受け入れますというアピールを是非していただきたいと思いますと思いますが、もう一度御答弁をお願いいたします。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 福島の子どもの状況や働かれる親の状況、いろんなことについては、私は大変申しわけないんですが、テレビやそういう報道の部分しか見ていないわけでありまして。実際に、その保護者であったり、その地域の人たちとお話をしたわけではありません。私は軽々にこうこうというのはなかなか難しい問題だろうと、こう思うわけでありまして。

ただ、一般的にその人たちの思いに至ったときに、ふるさとを離れるというのは非常に切なる思いが、これは一つとして感じとるわけでありまして。その中で、今おっしゃったようなことが果たして可能なのか、本当にそういうことに手を挙げるのが、果たして望ましいことなのかどうか、私はそのことも一度ゆっくり考える中で本当に宍粟へという思いの方がいらっしゃったら、決して拒むものでも何でもないわけでありまして、市としてそういうことをある意味打ち出していくことが本当に望ましいのかどうかは、含めて今後課題とさせていただきたいと、こういうよう

に思っております。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 僕は早急に、どこがこれは担当部としては検討するところなんでしょうか。こういう問題の担当部というのはどこなんでしょうか。ちょっと。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） こういった問題につきましては、やはり、市長の指示に基づきいわゆる政策自身もありますし、企画総務部も中心にまちづくりに連携して対応したいというように思っています。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 是非前向きにお願いをしたいわけですが、この間、私も話を聞いたわけですが、子どもたちがやはり福島で食べ物の内部被爆も含めて非常に神経を使われておりまして、お母さん方がね。息苦しい生活をしているわけですね。ですから、福島にいただけで体内に放射能を取り込んでしまうということがあるそうです。兵庫県の中でも幾つかの団体が一時保養という取り組みをして、キャンプのようなことをして取り組んでいる団体もあるというふうに聞いています。

それは、放射能物質を体外へ排出するその効果が非常に高いそうです。福島にいれば、排出するんですが、また取り入れてしまうということで、全く放射能が体から抜け切らない。しかし、一時的にでも、例えば1週間でも放射能と全く無縁な地域で、この空気のきれいなところで生活することによって、体外へ排出されていくということで、非常に子育てにとっていいという話も聞いております。

一つ御紹介しておきたいんですが、これお隣鳥取の智頭町なんです。ここは、放射能という問題じゃなくて、疎開保険という制度をつくっているんです。疎開ですね。これは、地震とかそういう災害に遭われた都市の人たちを一時的に疎開をさせて暮らしてもらおうということとか、都会のストレス社会の中で息苦しくなった人をこういう田舎で心も含めていやしてもらおうというようなことのための保険制度だそうです。こういうことを取り組んでいる自治体もございます。そして、それを迎え入れて、地域の中で空き家を活用したり、あるいは、地域のおいしいものを食べていただくというような取り組みにも繋げているということも伺っておりますので、是非福島に思いをさせて、そして宍粟が僕は手を挙げる地域だろうというふうに考えておりますので、是非お願いをしたいと思います。もう一度お願いいたします。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 平成26年度の予算の中で、観光も含めてであります、基本的にいろんな形でリピーターをどんどん呼び込むことによって宍粟市を知っていただく、その中で定着に繋がればいいなと、それが例えば空き家の利活用だったり、農業だったり、林業だったり、そういうふうに繋がりを求めていけばいいなと一定の動線を描いておるわけでありませう。

さらに、また森林セラピーという事業の中で、癒しだったり、そういう森だったりというところの中で、たびたび来ていただくことによって、場合によってそこに定着ができへんかと、こういうこと。それはそれとして、今おっしゃったとおり、いろいろやらないかんわけではあります、ただ、私はその福島の問題について、繰り返しになりますが、市としてそういう形で受け入れをしますよというある意味の失礼な言い方なんです、打ち上げをすることが果たして妥当なのかどうか、また相手のいろんな思い、あるいは国全体の政策の中で本当にそれがいいのかどうか、少し私は検討をさせていただきたいと、このように思っております。ただ、その子どもたちや保護者やいろんな思いに至ったとき、そのことは十分心情的には理解できるわけではあります、政策的にあるいは市民の皆さんにもそういう受入体制だったり、あるいは場合によっては働く場の提供だったり、いろんな課題もあろうかと思っておりますので、今日の段階としては、いろいろ今後研究課題としてさせていただきたいと、このように思っています。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） わかりました。今日の段階ではそのようなとこにとどめたいと思っております、何度も申し上げますが、国の政策に逆らっているということではございませんし、実際に移住を決意をされている若いお母さん方、そういう方は増えているという問題であります。是非真剣に考えていただきたいというように思います。甲状腺がんの問題は、まだ表面化しておりませんが、これから年数がたてばたつほど明らかになってくるようでございますし、国は基準値を相当高くハードルを上げてしたようでございますから、そういう政策とは別に本当の人間としての連帯というところで考えていただけたらというように思います。

次に、環境問題といいますか、ゼロエミッションと再生可能エネルギーの問題に移らせていただきたいというふうに思います。

まず、まちづくり推進部長にお伺いをしたいわけではありますけれども、環境基本計画の個別政策のところにはバイオマス産業の振興というのが書いてございます。そこに、具体的な取り組みといたしまして、木質バイオマス産業クラスターの形成とい

うことが書かれておりますが、この木質バイオマス産業クラスターの形成というのはどういように進めることなんでしょうか。

議長（岸本義明君） まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） 申しわけございません。そののところまだ詳しくちょっと、私非常に恥ずかしい話なんですけども、確認していないので、また後で確認させていただきます。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 環境基本計画、非常に私いいものがつくられているというふうに考えておりますが、そして、具体的な取り組みにもほんと今後の実業のあり方を指し示すようなことがたくさん書いてあるというふうに私は思っているんですが、この辺の具体的な展開をそれぞれの部でやっていかないと、計画をつくるだけで終わっているんじゃないかなというふうに私は考えております。

この産業クラスターの形成、私が考えますのは、例えば、木質系の分野で、いろんな関連企業があろうと思いますが、そういうところや研究機関などを組み合わせることによって、あるいは、また結びついていくことによって、もう一度新たな波及効果を呼んでいくと言いますか、新たなものをつくり出していく、お互いの相乗効果を生み出していく、そのことによってさらに新しい需要が生まれて産業が興っていくという、そういう仕掛けを考えておられるんだろうと思うんです。

3年前に、内橋克人さんがそのことについてお話をされていると思うんで、また一度じっくりそこは考えていただきたいというふうに思うんです。

それで、いわゆるその廃棄物を0にしていく過程で、いろんな産業が参入することによって0にしていくと、単一に、今お話があるように木質チップを発電所に持って行ってエネルギーにするだけということではなくて、やっぱり関連をすることによって、また新たなものを生み出す仕組み、そういうことをおっしゃっているんだろうと私は思いますので、そのことが書いてあるんだというふうに私は考えております。

もう一つ、すみません。新聞記事にあるんですが、今日同僚議員のこのバイオマスの活用のところで、バイオマス発電の答弁が盛んにされましたが、これ多分神戸新聞だろうと思うんですが、バイオマス発電については熱利用なしは時代遅れだというふうな記事、社説が載っております。単にこのバイオマス発電だけでは、焼却炉をつくっているに過ぎないんだということなんです。

ここで、何を言っているかといいますと、やっぱり熱の有効利用をしなければい

けないということが書かれております。その排熱を工場や家庭、園芸ハウスの冷暖房、温泉などに使うと、電力会社や団体任せの事業にせず、自分たちで地域の課題を解決し、里山を資本とした新しいインフラを築く、それが本当の地域力となるということで、遠くへ運んで行ってエネルギーをつくるということやなくて、宍粟にあるものを地域の中で使っていく、それが身近であればあるほど有効的だと私は思いますので、何かそういう仕組みせっきく環境基本計画なんかにもいいことがうたっていますので、是非もっともっとそれ市長の号令でもっとやれということで、真剣に取り組んでいただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） おっしゃるとおりでありまして、その熱利用についても、岡山県真庭郡あたりでも、そういう試験的にもう既にやられております。また、飯田議員さんの御質問でもお答えしたとおり、地域での循環型社会をつくるには、里山というのは欠かせないと、こう思っておりますので、号令まではどうかはわかりませんが、トップとしてその方向を向いてしっかりやっていきたいと、このように思っています。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 時間がありませんので、ちょっと急ぎます。

もう一つ、木質系で産業を活性化しようと思えば、木造の建築産業なんかがどんどん発展しなければいけないというふうに思っています。未利用材だけではなくて、建築業自体が発展しなければいけないと思います。

市長も里山資本主義の本を読んだというふうにおっしゃいましたが、その中に新しい集成材CLTのことが登場してまいります。木造高層建築への移行が起きているということで、これ新しい産業革命以来の産業革命だというように言われておりまして、強度もあるいは耐火も非常にすぐれた集成材なようでありますので、木材がそういうふうに見直されてきている時代だということなんで、是非学校建築とかいろんなこれから建築のところでもっともっと木材を投入していく、宍粟らしい木造建築を官民間わず普及させていく取り組みを僕は進めるべきなんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） おっしゃるとおり、もう既に奈良県あたりでは集成材の活用で、もう学校の建築やはり材にも使っているということでありまして、宍粟材を使っている集成材についてもぼちぼち研究がなされるやに聞いておりますので、今おっ

しゃったことについては、木材の利活用という部分で、住宅建築に生かせるよう、また関係の事業者とも十分に協議をしながら進めていきたいと、このように思います。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） すみません、時間がなくなって、再生可能エネルギーをやろうと思ったんですが、また次回に譲りたいと思いますが、最後に、地域の循環ということで、少し統計資料を私持っているんですが、宍粟市の民間消費支出とか、あるいは全国の家計調査、そういうところから消費の問題が出ておりまして、宍粟年間650億円ほど民間消費があります。いろいろ試算しまして、食料関係で103億円ぐらいあると思います。それから、光熱水費で35億円ぐらいあるというふうに思っております。こういう金額が今地域にほとんど地域外へ出てしまっているんじゃないかなというように思いますので、この流れをかえて、この市内で循環させることによって、市民なり市はもっと潤っていくんじゃないかなというふうに思いますので、そういうことを今後研究いただきたいなということで終わりたいと思います。

最後、答弁をお願いします。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 研究させていただきます。

議長（岸本義明君） 以上で、4番、大畑利明議員の一般質問を終わります。

続いて、林 克治議員の一般質問を行います。

議長（岸本義明君） 15番、林 克治議員。

15番（林 克治君） 15番、林でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は大きく2点について質問させていただきます。

まず、これいつも質問しとんですが、辺地・過疎地域の特別対策ということでございます。

辺地、それから過疎地域は、国が法律をつくって特別対策を実施しようとしているように、他の地域と比べて大きく格差がございます。今回、水道とか下水道料金を市内平等の料金に統一しようとしておられるわけなんですけど、そういう負担を平等にするということも大事なんですけど、それよりも前にそういう地域間の格差をなくするのが先決ではないかと思っております。

そういう地域格差があれば負担ばかり重とうなるがなというように市民の方は感じられると思いますので、それで質問いたしますが、6月に一般質問をして、その

回答では、有利な起債を活用して対応していきますよという回答だったと思うんです。それで、そのときにチーム宍粟でどういう地域格差があるんか、それらを洗い起こして把握した上で、地域格差をなくすためにそういう対策をしてほしいということをお願いいたしました。

それで、チーム宍粟で地域格差の把握はされたのか。また、地域格差をどのように是正していく計画なのか、お伺いいたします。

それから、次に、宍粟の歴史伝承についてということなのですが、今、市役所のところでかわまちづくり事業が工事されていますけれども、この事業で高瀬舟の船着き場の跡が保存されるということ聞いています。工事が完了したら、これらを看板とか立てられて、観光資源として活用されるだろうと思うんですが、千種のほうでは昔から播磨風土記にも出ていますけれども、鉄の生産をしておったということで、この千種の鉄が山崎のほうへ運ばれて、この高瀬舟に乗って大阪のほうへ運ばれたという事実がございます。

千種から千種の道の駅の川向こうに塩地峠という峠があるんですが、そこを通過して昔のことはよくわかりませんが、荷車に積んで大沢へ越して、それから山崎へ運ばれたということは、私も聞いておるんですが、そういう鉄の道というのが残っております。宍粟市内には、このような歴史的な史実、また文化とか伝説、逸話と多くあると思うんです。

しそチャンネルでたまたま宍粟の逸話というようなものが流れていますけども、私もそれを見て、ああ、こういうことがあったんかというようなことを思うことがあります。そういうことで、自分が住んでおるとこのことはある程度知っておっても、宍粟市内のことはなかなかわかっておらないだろうと思うんです。そういうことで、そういう埋もれておる、そういうものを掘り起こして広く宍粟市民の人に知らしめて、観光資源として利用する、これが大事でありますし、それを後世に伝承していくべきではないのかということ、これは提案のようになるわけですが、そういうことも思うわけがございます。

生野のほうの銀山があって、閉坑して、その銀を姫路まで馬車で運んだそうなんですけれども、その生野のほうの銀の馬車道というのが、今、朝来市のほうでPRされておると思うんですけれども、そういうできれば千種の「鉄の道」ももう少しPRしていただいて、高瀬舟と抱き合わせでPRしていただけたらなと思っております。

以上です。

議長（岸本義明君） 林 克治議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 林議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

2点いただいておりますわけではありますが、私のほうからは、宍粟の歴史の伝承、このことにつきまして御答弁を申し上げたいと、このように思います。

今お尋ねのとおりであります。この広い宍粟では、一般的に知られている歴史や文化がたくさんあるわけではありますが、なかなかまだ埋もれておるものも多くあると、このように感じておるところであります。いずれにしても、この歴史あるいは文化を含めてであります。私たちが子々孫々に伝承をしていかなければならないと、このように思っております。

あわせて、観光資源としてもほかに活用するか、こういうことではあります。当然観光としても資源を有効活用する、このことは大事だと、このように考えております。

また、そういったことも広く情報の発信をしなくてはならない、このように考えておりました。今、鋭意努力しながら情報を発信しておるところであります。これまでも幾度か出ておりました一宮町の庭田神社のぬくい川、その伝説、日本酒発祥の地と、こういうことではあります。地域の皆さんはそのことは存じておられたわけではあります。市内ではなかなかまだまだ知っておらない状況があったやに思っております。

しかし、今回、播磨国風土記編さん1300年と、こういうことが徐々に注目をされつつあります。また、あわせて、そこでは西播磨の酒造組合が現地で酵母菌を採取して酒づくりに取り組まれたと。あるいは播磨の連携しております広域連携協議会、宍粟市も加わっておりますが、観光庁の補助事業でJTBに託された「播磨酒蔵めぐりツアー」などが実施されました。そういったもろもろを通じてああいう庭田神社のぬくい川の伝説が広く伝わりつつあると、このように思っております。そういう意味では情報発信というのはあらゆる分野の中ですべきことかなあと、このように考えております。

あわせて、平成27年度は宍粟立藩400年の記念の年であります。宍粟藩というのは、もう御承知のことかと思いますが、またそういうことの歴史史実も踏まえて私はそういう記念の年に、そういう歴史を知っていただく機会を大いにつくっていきたく、このように考えております。

御提言の「鉄の道」のことではあります。特に私も初めて聞かせていただいたわけではあります。大沢へのあの抜けた道が鉄の道、さらにまたこの揖保川のところ

の高瀬舟と、こういうふうに繋がっておるといふ、そういうお話であります、いよいよこの船着き場周辺の工事が完成したときには、歴史資料館等々を踏まえて史実を実証しながら、その説明なんかも加えていく必要があるのかなあと、このように思います。

先般、市内の有志の方が、この市役所のロビーで船着き場等、絵図を含めた歴史をいろいろ紹介をしていただきました。たくさんの方がそれぞれ御覧になられたと、こう思うわけですが、その中に鉄の関係、あるいはお米、材を運ぶ、そういったこともいろいろ史実として書かれておりました。今後、そういったことも踏まえながら、史実を的確に捉えて周知をしていきたいと、このように思うところであります。

また、あわせて一宮から波賀、千種にかけては429がずっと横断的にあるわけですが、私が承知しておりますのは、恐らく朝来あたりからずっと来ております、ところによって呼び方は違いますが、ざんざこ、あるいはちゃんちゃこ、こういう呼び方は違うわけですが、429沿いにはそういう歴史も文化遺産として残っておるわけがあります。あわせて、鉄とも非常に関係が深いだろうと、このように考えておりました、そういったことについても十分調査研究をする必要があるかなあと、このように思っております。

それから、宍粟の逸話にもありますが、千種鉄とたたら製鉄のお話、あるいは過去には聞いておりますのは、新日本製鐵広畑製鉄所発行の情報誌「鉄の響き」、昭和55年のようではありますが、取り上げられた現在の製鉄マンも非常に興味深く見られたようでありまして、いわゆる千種の天見屋地区を舞台にされた「千種の里かく繁栄せり」というお話があるやに聞いております。こういったことも踏まえながら、現在の「たたら里学習館」とうまく連携をしながら、伝承あるいは情報発信に努めていきたいと、このように思っております。

あわせて、千種には何回も申し上げたとおり、昨年よりゆり園、あるいはクリンソウ、そういったことも踏まえて観光エリアとしてたくさんの方がお見えになっております。そういう機会も捉えながら、千種の歴史、鉄の歴史も踏まえて情報発信をしていきたいと、このように思っておりますので、今後さまざまな情報がありましたら、是非御提案をいただき、ともどもその保存、活用、伝承に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

あとにつきましては、副市長のほうから答弁をしますので、よろしく申し上げます。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 私のほうからは、辺地・過疎地域特別対策につきまして、お答えを申し上げます。

御意見がありましたとおり、辺地及び過疎地域におきましては、国において特別な財政支援制度、こういうものが設けられておりまして、過疎地域については、これまでのハード事業に加えまして、ソフト事業も対象になっているところでございます。

そこで、御質問がございました地域格差についての件でございますが、国政レベルでの辺地・過疎対策における地域格差は都市部と農村部のそれぞれの所得でありますとか、また鉄道を初めとする交通網の有無、それと充実、また雇用の場でございます企業の立地状況、また加えましてインフラ等の比較、これらが差であるというふうに思っております。

宍粟市におきます都市部との地域格差につきましては、公共交通網が十分でないこと、また集落維持が困難になっている地域もあるというようなことで、過疎地域特有の課題を抱えているものと思っております。

その中にありまして、クリンソウでありますとか、スキー場、またカヌー競技場といった地域特有の観光資源、また商店街とか農村の景観形成、赤西・音水溪谷を中心といたします森林セラピーなど、豊かな森林資源、たたら遺跡などの歴史・文化、こういったものは地域の特性であると思っております。

格差の是正には、その特性を生かした取り組みによりまして、結果として雇用を生み出すなど、地域の振興を図っていく、このことによって大きな意味での地域の格差を図っていくということを思っております。

そういった中で、先ほど申し上げました特性を生かした振興策とともに、例えばでございますが、それぞれの地域における教育施設をはじめとする公共施設につきましても、必要性によりまして計画的な整備を行っておりまして、その際に宍粟市にとって有利な財源であります辺地債並びに過疎債の活用をしているところでございます。

ちなみに、具体的に平成26年度の辺地債、過疎債の活用事業につきましては、波賀小学校の整備、スキー場の施設整備、千種の認定こども園整備及び図書館整備、ちくさ高原施設の整備、一宮の市道黒原千町線の整備、山崎の市道中野上ノ線整備など、こういったものを計画し地域の辺地・過疎地域の事業の推進を図るというふうにしております。

さらに、地域の活性化には地域の力、こういったものが当然重要でございまして、それぞれの地域のまちづくりや観光イベント等のソフト事業にも取り組んでいただこうと、これについてもソフト事業としての支援を行ってまいります。

また、市内の公共交通体系につきましては、前の議員さんの御質問でも少し触れましたが、現在よりも利用しやすいものとなるよう検討をしているところでございます。

いずれにいたしましても、地域格差の是正につきましては、宍粟市の自然や歴史等の特性を生かした振興策、これを講じることで都市部との格差是正、宍粟市全体の格差是正を図っていききたいと、このように思っております。

また、市内の地域格差の計画をどのように是正していくのかというふうな御質問でございますが、このことにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、市全体が少子化、高齢化、過疎化、こういった状況にあるわけでございますので、先ほど具体的な事業も紹介いたしましたように、宍粟市全体の活性化、こういったものを図るべく地域の特性を生かした活性化策を取り入れる、このことによりまして整備を図っていききたいと。そのことにつきましては、今後ともたくさんの意見を頂戴したいと、このように思っているところでございます。

議長（岸本義明君） 15番、林 克治議員。

15番（林 克治君） 今いろいろと羅列されたんですけども、地域格差というのは、辺地とか過疎地域の人たちはやっぱり山崎と比較されるわけなんですね。合併してから全然辺地とか過疎と言われる地域はあまり変わってないんです。山崎のほうばかり住宅が増えたり、そういうアパートが増えたりして家が建ってますけども、そういう格差がまだまだ残っております。そやさかい、その格差いうんは、そういう格差を言いよんです。都市との格差とかそういうこと、法律に定めてある格差とかいうことも大事なんですけども、身近な格差、生活基盤、それを見比べたときに、多くの格差があるわけなんですね。そやさかい、宍粟市全体がそういう過疎になりよるんやと、宍粟市全体で考えていくんやと言われましてけども、6月のときに人口減少率、質問しましたけども、そのときに宍粟市全体はあまり減ってないんですね。国全体とあまり変わらないような減少率です。ですが、北部3町、これは16%以上、千種では20%近く減るとんです。それが宍粟市全体では8%ほどだったと思うんです。何で宍粟市全体が減るとらんのやというたら、そういう北部から山崎へ移住されたいいうんか、移って住まれたさかいに、宍粟市全体が減ってないんです。そやさかい、宍粟市全体で物事を捉えられたら、格差がもっともっと広がる

と思うんです。

そやさかいに、それぞれの旧町のことを言うて申しわけないんですけども、旧町の4町それぞれ比較してみてください。合併後、去年で8年たって、そのときの人口減少を聞きましたけども、もう今年で10年目になるんですけども、その間にどれだけの、いろいろな数値があると思うんです。人口が一番わかりやすいんですけども、そのほかにいろんなことがあると思うんです。そういう格差をチーム宍粟でちゃんと拾い上げて、それらをなくすために対策をとってほしいという意味で6月に言うたと思うんです。そやさかい、もう一遍今言うたことを捉えて検討してほしいと思います。

それから、歴史の伝承ですけれども、今、官兵衛ブームでいろいろと市がPRされて、歴史的なことを関心をみんな持っておられます。それで、私の友人が今言いました千種の鉄の道のことをちょっと、そういう歴史的なことに関心を持って調べたそうです。それで、おい、こがいなことになつとるぞということを教えてもらいました。今言うた鉄の道は、私は、大沢へ出て、今の切窓を通過って菅野通ってその出石か、そこまで行つとんだと思うとったんですけども、大沢から葛根通って、そこから矢野の峠越しで塩田へ出て、それから塩田から都多のほうへ越して、それから南下してそこへ運ばれたということらしいんです。それが鉄の道らしいんです。何でそういうことになったかというたら、今、千種から三河通って八重谷通って道があるんですけども、その道ができたのが明治22年らしいんです。それまではそのルートで運ばれておったと。それから物流もそういうことになっておったようなんです。私も知りませんでした。そやさかいに、今ならまだ長老の方が昔のことを知っておられる方もおられるんで、一遍そういうことを掘り起こして、それぞれこの地域にでもいろんなことがあるだろうと思うんです。そやさかい知らないことがあると思うんで、それを掘り起こしてほしいなと思っています。

それから、宍粟の観光パンフレットなんですけれども、総花的にいろいろ載つとんですが、やっぱり今、官兵衛ブームで城のことをいっぱいやってますけども、城だけのそういう冊子いうんですか、宍粟の城というようなものとか、いろいろジャンル別につくっていくべきだと思うんです。千種にも千種城というのがあります。栗尾城いうんがあります。それから鷹巣の別所に釜ノ城というのがあったそうです。そやさかいに城だけでもほかの旧町にいっぱいあるだろうと思うんです。そやさかい城ばかりを集めたそういう歴史的なあれをつくるとか、今言うた鉄の道なんですけども、鉄のそういう街道ばかりつくった冊子とか、いろいろませこぜにしと

ったらわかりにくいんで、そういうようなことを逸話とか伝説、神社仏閣でもいろいろと伝説とかいろんな歴史があると思うんです。そういうものを一遍つくって、その中から宍粟市全体として観光に使おうと、ピックアップされるほうがいいんじゃないかと思うんです。それで、伝承をしてほしいということなんですけれども、今の子どもたち、そういうことを知りません。私も知らなんだんで、子どもたちは全然知らないと思うんです。そういうことでお願いしたいなと思っています。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 先に辺地・過疎の地域格差の関係をお答え申し上げます。

先ほど申しましたように、今まではチーム宍粟で宍粟内の地域格差、これについては先ほど申し上げましたとおりで行っておりません。ただ、人口の減り方がどうであろうとか、道路の舗装率とか改良率がどうなったか、そういうようなところは合併前も含めまして一度検証していきたいと、このように思っています。

いずれにいたしましても、宍粟市はやはり一本で振興を図らなければいけないと。その中で地域の特性を生かした事業をそれぞれの地域で実施する、このことはやはり大切ではなからうかなと思っておりますので、格差の確認は今後の課題とさせていただきたいと思えます。

議長（岸本義明君） まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） 議員おっしゃいましたお城を例えて提案をいただきました観光パンフレット等の扱いでございますけれども、この件につきましては、昨日同僚の伊藤議員さんのほうからも御提案をいただいております。今、観光行政が非常にスピード感が出てきたなというふうに担当としては思うております。その中で、特に黒田官兵衛ブーム、播磨国風土記1300年、これについては宍粟学講座で一度市民の方挙げて学ぼうやということの取り組みからスタートいたしました。その中でいかにタイムリーな情報を、今黒田官兵衛ブームとおっしゃいましたので、これの関係、タイムリーな観光パンフレットをつくっていく、それとあわせて、観光基本計画の中でそれぞれの名所旧跡等についてはツーリズムをつくり上げて、1日あるいは1泊2日で回るようなコースもつくっていくということの取り組みも始めておりますので、その中でそういうものが2年、3年の間に変わってくるという状況の中で、その場その場に応じた例えばお城めぐりだとか、お花めぐりだとか、そういうタイムリーなパンフレットを今後つくっていくような方向で展開したいというふうに思っております。

また、埋もれ遺産につきましても、そういうことを研究をさせていただいて、そ

れについてのまたパンフレット等も研究したいというふうに思います。

議長（岸本義明君） 15番、林 克治議員。

15番（林 克治君） 過疎・辺地対策なんですけども、宍粟はいろんな事業とかをいろいろ洗い出して、優先順位をつけてスピード感を持って対応していくと言われております。それで、今、黒原千町線の辺地のことが出たんですけれども、黒原千町線、私も見ましたけれども、長年かかってまだまだ完成してません。それで、また5億円ほど辺地計画の計画変更をされました。これは宍粟市の市道ということで開設されようとしてますけれども、これ山の中走っとんですね。それが果たして経済効果として、ほんまに重要な路線かどうかという疑問があるんです。そら、大事な道だと思うんですけども、それよりも優先順位を上げるとしたら繁盛の入り口を広うするんが最優先じゃないですか。そやさかいにあれは国道と県道と重複してます。国道や県道やと、そやさかい県に任せとんやということでなしに、国や県がせんのんだったら、宍粟市の市道として別にバイパスの道をつくって、もっと今、雇用の関係とかで道路網の整備を進めると言われたんですけれども、やっぱりあそこは、今言われた話の中では最も重要な路線だと思うんです。国や県がせんのんだったら、市がしたらどうですか。

議長（岸本義明君） 参事兼土木部長、平野安雄君。

参事兼土木部長（平野安雄君） インフラの整備の御質問でございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、県道なり市道についての優先順位の考え方でございますが、これは総合計画、実施計画の段階できっちり今の段階を決めております。当然、県のほうに対しましても、今年度社会整備基盤プログラムの見直しの中でも、市としての優先順位をはっきりとした形で県のほうにもお示しをさせていただいています。

その中で、優先順位の考え方でございますが、今、林議員が言われましたように、費用対効果だけではなかなかそれぞれの地域の格差の部分は考えられないと。今、例として黒原千町の話がございましたが、優先順位の決定の中には費用対効果もございまして、孤立集落の解消ですとか、緊急避難路の確保等々、五つ余りの要素の中で市としての優先順位を定めたものでございまして、対費用効果だけの考え方ということはなかなか持ち得ないというような考え方でございます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 15番、林 克治議員。

15番（林 克治君） 対費用効果だけで言うておるわけではないんです。先ほど

の大畑議員の質問に対して若者の定住、人口減対策の中で5点ほど重点的なことを言われました。その中にそういう通勤圏の利便性を確保するんだと、そのためには道路整備せんとあかんと言われたんです。あの今言うた繁盛の道は、その道に該当すると思うんです。多くの人利用されている。そういうことを考えておられるんだったら最優先にするべきだと思うんです。これは答弁よろしいです。言うたって聞かんのんやったらよろしいです。

ところで、歴史の伝承なんですけれども、鉄の話、また言いますけれども、私の年代では3世代、4世代の同居が当たり前だったんです。それで、年寄りから昔話をいっぱい聞かせてもらいました。たたら製鉄の話も年寄りから子どものときに聞いています。せやさかい昔の人は偉かったんやなど。今現在と違うことを教えてもらうやで、そういうことで感心してました。せやさかいに子どものときに聞いた話はもう年がいても覚えとると思うんです、誰でも。せやさかいにそういう話を子どもたちに、今は年寄りと同居する家庭が少ないんで、そういう冊子でもつくって、子どもたちに教えて伝承させるべきだということで提案させてもらおうたんです。

それから、千種の鉄については、毎年中学生に砂鉄集めてこさせて、鉄をつくらせてます。せやさかい千種の子どもたちはこういうことで、鉄をつくりよったんやなどわかるとると思うんですけれども、宍粟市内のほかの地域の子どもたちは知らないと思うんです。そういうこともあって、そういう何か歴史的な資料いうんですか、学習資料、それも残して、今ブームなんで、そういうこともつくったらええと思いますし、千種の鉄は今の住友財閥をつくった大もとの人が泉屋いうんですが、それが鉄を仲介して高瀬舟に乗せて大阪まで運んだということで、ごつつう千種のほうは繁盛しとったようです、そういう金銭的には。それで、江戸時代に飢饉のときに年貢を納める米がないんで、銀で納めさせてくれと、江戸へ直訴いうんですか、そういうことに行くと逮捕されたと、投獄されたというような話も残ってます。せやさかい、いろいろなことがほかの地域にもあると思うんです。そういうことを今のうちに整理されて、後世の人たちに伝承してほしいなと思っています。

以上で終わります。答弁よろしい。

議長（岸本義明君） 以上で、15番、林 克治議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後3時50分まで休憩いたします。

午後 3時37分休憩

午後 3時50分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

鈴木浩之議員の一般質問を行います。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。最後の一般質問になりますが、これから一般質問をさせていただきます。お願いいたします。

今回、一般質問、3点についてお伺いいたします。

まず、市長にお伺いします。

平成23年4月に制定された自治基本条例についてです。

自治を進めるためにさまざまな仕組みがありますが、その効果的である活用されている仕組みというものにはどういったものがあるか、市長の考えを伺います。

次に、条例制定後、どのように自治が進んだか、これについても市長の見解を伺いたいと思います。

3番目、これまでの自治をどのように評価しているか。

4番目、今後どのように自治を進めていく考えがあるか。

これを自治基本条例についてということで、4点伺いたいと思います。

次に、総務企画部長兼参事にお伺いいたします。

現在の行政課題は複雑で、単独の部や課の中で完結することが少なくなっています。複数の部や課の協議、調整、そして市民の参画が重要であると考えます。その役割を担うと考える参事として、これまでどのような成果を上げられていると考えられていますか。これは自己評価という部分でお伺いしたいと思います。

次に、県の行政と比較して宍粟市の行政運営上の課題、これは何だとお考えでしょうか。特に行政評価、説明責任、この観点についてお考えをお伺いいたします。

3番目、後半の任期2年で、あと1年ちょっとということになっておりますが、参事としてどのような取り組みを考えておられるかを伺いたいと思います。

最後に、市長に伺います。

教育委員会制度の見直しという議論が今盛んに行われています。改正のポイントでもあります教育行政に対する首長の権限、これについて市長のお考えをお伺いいたします。

同じ教育委員会制度について、現状の宍粟市教育委員会、教育行政について、首長としてどのように評価されているか。

この3点について伺います。

1 回目の質問を終わります。

議長（岸本義明君） 鈴木浩之議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 鈴木議員さんの3点の質問の中で、私のほうから2点お答えを申し上げたいと、このように思います。

1点目の自治基本条例に関する御質問のことです。

地方分権が進み、さらにはまたもう地方主権と、こういうふうな形になっておる状況であります。いわゆる地域のことは地域で決め、責任を持てと、こういうことでもあります。いわゆる主体性のある自立したまちづくりが今現在求められておると、このように考えておりまして、私もその思いの中でまちづくりに取り組んでおるところであります。

1点目のどういう仕組みがありますかと、また、効果的でどのような仕組みを活用したかと、こんなことではありますが、基本的にはその自治基本条例の中身にありますとおり、情報共有、参画と協働、市民活動、こういったことをその柱にしなから、会議録の公開であったり、まちづくりの指標、行革大綱の実績の公表、また市民の市政への参画を推進するために附属機関等に関する要綱の制定、あるいは公募委員制、女性の参画、会議の公開等を義務づけたところであります。各種計画策定に当たっても市民参画を現在進めておるところでありまして、よりそういう点では自治基本条例に基づく自治の振興の基礎が進んでおるんじゃないかなと、このように思っております。

また、市民活動においては、まちづくり協議会の地域の特性を生かした主体的な活動でありますとか、市のホームページ上にも各種団体等に活用をしていただくための掲示板を設置したことなども踏まえ、新たな仕組みの一つと、このように考えております。

2点目のどのような、あるいはどのように自治が進んだかではありますが、条例制定後の自治につきましては、地域に合った市民主体のまちづくりを目指し、市政情報を市民に提供しながら、市政への関与と参画の機会、こういったことに努めておるところでありまして、参画の機会が広がってきたと、このように思っております。

3点目のこれまでの自治に対する評価のことではありますが、まだまだ十分であるとは思っておりません。3年目を迎えるところでありますが、自主自立のまちづくりは、今、道半ばだとこのように思っておりますが、基礎自治体としての宍粟市については、市内各地域においても地域のことは地域で考え、決めるという市民主体、

あるいは住民主体、そういった意味のまちづくりが進みつつあるものと評価をしております。

私もこの役を与えていただいて各地域を回ったり、各地域の催し、祭りなんかも踏まえてであります。自らの地域は自らでつくろう、こういう意欲が高まっている状況は肌で感じております。

4点目の今後どのように自治を進めるかであります。このことについては、先ほど申し上げたとおり、自主自立した自治体運営が基本的に大事であると、このように考えております。自治の主体は市民であると基本的な考えに立って、市のトップとして私は市の進むべき方向を市民の皆さんに示しながら、地方自治を進めていきたいと、このように考えておるところであります。

次に、教育委員会制度の御質問であります。

今回の制度改正の論点の一つには、教育長の任命について、教育委員の中から教育委員会が行うこととなっている現状、このことについて首長が任命あるいは罷免できるようにするもので、議論の契機となった教育行政に対する最終的な責任、こういう観点であります。誰が責任を持つんだと、こういうことからこういう議論が始まっているように思いますが、いわゆる首長の意向を反映しやすくするという考え方、こういうことではあります。一方、私自身としては教育の政治的な中立性という部分もあると思います。非常に大切だと考えておるところであります。そういう流れの中で今議論がなされておると、こういうことではあります。

現行の制度上においては、教育委員会と地方公共団体の長は、それぞれ執行機関として属する権限の範囲内において相互に独立の関係にあるとはいえ、長の所管の下に相互の連絡を図り、全て一体として行政機能を発揮しなければならないと、地方自治法でもそのように記されております。いわゆる相互の権限の疑義が生じたときは、長がこれを調整すると、こういうふうな意味合いになっておるところであります。

そういう中で、宍粟市における教育行政においても、もう従前より宍粟市教育委員会と宍粟市長は十分な意思疎通を図りながら、宍粟市の行政全体の中で調和のとれた教育行政が良好に行われておるものと、このように考えております。

ただし、改正の全容については、いま少し明らかでない部分もありますので、しばらく経過を見守っていききたいと、このように考えております。

最後に、現状は首長としてどのように評価しておるかということではあります。先ほど申し上げたとおり、教育行政のこれまでの経緯、経過も踏まえながら、私は

教育委員会というのは合議制であります。そのもとで教育が執行機関としての役割をそれぞれ担いながら、あるいは教育委員会としての役割を担いながら進められておまして、教育委員会としては合議制の中で方向性は定められておるところであります。その中で、首長との十分な意思疎通の中で事務執行が行われておると、このように考えております。

そういったことで、教育委員会についても今後十分意思疎通をして教育行政全体の発展に私もそれなりの役割を演じていきたいと、このように思っております。

以上であります。

議長（岸本義明君） 参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） 鈴木議員から難しい質問をいただいております。参事のこれまでの実績、今後の展望についてということでございますけれども、私も市長の指揮命令下にある一職員といたしまして、個人的な成果とか、今後の展望ということについて、こういった場で述べるのは適当かどうかということもあるんですけれども、県からわざわざ来て、何をしているのかというふうに疑問を持たれていらっしゃる方もおられるかと思っておりますので、十分な回答になるかどうかわかりませんが、お答えさせていただきたいと思っております。

昨年の7月に県から宍粟市への派遣辞令をいただきました。私ごとき身分では知事から直接辞令をもらうという立場ではないんですけれども、知事が直接辞令を渡したいということで、当時姫路に勤務しておりましたけれども、神戸本庁知事室に伺いまして、知事から直接辞令をいただきました。その際に、知事からは宍粟市のために精いっぱい頑張ってくださいというふうに激励の言葉をいただいております。私もその言葉に意気を感じて宍粟市のために精いっぱい努力したいというふうに思っております。

それから、早いものでもう8カ月が過ぎておるわけなんですけれども、面と向かってどんな成果なのかというふうに聞かれますと、非常に胸を張ってこういった成果がありましたというふうには、なかなか答えるものがないのかなというふうに、今振り返っております。

ただ、参事という役割が先ほど議員も御指摘ありましたけれども、部局の垣根を越えて総合的な調整を行うという立場でございます。また企画総務部長といたしますのは、財政や人事、広報といった財源の裏づけであるとか、人の手当、もしくはいろんな事業を対外的に情報発信していくという意味では、各部局の事務事業が円滑に推進するように縁の下の力持ちといたしますか、そういった立場であるのかなとい

うふうに理解をしております。

それで、この宍粟市の政策を調整する、もしくは決定する場としての政策会議でありますとか、各部局の予算の査定の場、こういった場に積極的に参加させていただきまして、私なりの考えをできるだけ発言をさせていただくという気持ちでやってきております。宍粟市には何のしがらみもない、歯にきぬ着せぬ発言を皆様にしておりして、ここにいらっしゃる部局長の皆様には非常にうっとうしい存在といたしますか、そういうふうにも思われているのかなというふうにちょっと心配しておるところはあるんですけども、わざわざ外から来ている以上、そういう発言を求められているのかなという思いで積極的に私なりの考えを言わせていただいているという状況でございます。

そういうことで、水面下では、ばたばたしておりますのでなかなか目に見えないかとは思いますが、そういった部分で一生懸命取り組んでいるということ。それから、県とのパイプ役ということで、県と市町が一緒になって取り組む事業というのもたくさんございますので、そういった部分につきましては、部局と相談しながら、県との調整役を積極的に買って出てやっておるということでございますので、そういうことで成果については御理解いただきたいというふうに思います。

2点目の県の行政と比較いたしまして、宍粟市の行政運営上の課題は何か。特に行政評価、説明責任の観点でどう考えているかということでございますけれども、兵庫県は550万の県民を相手にしております。また、29市12町ということで、市町の広域的な調整という役割を担っている関係で、住民の方々と直結している宍粟市とは随分役割は違うところがあるのかなというふうに感じております。

ただ、宍粟市が直面しております少子化、高齢化、過疎化という問題につきましては、当然兵庫県が抱える問題でもあります。兵庫県は面積が広大でそういった課題を抱えている地域をたくさん抱えているということでございますので、宍粟市の取り組みは兵庫県にも参考になりますし、兵庫県の取り組みがまた宍粟市にも参考になると思っておりますので、兵庫県の取り組みはできるだけ情報を宍粟市のほうに提供いたしまして、施策の中で参考になる部分があれば、参考にさせていただきたいなというふうに考えております。

行政評価と説明責任についてですけれども、行政懇談会や学校規模適正化協議会など、各種会合にできるだけ出席をさせていただいております。市民の皆様方の声を直接聞ける機会というのは、とても貴重と考えておりまして、市民の皆さんの声をどう形にしていくのか、とてもやりがいを感じられるとともに、説明責任という

点では県にいるときよりもその重みを感じているという状況でございます。

行政評価につきましては、県のほうでは、例えば投資事業評価でありますとか、指定管理者の管理運営評価でありますとか、市町よりもかなり先進的に取り組んでいる部分もございますので、そういった県の評価の仕方、こういったものは是非宍粟市においても参考にさせていただいて、取り入れられる部分は取り入れていただけたらというふうに思っております。

ただ、事務事業評価に関しましては、県は実際のところ、いまだ公表ができておりません。宍粟市のほうは事務事業評価から少し今くくりを大きくして、基本事業の評価という形で評価に取り組まれております。この取り組みは、とても意味のある取り組みかなというふうに思っております。ただ、評価する人がもっと外部の人が入って評価するということがありますとか、評価内容を市民の皆さんにわかりやすくどう伝えていくかというところに課題があるのではないかなというふうに思っています。わかりやすく伝えていくということが市としての説明責任にも繋がっていくというふうに理解しているところでございます。

それから、3点目の残りの任期、任期というのは私はないんですけど、一応派遣期間というのは一応ありますので、それを踏まえまして参事としてどのような取り組みを今後考えているのかということでございますけれども、昨日、今日と多くの議員の皆様方から御質問、御意見、御提言をいただきました。そのような中で、宍粟市の課題というのが山積しているということが浮き彫りにされたのではないかなというふうに感じております。

新年度の予算もこれから御審議いただくわけですがけれども、各部局がその課題解決に向かって精いっぱい邁進していくということを私なりに先ほども言いましたように、縁の下の方力持ちとして支えていけたらなあというふうに思っております。各部局が主役でして、私としては脇役に徹したいというふうに思っております。名脇役と呼ばれるようになれば、うれしいかなと思っております。

特に、平成26年度は総合計画、それから行政大綱の見直しというか、次期計画の策定ということで、そのことに本格的に着手する年になっております。合併による普通交付税の優遇措置がなくなります平成33年度を見据えながら、持続可能で元気な宍粟市を目指していくために、こういったことが一番効果的な取り組みになるかということを十分に考えながら、総合計画と行政大綱の見直しに精力を傾けさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） では、再質問をさせていただきます。

まず、参事の答弁についてから質問させていただきます。

なぜわざわざこんなことを聞くかということと、行政評価とか説明責任という観点に絞ったということなんですけども、これ私の感覚ですけども、まだやっぱり宍粟市は十分ではないというふうに感じております。兵庫県におきましては、公共事業の評価とかということは全国レベルでも、比較しても先進的に取り組まれていて、その評価であるとか、当然その評価したものをしっかりと公表する、議事録もしっかり公表すると。他の自治体と比べて、県と比べて先進的にやっていらっしゃるのので、そのあたり是非宍粟市にも伝えていただければという思いがあります。

なぜその行政評価、説明責任なのかというと、これは住民の参画・協働の大前提であるというふうに考えています。しっかりとその評価をして、その成果なりをしっかりと情報として提供する、またそれをしっかりと説明するということ、それによって市民の参画とか協働、これが進んでいくのではないかというふうに考えます。是非県の広域で、県が上、市が下とかそういうことは全然思っていません。並列だと思っておりますので、是非一緒に協力してやっていけるところのパイプ役として今後もやっていただければというふうに思います。

一つ目の質問であった自治基本条例についてに戻りたいと思います。

先ほど林議員がもう聞かないなら、もう答弁はええわって言ったのも非常に共感しながら聞いていたんですけども、なぜわざわざ自治基本条例についてどうなのかというふうに聞くということの背景を申しますと、この議会でもそうですし、今までいろいろ議員からはこういうアイデアがある、こういう事例があるけど、どうだということだ答弁のほとんどは、検討する、研究する、これ行政用語でいったら多分やらないということと同義だと思っておりますけども、そういった状況です。しかも、執行部側から出てきた計画についても目標を達成できていなかったり、こんな状況であります。なので、やはりそういった個別の施策はどうなっているのか、こういうふうにしたらどうだということをいくら一般質問でも、あまり意味がないなというふうに4回目でやっと気づきました。

これはもう統治論の問題だと思うんです。どのように行政運営をしていくか、実際にはお金もない、なくなってくる、国からの交付金も減る、広域合併した、守備範囲が広がった、行革で人数が減る、こういう状況の中で今まで行政がやっていたものをやはり住民の皆さんに協力してもらって、そこに意見を言ってもらって、アイ

デアを出してもらう、そういうことが住民の参画であったり協働、つまりこれはそこを定めたのが自治基本条例であるかと思えます。

自治が不十分というお話もありましたけども、僕自身は全く進んでいないと思います。高度経済成長のお金がたくさんある、人がどんどん増えるという時代の感覚でまだ行政運営がされているのではないかというふうに思っています。

自治基本条例の中に定められている具体的な仕組みとして、もうちょっと答弁があるかなと思っていたんですけども、18条パブリックコメント、これは意見公募手続というやつですけども、これがこれまでいろんな場面で言ってきたんですけど、この前の条例のときには、その期間短縮、あと観光のときには市からの回答がもう年度をまたいでというか、非常に遅くなったということがありました。なのでこういった意見公募手続として重要な位置づけをされているパブリックコメント、これを軽視しているのではないかというふうな気がします。それによって実際にその集まってきた意見をどう反映するか、これもなかなか反映できていないので、件数が減っているのではないかというふうに思っております。このあたりちょっと自治基本条例の中で市民参画の代表的な手法として位置づけられているパブリックコメント、この考え方について市長の考えをもう一度伺います。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 今いろいろお話がありました。私と少し考え方が違う部分があるのかなと思うわけですが、いろいろ一般質問を通じてそれぞれ議員の皆さんから提言なり、あるいはチェックの部分でいろいろ提言等々されております。私は必ずしも「はい、わかりました」と言うばかりではないだろうと、このように思っておりまして、当然提言に対して研究する、あるいは検討していく、さらにまた次回の一般質問の中でいろいろやりとりしていくと。私はそういうことが大事だろうと思っておりまして、即ここで答えが出るものではないと。場合によっては出るものもあるかもわかりませんが、そのように考えております。それぞれ二元代表制の中でそれぞれ市民の負託を受けてそれぞれの立場があるわけでありまして、私はこの一般質問というこの機会というのは非常に大事だと、このように捉えておるところであります。

それが、私は住民自治ということについては、当然議員の皆さんは代表でありますので、私はそういうことにとっては非常に基本の部分だろうと、このように認識しておりますので、今後当然いろんな提言の中でも即答えられること、あるいは当然研究すること、あるいは課題とすること、検討することをさび分けながら答弁を

していきたいと、このように考えております。

また、パブリックコメントにつきましては、当然基本条例の中で明確にされておりました、その方向で進んでいくべきだと、このように思っておりますが、当然市民の皆さんからいろんなことに関しての御意見をいただいて、さらに修正することについては修正をしていくと、こういう姿勢が大事だと、このように思っております。

ただ、もう少し具体のところであれば、また担当部長のほうからあるかもわかりませんが、私は自治基本条例を定めることが大事だという議論も当時あったやに思います。それは、私は自らのまちをつくっていきこう、その規範になるものをお互いにみんなで作っていきこうということで当時の議会でいろいろ議論なされてつくられたと思います。これからそれをどう私たちが活用して、どう生かすかが私たちのそれぞれの代表の立場での二元制の中でこれをうまく運用していく必要があるかなあと、このように考えておりますので、少し先ほどの御提言の内容と私は少し見解が違うものと思いますので、改めてよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 僕も全てこちらから提言したものをそこでやります、やりませんという判断を下せというふうには言っていません。そのつもりもないですし、当然それには財政的な背景であるとか、そういったことを執行部としてしっかりと精査しなければいけないというのは十分承知しています。ただ、やはりなぜ住民の参画・協働と言われているかというところに、やっぱりそういったことを進めなきゃいけないということの決意もという意味も含めて自治基本条例というのを策定していると思いますし、その中での手続としてのパブリックコメント、これがちょっと軽視されているのではないかということがありましたので、ちょっと伺った次第です。

あと、審議会とか委員会とかそういった附属機関の公募委員とか女性の登用に関しては何度かほかの議員の一般質問の中へ出てきてますので、特に質問しませんが、公募委員の20%であるとか、女性委員が3分の1であるとか、そういった目標は是非達成できるように、この数だけでというのもちょっとなかなかそれが本当に成果になるのかというのは難しいところはありますけども、定めた目標でありますので、是非達成できるようにしていただければと思います。

自治基本条例の20条にちょっと行きたいと思うんですけども、住民投票条例、20条、ここは住民投票条例が定められているんですけども、現在、他の条例に委任と

いう形でその受け皿がない状況で3年経過している状況です。ですので、宍粟市にとっては今住民投票条例がないという形です。

常設型というか、常に住民投票の条例を持っているところの先駆けとしては新潟県の巻町の原発の建設の是非を問うた住民投票であったり、あとはこの平成の大合併に合併の是非を問う住民投票は各地でされています。最近では鳥取の市庁舎建て替え、建設の問題等が住民投票にかかっている状況です。

その投票できる人は、これはいわゆる一般の選挙の有権者だけではなく、未成年の15歳くらいまでに年齢の幅を広げたり、外国人の方にもそういった投票権を認めたりといったいろんな制度を創設している自治体があります。

あとは、首長・議会は、住民投票の結果を最大限尊重する。こういう尊重するという諮問的な条文を整えているところが多いんですけども、その条文もその尊重しなければならないというか、そういった条文も設定しようかという動きもありますし、そういったいろいろ住民投票条例については常設型であったり、各課題に対してであったりというのがあって、今これが未実施のままになっています。これ今後、条例を制定する予定があるのか、またなぜここまで未実施のままだったのか、そのあたりを伺います。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 20条の住民投票条例でございますが、このことにつきましては、必要があれば投票ができるという制度でございます。ただ、常設が必要かどうかということにつきましては、市長が申し上げましたように、原則的には議員さんが住民の代表であると、こういった二元制の中で十分やっていけるという判断で現在はしておりません。ただ、今後必要がある場合については、住民投票も実施できるということで定めているところでございます。

○議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 現在、必要があれば住民投票を求めることができる手続があるということですか。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 常設の手続は現在はございません。したがって、20条では、そういった手続に基づきまして、新たに決めることは可能であるという意味でございます。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） ちょっと回答の意味がわからないんですけども、現在、その

常設型にないにしても、ある行政課題に対して重要だと、それが市長とか議会が住民投票にかけるべしとか、そういった判断があれば、設定できるという環境だというふうに理解してよろしいんですね。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） はい、もちろんこの場での議決は必要でございますが、できることはあるということで理解をしております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） はい、わかりました。じゃあ未実施ということではなくて、その細かなことを今後決めようと思えば、やろうと思えばできるということで理解をいたしました。

今度、21条のまちづくり協議会、これは市長の答弁の中にも出てきましたけれども、これについてちょっとお伺いしたいんですけども、現在協働のまちづくりを進める重要な組織ということでまちづくり協議会が設置されていて、条例もあるわけですけども、そしてまた「しそ元気げんき大作戦」という補助事業を認定する組織というふうにもなっています。これ平成24年度では予算が2,350万円ありながら、決算が860万円、その差額1,400万円余りが未執行ということになっています。平成25年度でも予算上は同額ぐらいが予算計上されていたんですけども、この執行の金額だけでまちづくりの成果というふうにはかることは難しいんですけども、これ旧4町ごとに予算配分されていたと、枠があったと思いますけども、これどこの協議会の執行額が少ないとか、どこが多いとか、そういった特徴は何か傾向としてありますでしょうか。

議長（岸本義明君） まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） 今御意見をいただきましたまちづくり協議会の活動、今年で丸4年たっております。その中で、元気げんき大作戦、これの審査もお願いしておるということはおっしゃるとおりでございます。その予算の配分につきましては、それぞれの4町のまちづくり協議会、それとまちづくり連絡協議会、本庁のほうでも予算を持たせていただくということの考え方で歩んでおります。特に、今私どもの手持ちでどこの協議会が今事業を何ぼ、平成24年度の実績かと、平成25年度の状況かというのは持ち合わせておりませんので、今説明はできませんけども、それぞれまちづくり協議会の中で、今どういう状況でまちづくりの組織が動いているかというのは非常にまちまちで、それが私ども担当としてもこのまちづくり協議会がいいとか悪いとかという判断ではございません。今までの長い歴史の中

で人口規模だとか、面積だとか、いろんなことの結果、一つにまとまりやすい、例えば波賀と千種は非常に表現が妥当かどうかわかりませんが、コンパクトにまとまりやすいと。それと山崎の人口規模と比べた場合に、同じような組織では活動が非常に難しいなということが委員さんの中でもちょっと反省が出て、来年1年かけてまちづくり協議会全体のあり方を見直そうということも出ております。だから、今どのまちづくり協議会が活動が活発でいいスタイルだと、それはちょっと言いにくい状況だと判断しております。

ただ、今からのまち、自治、この自治基本条例を定めておる以上は、まちづくり協議会も地域のまちづくりの核となっていく組織には間違いございませんので、どういうスタイルがいいのか、一応協議会の中でも平成25年、平成26年で一定見直そうという動きが出ております。その中でまた新たな事業展開という形になるのかというふうに思っております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） その議論が待たれるところなんですけども、これ旧4町というか、あと連絡協議会ですかね、5個に予算を分けてというのをやめて、市として一本化して、例えば委員を公募、たくさん入れてとか、そういったまちづくりの協議会のシステムというか、仕組みであるとか補助金の要綱、制度、これを変えるような議論というのはまだ出ていないでしょうか。

議長（岸本義明君） まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） 今それぞれの協議会の中で、これまでは例えば自治会のほうから推薦をいただくとか、公募とか、ある程度は共通のスタイルをとっておったところがありました。しかしながら、それぞれの協議会が個別で活動するのがいいのかどうか、それもまた議論があるかと思うんですけども、その中で、やはり今まで培ってきたまちづくりのスタイルはそういう役所のほうから一定のスタイルを示すのではなくて、自分たちで考えたメンバーで活動しようという一定動き、考えも出てきております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 審議会とかそういった附属機能的な位置づけもありますので、そこに女性であるとかというような、そういった市の目標も含め、やっぱり公募でどうしても公募してもなかなか集まらないということもよく聞きます。だからどうしてもいろんな方をお願いしてというふうになって、どこに行っても同じ方がやっぱり顔を出さざるを得ないような状況がありますので、是非これ応募しても来ない

というのは、そこでそういった、ほかの場面もそうなんですけども、意見を言ってもなかなか反映されていないというか、そういうことの結果でという考えもありますので、是非そのあたりもうちょっと制度とか、あとPRの方法、募集の方法等を研究いただいて、本当に市民の自主的な活動が活発になるように御支援いただければと思います。

では、教育委員会制度のことについてお伺いします。

今、国のほうでは、今の国会でもその地方の教育の法律であるとか、そこら辺をいじるというか、改正する案がもう出て、これ自民党、公明党が協議していますので、これが通ると思うんですけども、これもともと大津のいじめの問題のときの教育委員会の隠蔽体質であるとか、あとは責任の所在、これが不明確ということで、問題となってこの制度改革の議論が、何度もこれまでも歴史の中であったかと思うんですけども、再燃したという形です。

実際には、中央教育審議会が案を諮問したんですけども、その中でA案、B案、あとは政治的にC案という3案があるんです。その大津での当事者である大津市長は教育委員会のそういう制度をどうしたらいいかということ意見を言ってるんですね。実際、先ほどいろいろ国の動向とか議論を見守るといふ市長の御回答だったんですけども、これ決まったら当然論点は首長の教育行政に関する権限と政治的中立、ここの駆け引きなんで、市長の職務であったり、教育長の職務であったりに関係してくることだと思ふんですけども、実際どういうことがいいと考えているのか、これは国の議論とか、どういう案ということではなくて、現状でもいいのか、それともここはもっと権限を強化したほうがいいのか、そういったことの考えはございませんか。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 先ほど申し上げたとおり、今の制度改革、確かに中教審答申の中でも十分な議論はなされないまま、今出されておりました、与党のほうで今議論をなされていることは聞いております。その中で、1番は教育委員長と教育長を兼ねると、こういうことが最大の論点の一つとなっております。私は、今の現状を考えたときに、教育委員長と教育長は同じ、今は別々ですけども、それが果たしていいのかどうか、メリット、デメリットは当然あるわけでありませう。

それから、もう一つは、責任は私個人としては、宍粟市の運営の全体的な責任は当然市長であります。その中で教育行政がそれぞれあるわけでありませうが、その中で今、少し地方教育行政法の中では教育委員会と首長の役割の中で最終的な責任が

少し不明確だから、法的な整備をしていきたいと思います、こういうことがあるわけ
あります。それは先ほどおっしゃったとおり、いじめの問題が発端なんです、私
は今、だからこうあってほしい、こういうのが望ましいというのは少し避けたいと
思うわけでありましたが、いずれにしても、大きな論点の一つで教育委員長と教育長
が一つになり、さらに任命権者たる市長がそれを任命し、罷免する、この制度が果
たして妥当かどうかということについては、いろいろ疑義もあるわけでありましたが、
今日のところは私自身のコメントは差し控えたいと思いますが、最終的には法律改
正がなされれば、当然その行政法に基づいてやらざるを得んと、こういうことであ
ります。

ちなみに、もし差し支えなければ、鈴木議員として今の論点の中で教育行政のあ
り方について、もし考えがあったら、教えていただきたいと、このように思います。
議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 中教審では、A案、B案という2案を出してきて、先ほど言
ったC案という3案があるんですけども、A案は教育委員会を今の現状の5人を諮
問機関、いわゆる格下げですね、首長と教育長に対して意見・提言をするというこ
とで、そういったアドバイザー的な位置に行くというのがA案です。B案は、今は
5人の教育委員が最終的に責任を負うというふうになっていて、当然それが非常勤
の方であったりということで不明確ということで、ここを教育長を事務の責任者に
するというのがB案です。C案というのは、お互いの思惑の中での折衷案になるん
ですけれども、先ほど市長が言っていた教育長と教育委員長、これを統合して1人
置いて、そこに市長が任免とか罷免ということで発言力をそこに入れるという、こ
れがC案、これが恐らく可決するであろう案だと思います。

私の考えをというふうに聞かれたのでお答えしますけども、私は大津の市長が当
事者としてというか、考えられていたということもありますし、いろいろな教育行
政学であるとか、そういったところのいろんな話を聞くと、A案、教育委員会は附
属機関として諮問なりアドバイスをすると。最終決定というか、首長の権限が一番
強いパターン、これが僕は理想であると思います。それに伴って結局、教育が政
治的中立であるとか、継続性というところがデメリットとして脅かされるというこ
ともあるかと思うんですけども、それはやはり公選で選ばれた人の考えとか、その方
が責任をとるところが僕はいいんではないかなというふうに思います。これは
そもそも自民党が提案した案なんですけども、これが議論の中で弱まっていった
というような形なんですけども、僕はこの案がいいかと思います。

ただ、当然首長であつたりとか、教育長であつたりとか、誰でもいいんです、はっきり言って、教育のことをしっかり考えてくれて、市民の目線に立ってその職員内部というか、学校内部の論理ではなくて、しっかりと地域なり保護者、子どもの論理に立ってやっていただく方がトップに立って責任を負ってくれたら、これはいいと思いますので、私の考えとしてはA案です。

議長（岸本義明君） 続いて、1番、鈴木浩之議員、ありますか。

はい、どうぞ。

1番（鈴木浩之君） 僕は、市長が自分の考えを述べるのを差し控えるというふうにおっしゃっているの、それは別に無理やり表明しろと言う気はありません。ただ、やはり先ほど自治基本条例の中でも言っていたとおり、地方分権、地域主権、あと自立、これは地域に求めていますし、当然それは国からも求められています。ただ、現在、4回やって、一般質問なりいろいろなところで国県の動向を見守るとか、その議論を注視する、これは必要なんですけども、もうちょっとやっぱり宍粟市自体、基礎自治体としての自立とか考え、これをもうちょっと明確にしたほうが僕がいいかと思っておりますので、そういう意味でも市長がどういうふうに教育委員会制度を考えているかということをお伺いしたんですけども、その答えがないということなので、それは結構です。

今、自治基本条例の中で自立した地域、こういったことでまちづくりを進めていくんだというふうにおっしゃってますので、是非宍粟市自体もやっぱり地方から国を変えるとか、県を変えるとか、そこまで大きく言う必要はないと思っておりますけども、やはり自分たちの市は自分たちでしっかりと運営していく、当然県や国の協力なり援助、これらも必要かと思っておりますけども、もう少し自立した行政運営をするべきかと思っております。

答えが出てこないようなので、これで一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございます。

議長（岸本義明君） 以上で、1番、鈴木浩之議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月7日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 4時36分 散会）